

はじめに

この冊子は、2012年3月1日、外務省が、明治大学及び国際移住機関（IOM）と共催して、明治大学（駿河台キャンパス）において開催した平成23年度「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップー東日本大震災と外国人政策」の概要と評価、開会の辞、基調講演及び配布資料をまとめたものです。

今回の国際ワークショップでは、内外の有識者、在京外交団、報道関係者や一般市民を含め約240名が参加し、東日本大震災を振り返り、在留外国人に対する支援について、経験や教訓を共有するとともに、今後の外国人の受入れの課題について討議しました。

今回の国際ワークショップの動画は「YouTube」（外務省動画チャンネル）に掲載されているほか、これまでの国際ワークショップに係る資料は、外務省ホームページ及びIOM 駐日事務所ホームページに掲載されていますので、御覧ください。

- 外務省ホームページ www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/foreign.html
- IOM 駐日事務所ホームページ www.iomjapan.org/archives/symposium.cfm

平成24年8月

外務省領事局外国人課

目次

I. 概要と評価

(日本文)	1
(英文)	3

II. 開会の辞

山根隆治 (外務副大臣)	6
勝 悦子 (明治大学副学長 (国際交流担当))	8

III. 基調講演

ウィリアム・レイシー・スウィング (IOM 事務局長)	11
---------------------------------------	----

IV. 配布資料

● プログラム	17
● 登壇者略歴	21

【外国有識者によるプレゼンテーション「東日本大震災を振り返って：国際的な視点から捉えた大規模自然災害－対応，調整，情報管理，パートナーシップ」】

● オリバー・レイシー・ホール (国連人道問題調整事務所 (OCHA) アジア太平洋地域事務所長)	31
---	----

【外国有識者によるプレゼンテーション「高度人材としての留学生の誘致・定着に関するオーストラリアの経験」】

● デニス・マレー (オーストラリア国際教育協会所長)	58
---------------------------------------	----

【パネル・ディスカッション「東日本大震災時の在留外国人への支援」】

● 大村昌枝 (財団法人宮城県国際交流協会参事兼企画事業課長)	60
● ウィリアム・バリガ (国際移住機関 (IOM) 駐日代表)	63
● 高橋政司 (外務省領事局外国人課首席事務官)	65

【パネル・ディスカッション「東日本大震災後の外国人受入れのあり方」】

- 川口 晶（日本経済団体連合会産業政策本部副本部長）・・・・・・・・・・70
- 横田雅弘（明治大学国際日本学部教授）・・・・・・・・・・83
- 石原 進（株式会社移民情報機構代表取締役）・・・・・・・・・・86

【参考】

- 統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

I. 概要と評価

3月1日、外務省は、明治大学において、明治大学及び国際移住機関（IOM）との共催により標記ワークショップを開催し、内外の有識者、在京外交団、報道関係者や一般市民を含め約240名が参加したところ、概要は次の通り。なお、冒頭セッションで、山根隆治外務副大臣、勝悦子明治大学副学長が開会の挨拶を行い、ウィリアム・レイシー・スウィング国際移住機関事務局長が基調講演を行った。

1. ワークショップの概要と評価

- (1) 東日本大震災が発生して1年がたとうとしている中で、依然として全国的に大震災や原発事故の影響が残り、外国人の受入れについても少なからず影響が出ている。
- (2) 今回の国際ワークショップでは、このような状況を踏まえ、東日本大震災時の在留外国人への支援と、今後の外国人受入れのあり方の2つのテーマについて討議を行った。
- (3) 第1のテーマについては、大震災発生後外国人への支援を行った内外の実務者が討議を行った。国際機関の参加も得て、大規模災害時の在留外国人への支援についての経験や教訓を共有することができたのは大変有意義だった。外務省からは、大規模災害時にフェイスブックの専用アカウントを活用して多言語による情報提供を行うことについて紹介した。
- (4) また、第2のテーマについては、我が国において少子高齢化や人口減少が進む一方で、大震災や原発などによる外国人の日本離れが懸念されていることを背景として、留学生、高度人材を含め、幅広い視点から討議が行われ、外国人受入れ問題の重要性や具体的な課題について理解を深めることができた。

2. パネル討論の概要

(1) テーマ1：「東日本大震災時の在留外国人への支援」（議長：池上重弘静岡文化芸術大学教授）

(ア) 大震災が在留外国人に与えた影響については、被災地において、外国人同士がより活発に交流や助け合いを行うようになったことや、外国人による支援が活発に行われたことが報告された。

(イ) 第2に、震災での経験の共有の重要性について認識が共有された。これまで経験したことのない複合的な災害について、実際に外国人への支援に関わった関係者の経験や教訓を共有することができ、将来の大災害に備える上でも大変有意義であった。

このような観点から、官と民の連携を平時から強化する必要があるとの意見があった。また、被災地の国際交流協会の活動がグッドプラクティスとしてとりあげられた。政府による外国人支援については、改善すべき点も含め多くの意見が出たが、外務省と法務省入国管理局が連携してとった施策が好意的に評価された。

(ウ) 第3に、大規模災害への対応における国際協力について、今回のワークショップでは、国際移住機関（IOM）や国連人道問題調整機関（OCHA）関係者の参加も得て、国際的な視点から今回の震災における対応を振り返り、課題について討議することができた。

(エ) 第4に、多言語による迅速な情報提供については、外国人は情報弱者の立場にあることから、在留外国人に対してはできる限り多様な手段で、かつ多言語により、情報提供を行うことが重要である（ITも重要だがホワイトボードへの掲示や口コミも重要）との報告があった。外務省からは、将来の災害に備え、外国人への多言語による支援を目的としてフェイスブックのアカウントを開設した旨説明した。

(2) テーマ2：「東日本大震災後の外国人の受入れのあり方」（議長：山脇啓造明治大学教授）

(ア) 震災や原発事故を背景として、日本に留学する外国人の減少が懸念される中で、「世界に開かれた復興」という政府の理念に基づき、外国人を積極的に受入れることがますます重要になっているとの意見があった。また、留学生は将来高度人材に育つことが期待される存在であることから、政府、経済界、教育機関が連携して、長期的、戦略的に取り組んでいくことが必要であるとの意見があった。同様の理由から、留学生と高度人材をばらばらにとらえるのではなく、留学生や高度人材も含む外国人材についての総合的な施策を国を挙げてとる必要があるとの意見もあった。

(イ) 高度人材については、日本政府の取り組みは遅れているとの指摘もあったが、法務省が昨年末公表した「高度人材に対するポイント制」については、高度人材の受入れに弾みをつけることが期待されるとの意見もあった。また、高度人材でなくても一定の資格や技能を有する外国人を幅広く受入れるべきであるとの意見もあった。

(ウ) 既に日本は多くの日系人労働者を定住外国人として受入れていることから、いわゆる単純労働者かどうかで受入れを判断するのは現状にあっておらず、抜本的な見直しが必要との意見もあった。

(エ) 外国人の受入れについては、高度人材かどうかに限らず、日本語や文化の違いが障害となっているとの意見や、そのような障害を克服する努力が必要との意見もあった。

(了)

I . Overview and evaluation

On March 1, 2012, the Ministry of Foreign Affairs of Japan held the above workshop at Meiji University in collaboration with Meiji University and the International Organization for Migration (IOM), with the attendance of around 240 among which are Japanese and foreign experts, foreign diplomats, journalists, and the general public. The overview of this event is summarized as follows. The opening remarks were given by Mr. Ryuji Yamane, Parliamentary Senior Vice-Minister for Foreign Affairs and Prof. Etsuko Katsu, Vice President, Meiji University. The keynote speech was delivered by Mr. William Lacy Swing, Director-General of the IOM.

1. Overview and evaluation of the workshop

- (1) Almost one year has passed since the Great East Japan Earthquake, and the country is still affected by the disaster and nuclear power plant accidents. This greatly impacts how Japan accepts foreign nationals.
- (2) Against this backdrop, this international workshop discussed how foreign nationals had been supported at the time of the Great East Japan Earthquake and how Japan should handle the issue of accepting foreign nationals in the coming days.
- (3) The first topic was discussed by Japanese and foreign experts who gave assistance to foreign nationals after the disaster struck. It was quite fruitful to have various international organizations attend the meeting and share experiences and lessons on how assistance was provided to foreign nationals when the large-scale disasters occurred. The Ministry of Foreign Affairs of Japan announced its plan to utilize its Facebook account to share information in several languages in the case of large-scale disasters.
- (4) The second topic was discussed in a broad perspective including acceptance of foreign students and Highly-Skilled foreign professionals taking into consideration that foreign nationals may leave Japan in the aftermath of the earthquake and nuclear power plant accidents in addition to the situation that Japan is seeing an aging of its society and a decrease in childbirth rates, resulting in a declining population. The attendants were able to deepen their understanding through the discussion on the importance and specific challenges related to accepting foreign nationals.

2. Overview of the Panel Discussion

(1) Theme 1: *Assistance to Foreign Nationals in the Areas Hit by the Great East Japan Earthquake*

(Chair: Prof. Shigehiro IKEGAMI, Professor of Shizuoka University of Art and Culture)

(a) Regarding the influence of the Great East Japan Earthquake on foreign nationals in Japan, it was reported that foreign nationals had become more active in interacting with and helping one another in the afflicted areas and that assistance to foreign nationals had been actively provided by other foreign nationals.

(b) Second, the participants shared their recognition of the importance of sharing experiences related to the earthquake disaster. The participants were able to share the experiences of and the lessons learned by those who were actually involved in providing assistance to foreign nationals in the wake of unprecedented multiple disasters, which was also extremely meaningful in terms of making preparations for major possible catastrophes in the future.

From such a perspective, some participants mentioned that it was necessary to strengthen public-private cooperation even in ordinary times. Furthermore, the activities of an international exchange association in the afflicted area were recognized as good practice. While there were many opinions about assistance to foreign nationals provided by the Government, including points needed to be improved, the measures taken by the Ministry of Foreign Affairs (MOFA) and the Immigration Bureau of Japan of the Ministry of Justice in a cooperative manner were regarded favorably.

(c) Third, with regard to international cooperation in response to large-scale disasters, the participants of the Workshop, including those from the IOM and the United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA), were able to look back on the response to the recent earthquake from an international perspective, and had discussions on the challenges.

(d) Fourth, regarding the prompt provision of information in multiple languages, it was reported that it was important to provide information to foreign nationals in Japan in as diverse methods as possible and in multiple languages (IT is important, but posting notices on whiteboards and word-of-mouth communication are also important) since foreign nationals can be considered information have-nots. MOFA revealed that it had opened a Facebook account to provide assistance to foreign nationals in multiple languages in preparation to respond to future disasters.

(2) Theme 2: Policy on Foreign Nationals in Post-Quake Japan

(Chair: Prof. Keizo YAMAWAKI, Professor of Meiji University)

- (a) Against the backdrop of concern about decreasing foreign nationals studying in Japan due to the earthquake disaster and the nuclear accidents, some pointed out increasing importance of accepting foreign nationals into Japan actively based on national policy of “Reconstruction open to the world.” Another point made was it is essential for the Government, business community and educational institutions to work cooperatively on the issues related to foreign students in Japan with strategic and long term view point as foreign students are expected to become Highly-Skilled foreign professionals in the future. Based on the same reasons, there was also the view that Japan needs to have comprehensive policies about foreign talent including both foreign students and Highly-Skilled foreign professionals, instead of tackling the issues regarding those groups separately.
- (b) Another view point was that Points-Based System for Highly-Skilled foreign professionals, which was introduced by the Ministry of Justice at the end of last year, promises to generate momentum for accepting Highly-Skilled foreign professionals, though it was also pointed out that Japanese Government’s engagement on such issues has been slow. Additionally, one point that was expressed was that foreign nationals with certain level of qualification and technical skills should be accepted widely, even if they are not necessarily considered as Highly-Skilled foreign professionals.
- (c) Another view was that since Japan has been already accepting a large number of laborers of Japanese descendant as Long-Term Residents, making a decision on accepting certain foreign nationals based on whether or not they are so-called unskilled labor is unsuited to the current circumstances, and there is a need for a fundamental review of such policies.
- (d) The view was put forward that Japanese language and cultural differences are barriers in accepting foreign nationals, irrespective of whether candidates are Highly-Skilled foreign professionals or not. Another view was that effort to overcome those kinds of barriers is necessary.

[End]

II. 開会の辞

1 山根 隆治外務副大臣

おはようございます。

只今ご紹介いただきました外務副大臣をしております，参議院議員の山根隆治でございます。

本日はご多忙の中，平成23年度「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」にご参加いただき，ありがとうございます。本ワークショップの主催者である外務省を代表して，本日参加された皆様を心より歓迎いたします。

あの3月11日から1年が経とうといたしております。改めて東日本大震災で犠牲となられたすべての皆様に対し，心から哀悼の意を表させていただきます。

東日本大震災は，被災地域が広範にわたるとともに，地震，津波，原子力発電所事故が重なり，かつ，震災の影響が広く全国に及んだことから，正に未曾有の国難でありました。同時に，震災後のこの1年は，政府として，内向きでない世界に開かれた復興を進める中で，諸外国の皆様からの温かいご支援を通じ，国際社会と日本の絆が深まった1年でもありました。

日本国内においても，多くの外国人が被災者の支援活動に取り組みられました。震災直後に自ら重機を被災地に持込み，がれきを撤去された日系人の方もおられました。被災地に赴きまして，母国の手料理を炊き出しとして振る舞った外国人の方々もおられました。この場をお借りいたしまして，関係するすべての皆様に改めて心より感謝の意を表させていただきます。

本日のワークショップの第1のテーマは，東日本大震災の際の在日外国人への支援についてであります。東日本大震災では，多くの外国人が日本人と同じように被災をされました。中には，情報や物資の入手に困難を感じられた方々も多かったと思います。また，被災地からの避難を余儀なくされた方，震災後の生活に不安を感じて帰国された方も少なからずおられたことと思います。本日のワークショップでは，今回の大震災を振り返り，外国人への支援に関する経験や教訓を共有することによって，今後の大規模災害における外国人への支援のあり方を考えるヒントが得られることを期待いたしております。

本日の会議における2つ目のテーマは，東日本大震災後の外国人受入れのあり方についてであります。我が国では，人口減少と高齢化の進行に伴い，人口要因が経済成長にマイナスの影響を与えるようになっております。一方で，在日外国人の数も2008年のリーマン・ショックを契機に減少してきており，震災の影響もあって，日本の活力の担い手となるような外国人の方々の日本離れも懸念をされております。このような背景の下で，昨年末，政府は，高度な資質や能力を持つと認められる外国人の方に対して，

出入国管理上の優遇措置を与える制度を速やかに導入し、優秀な海外人材の受入れを一層加速することを表明いたしました。今後は、少子高齢化や人口減少が進行しつつある我が国の活力となるべき人材を、国内外を問わず確保していくことが一層重要となります。

人材の確保という点では、留学生の受入れもまた重要な課題であります。私の地元である埼玉県川越市でも、近年、外国人留学生が増加しており、現在、市内の4つの大学で約1,300人の留学生が学んでおります。こうした留学生の受入れ促進や留学後に外国人を日本で雇用していくことは、我が国にとってますます重要な課題となっております。

このような問題意識の下で、是非、皆様には活発なご議論をお願いいたします。

最後になりましたが、本日のワークショップ開催のためにご尽力を頂きましたパネル・ディスカッションの議長である山脇先生、池上先生、並びに、ワークショップの共催者である国際移住機関のスウィング事務局長を始めとする職員の方々や、勝副学長を始めとする明治大学の皆様に、改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

本日のワークショップが実り多いものになることを祈念いたしまして、開会に当たっての私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

2 勝 悦子 明治大学副学長(国際交流担当)

ただいま、ご紹介にあずかりました、明治大学副学長の勝でございます。

まずは、本日、こうして非常に多くの方にご参加をいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

本事業の共催者を代表して、一言、ご挨拶を申し述べさせていただきたいと存じます。

「外国人の受入れと社会統合」をテーマとした本国際ワークショップは、本年度で3回目を迎えることとなりました。

これまでのワークショップを振り返らせていただきますと、一昨年の開催において、外国人を受入れる社会における意識啓発と外国人に対する情報提供の問題について話し合われました。

そこでは、外国人との相互理解、外国人との関係構築、外国人とつなぐ人材の育成、等々に関する数々の貴重な提言がなされております。

同時に、多言語による外国人に向けた生活ガイド及び生活の手引き書、といった具体的な成果物が得られております。

昨年開催のワークショップにおいては、将来における我が国の外国人政策について、労働者の受入れの問題、高度人材の受入れ、そして、グローバル化の課題としての「人の移動」といった、外国人政策をめぐる多様なテーマについて、今後、国民的な議論において参考と成りうる、分かり易い形で論点の整理がなされた、と伺っております。

外国人を受け入れる社会という点では、大学はまさしく受け入れ、そして交流が行われる「場」であります。

グローバル化・ボーダーレス化が急激に進展したことにより、「グローバル人材」の予備軍と言える留学生の流動化と交流が活発化しています。

1975年には全世界で80万人だった留学生数が、2009年には370万人と34年間で4.6倍に増加している状況にあります。

我が明治大学でも、10年前には300名程であった留学生は、本年度、1,150名余りと3.8倍に増えており、今後も留学生の受け入れを一層促進して行くこととしています。1,000名を越える留学生を受け入れている大学は、日本の大学800校余り中でも20校程にすぎません。

明治大学の海外における協定大学は、37カ国、175校になり、これら大学間での、教員・研究者同士の交流、相互の学生交換留学が行われ、多様で活発な交流が大学では行われています。

文部科学省は、各国との関係発展のため架け橋となる留学生の交流を促進すべく、日本人留学生の送り出し、外国人留学生の受入れの双方を強化すべく様々な施策に取り組んで

います。留学生の受入れに関して、2009 年度より国際化の拠点としての大学の体制整備を図り、我が国の大学の国際化を推進する事業に対して重点的に財政支援を行う「グローバル30」を進めています。

明治大学は、このG30事業に選ばれた我が国の 13 大学の一つとして、英語による授業のみで学位を取得できるコースの整備を行い、同時に、魅力的な日本語、日本文化、専門教育の短期プログラムを開設し、海外から数多くの学生を受け入れ、着実に成果を重ねているところです。

現在の我が国の大学における主要なテーマ、特に期待されている役割である「グローバル人材育成」について言えば、留学生の受け入れのみならず、日本人学生を海外に送り出すこと、海外留学を更に促進する制度や仕組み整備が課題となっているところです。

これに加え、最近の動きとして、東京大学をはじめして、大学の「秋入学」導入という、日本の大学はさらなる国際化に向けた議論の高まりもあることから、今後、社会の中で大学が担う役割は多様な観点から考えていくことが求められている状況にあります。

外国人の受け入れをテーマに毎年開かれる外務省のワークショップが、今回初めて、留学生に焦点をあてることは意義深く、G30実施大学として、また世界に開かれた大学として、明治大学で、今般このワークショップが行われることは大変意味のあることだと思います。

本年度のワークショップは、2011 年 3 月 11 日に発生した未曾有の災害である東日本大震災を受けての開催となりました。

大震災と原発事故の影響は図り知れず、一年が経過しようとしている今なお、災害からの復興、事故復旧に向けた国を挙げての取組みが行われているところであり、これに関連する問題は、原子力政策、エネルギー政策、危機管理、都市計画、防災をはじめとした政治・経済、行政の問題から我々の日常の生活の隅々にまで及んでいます。

震災への対応は、あらゆる事象に関係のある避けて通ることのできない重要なテーマとなっています。

明治大学では、震災からの復興支援を、教育の一環として位置づけるとともに、国境を越え、共生する地球市民としての役割を担う人材育成の場として、震災復興支援センターを設置し活動しております。

また、ボランティアを単位化するなど制度面を整え、ボランティアや支援活動を促進する取り組みを展開しており、学生が中心となって被災地域への支援を広げて行く活動を進めています。

本日のテーマである「東日本大震災と外国人政策」は、高等教育機関である大学においても、非常に重要、かつ、大きなテーマであると考えます。
本ワークショップにおいて、日本における外国人受け入れについての有意義な議論と情報交換、そして、貴重な知見が得られることを期待してやみません。

最後になりましたが、本ワークショップの開催に御尽力いただきました、外務省、国際移住機関(IOM)をはじめとした関係の皆様方に、感謝を申し上げますとともに、実りある機会となることを祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

Ⅲ. 基調講演

ウィリアム・レイシー・スウィング (IOM 事務局長)



Organisation internationale pour les migrations (OIM)

KEYNOTE REMARKS

William Lacy Swing

Director General of the International Organization for Migration

**International Workshop on Acceptance of Foreign Nationals and their Integration into Japan:
Policies on Foreign Nationals in Post-Disaster Japan**

Meiji University Surugadai Campus

Thursday, 1 March 2012

Your Excellency, Senior Vice-Minister for Foreign Affairs, Mr. Yamane,
Prof. Katsu, Vice President of this distinguished university,
panelists and discussants, distinguished guests, ladies and gentlemen,

Good morning.

Let me say at the outset what a great honour it is for IOM, the International Organization for Migration, and for me to be able to visit Japan once again to take part in this workshop.

Since I was elected as the Director General of IOM in 2008, it has become a regular pattern for me to visit Japan at least once a year to attend this forum. This is my fourth visit to Japan, and my fourth time taking part in this workshop.

I have come here today to share with you some particularly poignant sentiments. Last year, it was with deep sadness and shock that we all learned of the enormous loss of life, destruction and suffering caused by the Great East Japan Earthquake. So let me, at 10 days before the first anniversary of the tragedy, reiterate our deep condolences and sympathies from IOM and our staff around world to the government and the people of Japan, and to all those who have suffered as a result of this disaster. In particular, I wish to express our profound admiration for the courageous



Organisation internationale pour les migrations (OIM)

Japanese people, and for the resilience and dignity with which they responded in coping with such an unprecedented national challenge.

And as a final introductory remark, I would like to congratulate the Ministry of Foreign Affairs and Meiji University for organizing this workshop and for choosing such an important and forward-looking theme: *“Policies on Foreign Nationals in Post-Disaster Japan”*. I know that together we want to explore possible options regarding future migration and integration policy in Japan, which has been challenged by the enormous impact of the tragic disaster a year ago this month.

With these brief words of introduction, I would like to underline and highlight three points.

I. Migrant integration in the context of humanitarian crises

The first point is that a humanitarian disaster, such as an earthquake, makes migrant integration even more critical and more compelling.

Human mobility and migration —to quote the new book by Professor Ian Goldin— “have shaped our present and will determine our future.” Migration is humankind’s oldest and original poverty reduction strategy. We live an era of greatest human mobility in recorded history. If the United Nations now says that there are seven billion people on the planet, and one billion are in a migratory status, that means that one in every seven persons on the globe is in a migratory mode. About a quarter of a billion people are crossing international borders, and three-quarters of a billion are moving internally within their own countries. We need to be prepared to make migration a positive experience.

The Vice-Minister has mentioned the demographic challenge we face today, particularly for a country as industrialized and as developed as Japan. For much of the industrialized world, demography will determine much of our future, as will disasters.

We also have the digital revolution whereby people are connected to the internet. That is, about a third of the world knows what is going on in the rest of the world at any given time. So we need to deal with migration from that angle.

Human disasters, conflict, social unrest, and political upheaval test the fabric of society.



Organisation internationale pour les migrations (OIM)

Crises often produce a remarkable display of unity, as in the case of Japan on March 1st last year. But in other societies, crises can also expose fragmentation.

Integration remains one of the biggest challenges in normal times, and in times of disaster, it becomes an even greater challenge. In a crisis, the tendency is for the atmosphere to deteriorate. Migrants are often stereotyped and criminalized in such periods of change. We all need to make greater efforts than ever before to make migrants feel at home: to facilitate their integration into society, to learn the language, to come to appreciate the culture and to feel that they are one with the host nation.

A number of the communities that were struck by the Great East Japan Earthquake responded remarkably with immediate support measures for affected migrants. I look forward to hearing at the workshop today some of the experiences from representatives of these many affected communities, as well as from migrants on how they coped with and overcame these challenges. It was an honour for IOM to be able to contribute to the emergency response in a very modest way. We were asked to provide multi-lingual information services for migrants. We were also asked to provide humanitarian return assistance to affected migrants who were unable to go home on their own means. And we were also asked to provide on-site psycho-social assistance to migrants remaining in affected areas.

The private sector, with whom I met yesterday, also has a responsibility to assist migrants in times of crises. We just evacuated a quarter of a million migrant workers from Libya. Very few of the companies who brought those migrants there did anything in terms of fulfilling their responsibility to bring them back home in the middle of a crisis. We need to look at standard contracts in the private sector that give companies the responsibility to support these migrants when disaster strikes. I would particularly like to emphasize the need for both the migrant and the host society to continue building two-way relationships through the rebuilding phase of affected communities.

Migrants have been important members of society for many years, and they possess important roles and skills in local communities. As such, they can contribute to post disaster recovery in Japan and elsewhere. With its aging populations and negative replacement rates, countries in the industrialized world, such as Japan, will become increasingly dependent upon migrant support, especially in times of disaster. We have entire communities that are aging communities who have very few young people, and they will need the support of migrants.



Organisation internationale pour les migrations (OIM)

I have learned, for example, that many international students and migrants in Japan, including those living in the Tohoku region, participated in the relief and recovery efforts. I also read a heartwarming story about a Japanese-Brazilian graffiti artist who went to, stayed, and worked in an evacuation community in the Miyagi Prefecture, and who transformed the housing there with colourful images. There are similar stories from other countries. For example, in Italy after the L'Aquila earthquake migrants actually assumed a very active role in removing the debris and assisting relief efforts in general. It is symbolic that the Japanese word “*kizuna*” was ranked as the number one *kanji* of 2011. *Kizuna*, a two way relationship, is a foundation for successful migrant integration.

II. Migrant contributions

That leads me to my second point: the ability of migrants to contribute in times of crisis. During disaster and in the recovery period migrants need to be made to feel part of the solution rather than part of the problem. Migrants want to contribute— and they can contribute— to the recovery phase in any country after a disaster, including Japan.

There is a tendency however, on the part of many countries to adopt negative attitudes and negative policies towards migrants, particularly when facing natural disasters. In the middle of the global economic crisis a great tendency was to say, “send the migrants home”, and to otherwise take a negative attitude.

In contrast, our host country, Japan, has taken several very positive steps to protect and promote migration. The government of Japan, for example, will launch a point-based system for skilled migrants later this year. The proposed points system is designed to provide preferential status for migrants who possess specialized skills that meet the priorities of Japanese society. This is the sort of active migration policy that can contribute to revitalizing society by filling skilled manpower gaps. It also brings innovation, ideas, talents and skills from diverse cultural backgrounds into society.

Secondly, despite the disastrous events of March 11th last year, Japan has continued to implement its pilot project for refugee resettlement throughout this difficult period. I have every impression that Japan intends to maintain this forward-looking migration policy in overcoming present challenges.



Organisation internationale pour les migrations (OIM)

Just yesterday, I had the honour and privilege of meeting with the Myanmar refugees in this programme. I was able to listen to them as they recited a number of poems in the Japanese language, and made statements about their life in Japan. I also saw that a third group of Myanmar refugees is now being prepared in the northern Thailand refugee camps. Despite its own difficulties, Japan has continued to support Myanmar refugees.

The triple disaster that struck Japan last year was unprecedented. It is possible to see some clues for future migration policy in Japan from the experiences of other countries. There is no doubt that the courageous Japanese people draw their own lessons from this experience.

Beyond natural disasters, it is also useful to take a look at migration policy developments in industrialized countries affected by the economic crisis. Some destination countries are taking more restrictive measures against migration as domestic political pressures rise due to high unemployment rates.

III. Communication for migrants during the Crisis

My third point is about communication on behalf of migrants during a crisis. One of the problems we faced during the Great East Japan Earthquake was to ensure timely and accurate communication for migrants during the crisis, and to prepare migration policies for the longer-term. This requires a concerted effort from all partners in the emergency response period.

Preparation is about ninety percent of the challenge in a crisis. While Japanese society has remained on high alert and has been highly effective in emergency preparedness, this has not been the case for migrants. We must do a better job in preparing them in the future.

From our experience, I would emphasize how essential it is to prepare migrants for a new life including the preparation for disasters. We ourselves are involved in resettling vulnerable refugees to third countries, including Japan. IOM resettles about 250,000 migrants and refugees every year, including medically examining and transporting them, and preparing them for the transition through practical cultural orientation and language training courses. We also provide similar pre-departure training for migrants, labour migrants, and students and family reunification cases. We do this by providing migrants up to date, accurate and unbiased information about life in the country of destination.



Organisation internationale pour les migrations (OIM)

These presentations include information about migrants' rights and obligations, as well as the expectations of the receiving communities. At the same time, we are also helping to assist communities by giving them awareness raising information through cultural profiles of the newcomers, and through identifying possible areas in which cultural conflicts may occur. We will continue to improve the content and methodology of pre-departure training in order to prepare migrants for emergency situations.

CONCLUSION

In closing, let me simply reiterate our profound appreciation for the continued contributions that the government and the people of Japan are making to global humanitarian issues around the world.

I have just come back from Somalia, South Sudan, the Democratic Republic of Congo, and most recently from Haiti. Everywhere I go the work of the Japanese people and government is very evident in initiatives that change the lives of people around the globe.

So, I would like to take this time to express my appreciation once again, and to thank you for this opportunity and the honour of being a part of this distinguished gathering today.

Thank you very much.

* * * * *

IV. 配付資料



平成23年度 外国人の受入れと社会統合のための 国際ワークショップ

— 東日本大震災と外国人政策 —

日時 2012年3月1日(木) 10:00 - 17:00 (開場 9:30)

会場 明治大学駿河台キャンパス アカデミーコモン2階会議室
(東京都千代田区神田駿河台 1-1)

主催 外務省・明治大学・国際移住機関 (IOM)

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として我が国に甚大な被害をもたらしました。今回の震災は、地震、津波に加え原子力発電所事故が重なるという複合的なものであり、日本経済のみならず社会全体に多大な影響を及ぼしました。そうした中、外国人の受入れと社会統合をめぐる課題もあらためて浮き彫りとなっています。このような状況を踏まえ、外務省、明治大学及び国際移住機関 (IOM) は、来る3月1日(木)、平成23年度「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ—東日本大震災と外国人政策—」を明治大学で開催します。

本ワークショップでは、今回の震災が在日外国人に及ぼした影響を念頭に置き、震災を体験した外国人を含む国内外の有識者や実務者により「東日本大震災時の在留外国人への支援」及び「東日本大震災後の外国人受入れのあり方」という二つのテーマについて討議します。

本ワークショップへの参加をご希望の方は、以下の要領で申込みください。皆様のご参加をお待ちしています。

プログラム (予定) 日・英同時通訳付 以下、敬称略

10:00 司会者の冒頭説明

船山光一 (外務省領事局外国人課企画官)

10:05 開会の辞

山根隆治 (外務副大臣)

勝悦子 (明治大学副学長 (国際交流担当))

10:15 基調講演

ウィリアム・レイシー・スウィング (IOM 事務局長)

10:30 休憩

10:45 外国有識者によるプレゼンテーション

「東日本大震災を振り返って：国際的な視点から捉えた大規模自然災害—対応、調整、情報管理、パートナーシップ」

オリバー・レイシー・ホール

(国連人道問題調整事務所 (OCHA))

アジア太平洋地域事務所長)

11:00 外国有識者によるプレゼンテーション

「高度人材としての留学生の誘致・定着に関するオーストラリアの経験」

デニス・マレー (オーストラリア国際教育協会会長)

11:15 被災地からの声

佐々木アメリア (宮城県南三陸町在住)

11:30 昼休み

12:50 パネル・ディスカッション

「東日本大震災時の在留外国人への支援」

議長：池上重弘 (静岡文化芸術大学文化政策学部教授)

パネリスト：

大村昌枝 (財団法人宮城県国際交流協会参事兼企画事業課長)

ウィリアム・バリガ (IOM 駐日代表)

高橋政司 (外務省領事局外国人課首席事務官)

ディスカッサント：

吉富志津代

(大阪大学グローバルコラボレーションセンター特任准教授)

オリバー・レイシー・ホール

14:30 休憩

14:45 パネル・ディスカッション

「東日本大震災後の外国人受入れのあり方」

議長：山脇啓造 (明治大学国際日本学部教授)

パネリスト：

川口晶 (日本経済団体連合会産業政策本部副本部長)

横田雅弘 (明治大学国際日本学部教授)

石原進 (株式会社移民情報機構代表取締役)

ディスカッサント：

ロバート・デュジャリック

(テンブル大学ジャパンキャンパス現代アジア研究所長)

デニス・マレー

16:30 閉会の辞

沼田幹夫 (外務省領事局長)

会場地図

明治大学駿河台キャンパス アカデミーコモン2階会議室

所在地：

東京都千代田区神田駿河台1-1

交通案内：

御茶ノ水駅 徒歩3分
(JR中央線・総武線,
東京メトロ丸ノ内線)

新御茶ノ水駅 徒歩5分
(東京メトロ千代田線)

神保町駅 徒歩5分
(都営地下鉄三田線・新宿線,
東京メトロ半蔵門線)



※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。(会場には、駐車場はありません。)

参加申し込み 申し込み期限 2012年2月16日(木)

参加ご希望の方は、以下のIOM駐日事務所ウェブサイトからお申し込みください。

申込先ウェブサイト→

http://www.iomjapan.org/news/event_029.cfm

※本ワークショップは**事前申込み制**とさせていただきます。事前申込みをされていない方はご入場できませんので、予めご了承ください。

※お申し込みの際にご記入いただきました個人情報は、適切に管理し、本ワークショップの運営のためにのみ使用します。

※**お申し込みを受け付けた旨の連絡は致しておりませんので、予めご了承ください。**

※会場の座席に制限がありますので、お申し込みをされても参加できない場合がございます。その際は、事務局からご連絡しますので、ご了承ください。

ワークショップに関するお問い合わせ



国際移住機関 (IOM) 駐日事務所

お問合せフォーム：<http://www.iomjapan.org/info/info.cfm>

Tel. 03-3595-2487 (土日・祝日を除く 10:00～12:30, 13:30～18:00)

★ 会場、アクセス、その他明治大学に関するお問い合わせは、明治大学にお願いします。
明治大学 国際連携事務室 Tel: 03-3296-4591

***International Workshop co-organized by the Ministry of Foreign Affairs of Japan,
Meiji University, and the International Organization for Migration (IOM)***

**FY2011 INTERNATIONAL WORKSHOP ON ACCEPTANCE OF
FOREIGN NATIONALS AND THEIR INTEGRATION INTO JAPAN:
-Great East Japan Earthquake and the Policy on Foreign Nationals-**

*Thursday, March 1, 2012
Meiji University Surugadai Campus
Academy Common 2nd Floor Conference Room
10:00 - 17:00 (Doors open at 9:30)*

Objectives of the workshop

On March 11, 2011, Japan was hit by a massive earthquake which caused grave damages in the disaster stricken regions. The Great East Japan Earthquake was a multiple catastrophe in combination with earthquakes, tsunamis and Fukushima nuclear accidents, and exerted great impacts on the Japanese economy and society in all aspects. It also highlighted long-standing issues, related to the acceptance of foreign nationals and their integration into Japan. Taking into consideration the current situation, the Ministry of Foreign Affairs of Japan, Meiji University and the International Organization for Migration (IOM) will hold the “FY2011 International Workshop on Acceptance of Foreign Nationals and Their Integration into Japan -Great East Japan Earthquake and the Policy on Foreign Nationals-” on March 1 (Thursday) at Meiji University, Tokyo.

Taking into account the impact made by the earthquakes, tsunamis and Fukushima nuclear accidents on foreign nationals living in Japan, experts and practitioners from inside and outside of Japan including a foreign national resident who directly experienced the Great East Japan Earthquake will discuss the following two issues, “Assistance to foreign nationals in the areas hit by the Great East Japan Earthquake” and “Policy on foreign nationals in post-quake Japan”.

Programme (provisional) * *English-Japanese simultaneous interpretation available*

10:00 Introduction

Mr. Koichi FUNAYAMA, Senior Coordinator of Foreign Nationals' Affairs Division,
Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs of Japan

10:05 Opening remarks

Mr. Ryuji YAMANE, Parliamentary Senior Vice-Minister for Foreign Affairs
Prof. Etsuko KATSU, Vice President International of Meiji University

10:15 Keynote speech

Mr. William Lacy SWING, Director-General of the International Organization for Migration (IOM)

(10:30 Break)

10:45 Presentation by an international expert

“A reflection on the 11 March 2011 earthquake: International dimensions of a large scale natural disaster - response, coordination, information management and partnership”

Mr. Oliver LACEY-HALL, Head of the Regional Office for Asia and the Pacific
United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA)

11:00 Presentation by an international expert

“Australia’s Experience in Attracting and Integrating International Students, especially as Skilled Workers.”

Mr. Dennis MURRAY, Director of Research and Business Development,
International Education Association of Australia (IEAA)

11:15 Presentation by a foreign national resident in the earthquake-affected area

Ms. Amelia SASAKI (from Minamisanriku Town, Miyagi Prefecture)

(11:30 Lunch break)

12:50 Session 1 “Assistance to foreign nationals in the areas hit by the Great East Japan Earthquake”

Chair: Prof. Shigehiro IKEGAMI, Professor of Department of International Culture,
Faculty of Cultural Policy and Management, Shizuoka University of Art and Culture

Panelists: Ms. Masae OMURA, Director of Planning & Coordination Section, Miyagi International Association
Mr. William BARRIGA, Chief of Mission of International Organization for Migration (IOM) Tokyo
Mr. Masashi TAKAHASHI, Principal Deputy Director of Foreign Nationals' Affairs Division,
Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs of Japan

Discussants: Prof. Shizuyo YOSHITOMI, Specially Appointed Associate Professor of Osaka University
Mr. Oliver LACEY-HALL

(14:30 Break)

14:45 Session 2 “Policy on foreign nationals in post-quake Japan”

Chair: Prof. Keizo YAMAWAKI, Professor of the School of Global Japanese Studies, Meiji University

Panelists: Mr. Akira KAWAGUCHI, Co-Director of Industrial Policy Bureau, Nippon Keidanren
(Japan Business Federation)
Prof. Masahiro YOKOTA, Professor of the School of Global Japanese Studies, Meiji University
Mr. Susumu ISHIHARA, President of the Japan Immigrant Information Agency

Discussants: Mr. Robert DUJARRIC, Director of Institute of Contemporary Asian Studies,
Temple University Japan Campus
Mr. Dennis MURRAY

16:30 Closing remarks

Mr. Mikio NUMATA, Director-General of Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs of Japan

登壇者略歴（敬称略）

【主催】

山根 隆治（外務副大臣）

1948年、東京都豊島区生まれ。川越市市議会議員4期連続、埼玉県議会議員2期連続を経て、2001年、参議院議員（埼玉選挙区）1期目当選。2007年、参議院議員（埼玉選挙区）2期目当選。2009年、党副幹事長。2010年、党筆頭副幹事長。2010～2011年、東日本大震災復興特別委員。2011年9月、外務副大臣就任（野田内閣）。2012年1月、外務副大臣（野田改造内閣）。

沼田 幹夫（外務省領事局長）

1974年、外務省入省。2004年、在香港日本国総領事館勤務。2007年、在ニューヨーク日本国総領事館勤務。2009年7月、大臣官房参事官（国会担当）を経て、2011年9月から現職。

勝 悦子（明治大学副学長（国際交流担当））

慶応義塾大学経済学部卒業。日本総合研究所シニアエコノミスト、茨城大学人文学部社会科学科助教授を経て、1998年、明治大学政治経済学部助教授。2003年、同教授。2008年から明治大学副学長（国際交流担当）。専門は国際金融論。財務省関税外国為替審議会委員、厚生労働省労働政策審議会、最低賃金審議会委員、文部科学省中央教育審議会委員など。著書に『新しい国際金融論』（2011年、有斐閣）、『国際金融理論』（共著、2008年有斐閣）など。

ウィリアム・レイシー・スウィング（国際移住機関（IOM）事務局長）

米国国務省に在職中に、6か国の大使を歴任し、いくつかの大規模在外公館の運営及び人道開発支援に従事。グローバルな人の移動について深い造詣を持つ。2003年から2008年まで、国連事務総長特別代表として、世界最大規模の国連PKO国連コンゴ民主共和国を統率。2008年より現職。

【外国有識者】

オリバー・レイシー・ホール（国連人道問題調整事務所（OCHA）アジア太平洋地域事務所長）

国連人道問題調整事務所（OCHA）アジア太平洋地域事務所長。人道支援分野で25年間以上の経験を持つ。難民問題、業務調整、情報通信、プロジェクト・プログラム管理を専門とし、これまで中国、ベトナム、インドネシア、イラク、クロアチア、アルメニア、北朝鮮にて人道支援に従事。

デニス・マレー（オーストラリア国際教育協会（IEAA）所長）

国際教育に携わる教職員の最高機関、オーストラリア国際教育協会（IEAA）所長。民間コンサルタント会社マレー・ゴールド・インターナショナル代表取締役

を兼任。オーストラリアの複数の大学で計 20 年間以上にわたり経営管理職を務める。アジア、アフリカ、欧州、北米での豊富な国際経験を有し、国際教育並びに高等教育全般の戦略、政策、リーダーシップについての研究・著作多数。

【被災地からの声】

佐々木 アメリア（宮城県南三陸町在住）

フィリピン出身。20 年以上にわたり、塾で英語を教える。また、宮城県警察登録通訳人や、日本語を話せない児童・生徒のための小・中学校非常勤講師を務めているほか、宮城県国際交流協会外国籍子どもサポーターや災害時通訳人としてボランティア活動にも従事。南三陸町国際交流協会理事。フィリピン人女性向けの団体「サンパギータ F.L.」, 「バヤニハン国際友の会」を組織し、会長を務める。

【パネル・ディスカッション「東日本大震災時の在留外国人への支援」】

池上 重弘（静岡文化芸術大学文化政策学部教授）（議長）

1991 年に北海道大学大学院文学研究科修了後、同大文学部助手。1996 年に静岡県立大学短期大学部専任講師として浜松市に移る。2001 年静岡文化芸術大学文化政策学部助教授。その後、准教授に職位名変更。2008 年より現職。専門は文化人類学、多文化共生論。現在の主な公職として移民政策学会理事（2009 年～）、外国人集住都市会議アドバイザー（2004 年～）、静岡県多文化共生審議会委員（2009 年～）等。

大村 昌枝（財団法人宮城県国際交流協会参事兼企画事業課長）

1975 年～1981 年、日本航空株式会社国際線客室常務部勤務。1987 年から財団法人宮城県国際交流協会勤務。2004 年から同協会企画事業課長。主な企画：「岩手、宮城、福島三県国際交流協会合同会議（2007 年～）」, 「外国人支援通訳サポーター制度」, 「東日本大震災被災外国人支援事業」。

ウィリアム・バリガ（国際移住機関（IOM）駐日代表）

地方自治体監査事務所、国際 NGO 等での勤務を経て、1988 年、インドシナ難民第三国定住支援担当として IOM で勤務を開始。1990 年より、15 年間、IOM 緊急支援チームの任務に従事。機関間常設委員会の枠組みの下で、世界各地の現場で緊急・紛争後支援に従事。2010 年に IOM 駐日代表に着任するまで、IOM 本部にて労働移住部部長として勤務。

高橋 政司（外務省領事局外国人課首席事務官）

1989 年、外務省入省。1989 年、在パプア・ニューギニア日本大使館勤務。1992 年、外務省欧亜局大洋州課勤務。1998 年、在デュッセルドルフ日本国総領事館勤務。2002 年、在ドイツ連邦共和国日本大使館勤務。2005 年、外務省アジア大洋州局大洋州課首席事務官を経て、2009 年から現職。

吉富 志津代（大阪大学グローバルコラボレーションセンター特任准教授）

神戸大学修士（国際学），京都大学博士（人間・環境学）。1995年の阪神・淡路大震災の発生後，外国人救援ネット設立やコミュニティ放送局「FMわいわい」発足に参加。その市民活動の延長で，多言語環境の促進や青少年育成のための活動を切り口に，外国人自助組織の自立支援活動に従事。その他，NPO法人多言語センターFACIL理事長，移民政策学会理事などを務める。

【パネル・ディスカッション「東日本大震災後の外国人受入れのあり方」】

山脇 啓造（明治大学国際日本学部教授）（議長）

東京大学法学部卒業，コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。専門は移民政策・多文化共生論。総務省，法務省，文部科学省，外務省，国土交通省の外国人施策関連委員を歴任。また，愛知県多文化共生推進プラン検討会議座長，宮城県多文化共生推進条例策定懇話会座長，東京都地域国際化推進検討委員会委員長等，数多くの地方自治体の外国人施策関連委員も歴任。

川口 晶（日本経済団体連合会産業政策副本部長）

1983年3月，一橋大学卒業。1983年4月，（社）経済団体連合会（現日本経済団体連合会）事務局入局。国際経済，国際協力，広報，産業政策等の部門で勤務。2009年4月から（社）日本経済団体連合会産業政策本部副本部長。この間，外務省出向（1995年11月～98年3月，在シンガポール日本国大使館専門調査員），一橋大学出向（2006年4月～07年3月，法学研究科/国際・公共政策大学院教授）を経験。

横田 雅弘（明治大学国際日本学部教授）

1953年生。1977年上智大学卒。企業経験を経て，1984年ハーバード大学教育学大学院修士課程修了。2008年東京学芸大学にて学術博士（教育）取得。1987年一橋大学商学部講師，同留学生センター教授を経て，2008年より明治大学国際日本学部教授。2009年より明治大学国際教育センター長。2009年より異文化間教育学会会長，留学生教育学会理事。専門分野は留学生アドバイジング，留学生政策。

石原 進（株式会社移民情報機構代表取締役）

1951年生まれ。神奈川県出身。慶応義塾大学文学部卒。1974年から2007年まで毎日新聞社に勤務。大阪本社社会部記者，政治部記者，論説委員（安全保障担当）など歴任。2008年に（株）移民情報機構を設立。多文化情報誌「イミグランツ」を発刊。ウェブサイト「外国人留学生支援ナビ」運営。文部科学省「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」委員。防衛施設中央審議会委員。

ロバート・デュジャリック（テンプル大学ジャパンキャンパス現代アジア研究所長）

1961 年生まれ。パリ，ニューヨークで育つ。7 か国にわたる職務経験を持つ。1983 年，ハーバード大学学士号取得（政治・行政学）。1989 年，イエール大学 MBA 取得。1996～1999 年，ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院（歴史学・IR コース）。ファースト・ボストン・コーポレーション（1984～1986，1987 年），ゴールドマン・サックス証券会社合併買収部門（1989～1993 年），経済産業研究所外交問題評議会日立フェロー客員研究員（2004～2005 年），日本国際問題研究所客員研究員（2005 年～）を経て，2007 年から現職。

PROFILES

[Co-organizers]

Mr. Ryuji YAMANE, Parliamentary Senior Vice-Minister for Foreign Affairs

Born in Toshima City, Tokyo in 1948. Member of the Kawagoe City Assembly for four consecutive terms from 1979. Member of the Saitama Prefectural Assembly for two consecutive terms from 1995. Elected to the House of Councillors (Saitama prefectural constituency) for the first term in 2001. Elected to the House of Councillors (Saitama prefectural constituency) for the second term in 2007. Vice Secretary General, the Democratic Party of Japan (DPJ) in 2009. Chief Vice Secretary General, DPJ in 2010. Member, Special Committee on Reconstruction after the Great East Japan Earthquake in 2011. Parliamentary Senior Vice-Minister for Foreign Affairs (Noda Cabinet) in September 2011. Parliamentary Senior Vice-Minister for Foreign Affairs (Reshuffled Noda Cabinet) in January 2012.

Mr. Mikio NUMATA, Director-General of the Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs

Joined the Ministry of Foreign Affairs in 1974. He served at the Consulate-General of Japan at Hong Kong; the Consulate-General of Japan in New York. After the Deputy Assistant Vice-Minister (Parliamentary Affairs), he assumed his current post in September 2011.

Prof. Etsuko KATSU, Vice President International of Meiji University

She has served as a Vice President (International) Meiji University since 2008. She is Member of Council for the Ministry of Finance, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, and Ministry of Health, Labour and Welfare. Her areas of specialization include International Finance and Monetary Economics. Her most recent publications include Modern International Monetary Economics (2011). She has made presentations and written widely on issues related to international education of higher education institutions as well.

Mr. William Lacy SWING, Director-General of International Organization for Migration (IOM)

Six postings as ambassador during his diplomatic career at the United States Department of State, managing some of the largest diplomatic missions and

foreign development and humanitarian aid programmes, he has profound knowledge of global migration issues. From 2003 till 2008, he successfully led the largest United Nations Peacekeeping Operations Mission in the Democratic Republic of the Congo as UN Special Representative of the Secretary-General. He assumed his current post in 2008.

[International Experts]

Mr. Oliver Lacey-HALL, Head of the Regional Office for Asia and the Pacific, United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA)

He has 25 years experience in humanitarian work, focusing on refugee issues, coordination and communications, and project and programme management. Previous work experience includes humanitarian coordination and response in China, Viet Nam, Indonesia, Iraq, Croatia, Armenia and the Democratic People's Republic of Korea. He assumed his current post in March 2011.

Mr. Dennis MURRAY, Director of Research and Business Development for the International Education Association of Australia (IEAA)

He is Director, Research and Business Development for the International Education Association of Australia (IEAA), the peak body for international educational professionals in Australia, and Director of Murray-Goold International a private consulting company. He has held executive management positions for over 20 years in a number of Australian universities. He has extensive international experience in Asia, Africa, Europe and North America and has researched and published widely on strategy, policy and leadership in international education as well as higher education more generally.

[Foreign National Living in the Earthquake Affected Area]

Ms. Amelia SASAKI

Born in Philippines. She has been teaching English at a cramming school for more than 20 years. She also works as an appointed interpreter at Miyagi Prefectural Police Headquarters and as a part-time teacher to non-Japanese-speaking students in the elementary and junior high school. She participates on volunteer activities of Miyagi International Friendship Association as a registered supporter of children of foreign nationality; a registered interpreter for foreigners in times of disaster. She is on the board of directors of Minamisanriku International Friendship Association. Founded and presides organizations of Filipina wives called "Sampaguita F.L. Association" and "Foreign Wives' Bayanihan Circle".

[Members of Panel Discussion 1]

Prof. Shigehiro IKEGAMI, Professor of Department of International Culture Faculty of Cultural Policy and Management, Shizuoka University of Art and Culture (Chair of the Panel)

After finishing Graduate School of Letters, Hokkaido University in 1990, started professional career as research associate of the same university. In 1996 he acquired a new position as lecturer of Hamamatsu College of University of Shizuoka. He extends his career by taking a position as associate professor of Shizuoka University of Art and Culture in 2001. Since 2008 he has been professor in cultural anthropology of the same university.

Ms. Masae OMURA, Director of Planning & Coordination Section of Miyagi International Association

Joined JAPAN AIRLINES Co., Ltd in 1975. Resigned from International Service Cabin Attendant Section of JAPAN AIRLINES in 1981. Joined Miyagi International Association in 1987. Assumed her current post in 2004. She launched many projects such as "Iwate, Miyagi, Fukushima International Associations' Conference", "Interpreter System for Supporting Foreign Nationals living in Miyagi" and "Supporting Programs for Foreign Nationals Suffered from the Great East Japan Earthquake".

Mr. William BARRIGA, Chief of Mission of International Organization for Migration (IOM) Tokyo

After working with the local government audit office and an international NGO, joined IOM in 1988 in the context of Indochinese refugee resettlement programme. Member of IOM's emergency team for 15 years since 1990. Travelled extensively globally responding to humanitarian crisis / post-crisis situations under the framework of the UN Interagency Standing Committee. Head of Labour and Facilitated Migration Division in IOM headquarters prior taking up current position in 2010.

Mr. Masashi TAKAHASHI, Principal Deputy Director of Foreign Nationals' Affairs Division, Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs

Joined the Ministry of Foreign Affairs in 1989. He served at the Japanese Embassy in Papua New Guinea ; Oceania Division, European and Oceanic Affairs Bureau; the Consulate General of Japan at Dusseldorf; the Embassy of Japan in the Federal Republic of Germany. After the Principal Deputy Director of Oceania Division, Asian and Oceanian Affairs Bureau, he assumed his current post in 2009.

Prof. Shizuyo YOSHITOMI, Specially Appointed Associate Professor of Osaka University

She received her MA from Kobe University (International Studies) and her PhD from Kyoto University (Human and Environmental Studies). After witnessing the Great Hanshin/Awaji Earthquake in 1995, she joined the initiatives to establish networks of assisting foreign residents and community radio broadcasting studio "FM YY". As a part of these civic activities, she also engages in and conducts research on self-help associations and projects of foreign residents especially through enhancement of multilingual environment and human development initiatives for youth who have roots in other countries. She is also Chairperson, Multilanguage Center FACIL, a specified nonprofit corporation and Executive committee member of the Japan Association for Migration Policy Studies.

[Members of Panel Discussion 2]

Prof. Keizo YAMAWAKI, Professor of the School of Global Japanese Studies, Meiji University (Chair of the Panel)

Specializes in immigrant integration policy. Has been on the committee on immigration policy of Ministries of Justice, Education and Foreign Affairs. Best

known as the chair of the committee for the promotion of intercultural community building of the Ministry of Internal Affairs and Communications. The committee issued the first governmental report on immigrant integration in 2006.

Mr. Akira KAWAGUCHI, Co-Director of Industrial Policy Bureau, Nippon Keidanren (Japan Business Federation)

Graduated from Hitotsubashi University and joined Keidanren's Secretariat in 1983. He served at International Affairs Bureau, International Cooperation Bureau, Industrial Affairs Bureau, etc. He was seconded to the Embassy of Japan in Singapore as Researcher Adviser from November 1995 to March 98, and to Hitotsubashi University as Professor of Graduate School of Law, Graduate School of International and Public Policy from April 2006 to March 2007. He assumed his current post in April 2009.

Prof. Masahiro YOKOTA, Professor of the School of Global Japanese Studies, Meiji University

Born in 1953. Graduated from Sophia University in 1977. Received his master's degree at Graduate School of Education, Harvard University in 1984. He was awarded Ph.D. in Education from Tokyo Gakugei University in 2008. He served as Associate Professor of School of Commerce at Hitotsubashi University and Professor of Center for Student Exchange at Hitotsubashi University. He assumed his current post in 2008. He is Director of Meiji University International Student Exchange Center, Director of Meiji University Research Institute of International Education, President of Intercultural Society of Japan, and Board member of Japan Association for International Students Education since 2009. His major fields of research are International student advising and International student policy.

Mr. Susumu ISHIHARA, President of the Japan Immigrant Information Agency

Born in Kanagawa pref. in 1951. Graduated from Faculty of Letters, Keio University. Joined the Mainichi Newspapers Co., Ltd in 1974. He served as a reporter of city news department at Osaka head office, a political reporter and he was assigned to the editorial board member (Security). Resigned from the Mainichi Newspapers in 2007. Establish the Japan Immigrant Information Agency in 2008 and publish multicultural information magazine "Immigrants" and manage web site "Supporting Navigation for International Students". He is a

member of "Committee on Japanese Education for Foreign Students in Higher Educational Institutions" of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. He is also a member of Central Council on Defense Facilities.

Mr. Robert DUJARRIC, Director of Institute of Contemporary Asian Studies, Temple University Japan Campus

Born in 1961. Raised in Paris and New York, worked in seven countries. He is a graduate of Harvard College and holds an MBA from Yale University. Senior Fellow, Hudson Institute in Washington D.C. from 1993 to 2003. Visiting Scholar, Council on Foreign Relations/Hitachi Fellow at the Research Institute of Economy Trade and Industry (RIETI) in Japan from 2004 to 2005. Visiting Research Fellow, Japan Institute of International Affairs since 2005. He assumed his current post in 2007. His major research interests are Japan, Asian security, and US foreign policy.

外国有識者によるプレゼンテーション

「東日本大震災を振り返って：国際的な視点から捉えた大規模自然災害一対応，調整，情報管理，パートナーシップ」

オリバー・レイシー・ホール国連人道問題調整事務所（OCHA）アジア太平洋地域事務所長

International Workshop on Acceptance of Foreign Nationals and their Integration into Japan

International Dimensions of a Large-Scale Natural Disaster - Response, Coordination, Information Management and Partnership

Oliver Lacey-Hall
United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA)
Regional Office for Asia and the Pacific



Dynamics of the 11 March 2011 Disaster

- Sharpened our perceptions of disasters:
 - Live on TV
 - Social media – instant communication
 - 24 hour news and reporting – “the only story”
 - Massive outpouring of sympathy around the world.
- Showed that preparedness pays.



Regional Office for Asia and the Pacific

OCHA

Created 20 years ago by the UN's General Assembly

- Aims to ensure optimal coordination of the international humanitarian response system.
- Leads and supports needs assessment
- Presenting clear and strategic plans for humanitarian response operations
- Managing information in real time
- Supports the development of common policy positions by the humanitarian system
- Speaks out for people who are unable to speak for themselves
- Operates on the basis of agreed humanitarian principles.
- Is led by the Emergency Relief Coordinator, Valerie Amos – and supports her in her role.



Regional Office for Asia and the Pacific

Some of the coordination challenges of the 11 March Earthquake

- (a) Managing offers of incoming international assistance - making strategic use of available international humanitarian system assets and capabilities to help manage international assistance.
- (b) Managing international search and rescue teams (890 people, 38 dogs)
- (c) Managing perceptions of what was happening, for the in-country diplomatic community and foreigners living in the affected area.
- (d) Helping decision-makers far away from Japan decide how they might most effectively allocate resources
- (e) Recognising that “no country is an island” – even when it is an island, in this globalised world.



Regional Office for Asia and the Pacific

Support Offered by UNDAC and OCHA

On the basis of a formal request made by the Ministry of Foreign Affairs, OCHA deployed a UN Disaster Assessment and Coordination team to Japan the day after the crisis – they remained in place until early April 2011.

The team:

- (a) Collected and analysed information from a wide range of sources.
- (b) Issued situation reports providing as detailed as possible an overview of the latest humanitarian developments – read by decision makers and people hungry for information all round the world.
- (c) Provided coordination support for the 20 search and rescue teams.
- (d) Provided advice on how to best manage offers of international humanitarian assistance.



Regional Office for Asia and the Pacific

Suggested Areas for Further Examination

- (a) Review of arrangements for receipt of incoming international assistance.
- (b) Strengthening of capacity to issue information in the languages of foreign nationals living in Japan – through a variety of media (social, radio, tv etc).
- (c) Adherence to principled humanitarian response and action
- (d) Roles and responsibilities for providing foreign nationals (especially migrant workers) with care and support.



Regional Office for Asia and the Pacific



国連人道問題調整事務所 (OCHA)

— コーディネーションでいのちを救う —

国連人道問題調整事務所(OCHA:オチャ)とは

国連人道問題調整事務所(OCHA)は、1992年の国連総会決議 46/182により国連事務局の一部として設立され、自然災害や紛争等の緊急事態において、まとまって一丸となった人道支援が出来るよう、関係機関を調整する役割を担っています。本部はニューヨークとジュネーブにあり、各関係機関の貢献が全体目標に沿ったものとなるよう、しっかりした支援の枠組み作りも担っています。

OCHAには以下のような使命があります。

- 自然災害や紛争下における人々の苦しみを和らげるために、国家や国際アクターと手を携え、効果的かつ原理原則に則った人道アクションを動員し調整する。
- 支援を必要とする人々の権利を擁護する。
- 緊急支援への備え、予防を推進する。
- 人道支援に関する持続可能な解決策を促進する。

OCHAの仕事：戦略的枠組み

OCHAはその「戦略的枠組み」を通じて、現代のグローバルな課題に対応しながら、自らの核となる責務をきちんと果たしてゆきます。

1. パートナースHIP：多国間協力による人道アクションのための提携関係の拡大
グローバルな課題の規模と範囲は近年ますます拡大しており、これに対応するには新しいパートナーとの新しい方法での協力が必要となっています。パートナースHIP作りは常にOCHAの活動の根幹を成すものです。OCHAは国際的な人道支援のシステムにおいて、課題を提起し、それに影響を及ぼすという独自の役割を担っています。
2. サービスプロバイダー：より良いシステムの構築
リーダーシップを発揮し、調整メカニズムを強化し、意思決定や計画・リソースの配分をより明確な判断材料に基づいて実施すること等を通じて、パートナーをサポートしてゆくことに焦点を置いています。
3. 信頼性とプロ意識：必要な時に必要な人材を送り込めるような人事システム
新たな災害時に直ちに適切な人材を現地に送り込めるよう、OCHAは2010年に緊急時対応のための人材システムを導入しました。

OCHAのスタッフ

助けを必要としている数百万人もの人々に効果的な支援が行き届くよう、現在世界中の約 35 のオフィスで、1,900人ほどの専門職員が働いています。

OCHA 神戸事務所について

阪神・淡路大震災以来、神戸には防災や人道支援に取り組む機関が数多く活動拠点を設けており、OCHA 神戸事務所もその一つとして2001年に開所しました。そして2012年1月、東日本大震災の教訓をふまえ、主に日本の関係機関とのより強固なパートナースHIPを通じて緊急時対応とその備えを強化するべく、初の日本人所長を迎えて業務を拡大致しました。

詳しくはウェブサイトをご覧ください：

<http://www.unocha.org> ; <http://www.facebook.com/UNOCHA>
<http://www.reliefweb.int> ; <http://www.irinnews.org>



UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA)

- Coordination Saves Lives -

Who we are:

UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA), established in 1992 by the UN General Assembly resolution 46/182, is a part of the United Nations Secretariat responsible for bringing together humanitarian actors to ensure a coherent response to emergencies. With its headquarters in New York and Geneva, OCHA also ensures that there is a framework within which each actor can contribute to the overall response effort.

OCHA's mission is to:

- Mobilize and coordinate effective and principled humanitarian action in partnership with national and international actors in order to alleviate human suffering in disasters and emergencies.
- Advocate the rights of people in need.
- Promote preparedness and prevention.
- Facilitate sustainable solutions.

How we deliver

OCHA's Strategic Framework ensures that OCHA delivers on its core mandate, while responding to contemporary global challenges. The three pillars of the Strategic Framework are:

1. Partnerships: broadening the coalition for multilateral humanitarian action

The scale and scope of global challenges requires working together in new ways, with new partners. Partnership has always been integral to OCHA's efforts. OCHA has a unique position within the international humanitarian system to convene and influence agendas.

2. Service provider: building a better system

We are focused on helping partners through providing leadership, strengthening coordination mechanisms, and improving the evidence base for decision-making, planning and resource allocation for humanitarian action.

3. Reliability and professionalism: creating better staffing and surge solutions to be there when it counts

In 2010, OCHA introduced surge solutions to ensure the right people are on the ground immediately after a new disaster.

OCHA people

From 35 offices around the world, some 1,900 specialized and dedicated OCHA staff work to ensure that effective assistance reaches millions of people in need.

About OCHA Kobe

OCHA Kobe Office was established in 2001, which is after the Great Hanshin-Awaji Earthquake, among many organisations involved in disaster management and humanitarian assistance. Building upon the experiences and lessons learnt from the Great East Japan Earthquake, OCHA Kobe Office has expanded its function in January 2012, with the first-ever Japanese Head of Office, in order to strengthen emergency response and preparedness through enhanced partnership with key stakeholders in Japan.

For more information about OCHA, please visit:

<http://www.unocha.org> ; <http://www.facebook.com/UNOCHA>
<http://www.reliefweb.int> ; <http://www.irinnews.org>

外国有識者によるプレゼンテーション

「高度人材としての留学生の誘致・定着に関するオーストラリアの経験」

デニス・マレー オーストラリア国際教育協会所長

Case Study: Australia's Experience In Attracting and
Integrating International Students Especially as
Skilled Workers

Dennis Murray

*Director, Research and Business Development, International
Education Association of Australia*

and

Director, Murray-Goold International Pty Ltd

Introduction

OUTLINE

- The Australian economic and social context
- Australian immigration policy
- The role of international students
- Study migration pathways
- Student visa reforms
- Some lessons
- Summary and conclusions

The Australian Social and Economic Context

Land area/coastline	7.74 million square kilometres/ 59,736 kilometres
Political System	Parliamentary democracy
Political structure	Federation of 6 States and 2 territories
National Capital	Canberra
Population	21 million (Japan 127 million)
People per square kilometre	2.66 (Japan 337.28)
Proportion born overseas	22%
Percent speaking a second language at home	15%
People per square kilometre	2.66 (Japan 337.28)
Gross domestic product	\$920 Billion (Japan \$5.5 trillion)
Gross national Income per capita in PPT	\$38,000 (Japan \$35,000)
Main trading partners	Japan, China, United States, Singapore, United Kingdom, Republic of Korea
Population growth rate	1.7%
Internet users as percent of population	72% (Japan 78%)
Net National Happiness Level	90%

The Australian Social and Economic Context

Participation in social organizations



- Australians lead the world in membership of voluntary organizations (18%. c.f. USA 15%)
- Australians are the most likely to join charities, education organizations, environmental groups, professional organizations, sports groups and unions. But only 3% join political parties.

The Australian Social and Economic Context

Social attitudes



- Australia is a nation of immigrants
- About a quarter of Australians were born overseas and over 40 per cent are first or second generation immigrants
- This makes Australia one of the leading immigrant societies in the world.

The Australian Social and Economic Context

Social Attitudes

Proportion of Australians who regard the following groups as undesirable neighbors:

- Different race 5%
- Drug addicts 74%
- Heavy drinkers 60%
- Homosexuals 25%
- Immigrants 5%
- People with AIDS 15%

Sources: OECD, World Values Survey; Nationmaster, www.nationamaster.com/index.php

The Australian Labor Market: The Economic Imperative

“The question is not where the next job will come from but where the next worker will come from?”

Chris Richardson, Director, Deloitte Access Economics 2011

Mega Trend 1 – Shrinking Workforce



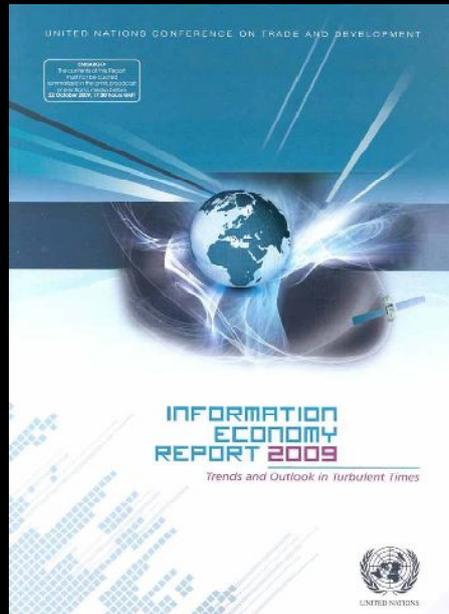
The Global Skills Convergence, a report prepared by KPMG International in 2008, argues

There is a demographic faultline running through much of the developed world that will impact negatively on the supply of labor and talent during the next decade. The faultline is the time at which more Baby Boomers (born 1946-1961) exit the workforce than Generation Ys (born 1976-1991) and Millennials (born 1991-2006) enter the workforce at age.

Mega Trend 2 – Emerging Economies



Mega Trend 3 – The Information Economy



Mega Trend 4 – Energy and Climate Change



Australia's Response

National reform agenda including:

- Development of a national innovation strategy
- A focus on lifting workforce participation
- Continued migration to meet Australia's needs with a particular focus on skilled migration
- A national infrastructure plan and focused planning for cities and regions
- A national energy policy that facilitates the necessary investment to meet future energy demand and transition Australia to lower-emission energy sources
- Wider discussion of a national population strategy to facilitate Australia's response to significant changes in Australia's global outlook.

Australian Immigration Policy: History

“For 150 years Australian immigration policy has been dominated by economic considerations”

James Jupp, Director of the Centre for Immigration and Multicultural Studies in the Research School of Social Sciences, Australian National University

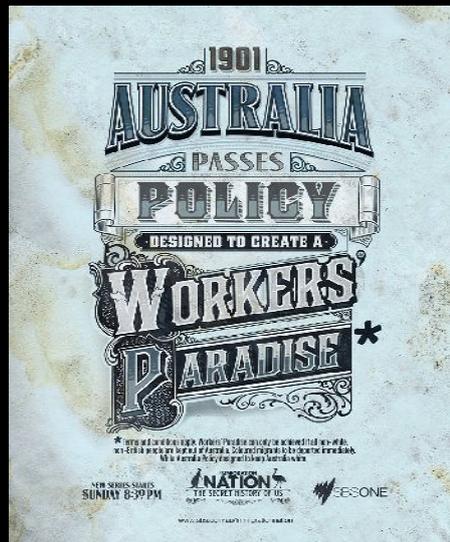
Australian Immigration Policy: History

1788-1900 - Settlement phase



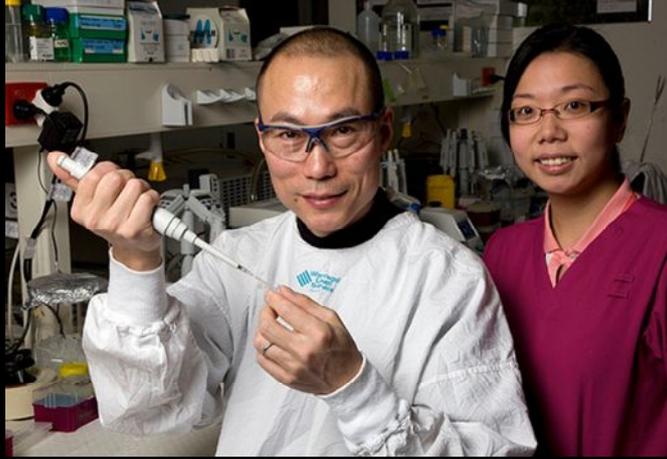
Australian Immigration Policy: History

1901-1970 - "White Australia" phase



Australian Immigration Policy: History

1970 onwards - Diversification and skills phase



International Students



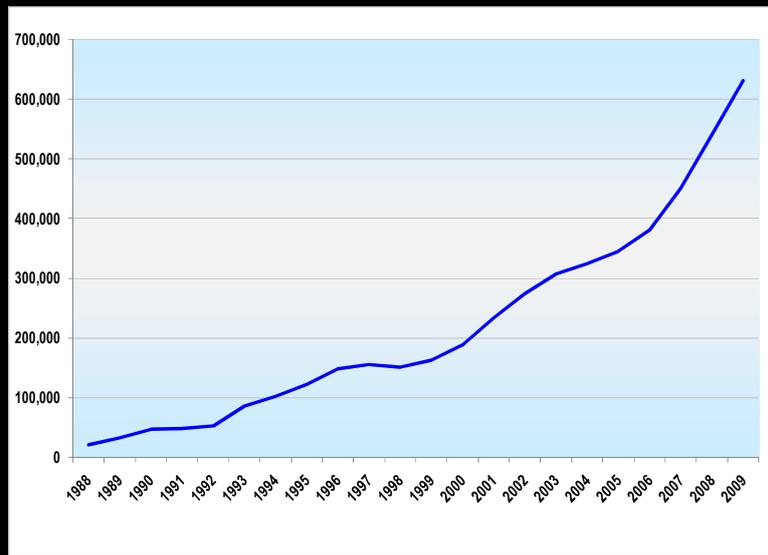
International Students



International Student Trends

- Student Mobility is an unstoppable global phenomenon
- 3.3 million international students globally in 2008 (OECD, 2010)
- Expected to be 7 million by 2020
- Australia: total number of international students over last 100 years – 2.5 million
- 629,864 in 2009

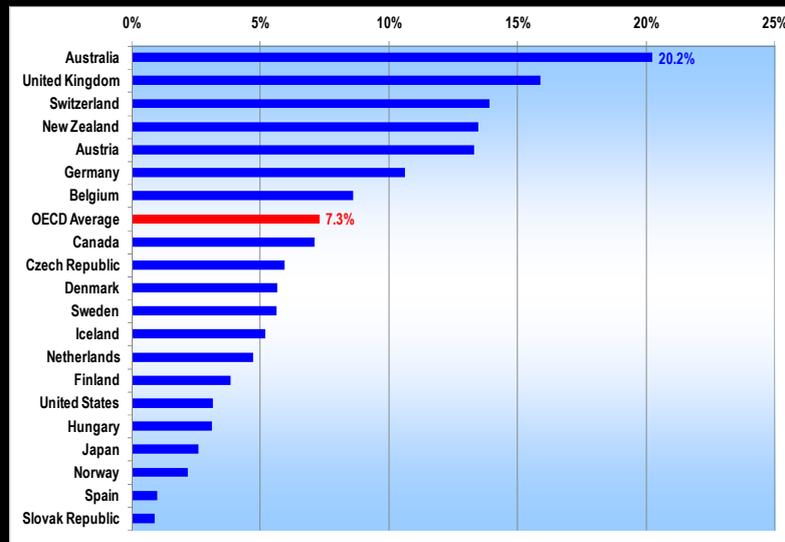
Australia: Growth in International Students: 1988-2009



Australia: International Students: Top 10 Countries

Nationality	Number of Students. 2009	% 2009
China	156,127	25
India	120,144	19
South Korea	35,620	6
Thailand	26,366	4
Nepal	24,534	4
Vietnam	23,678	4
Malaysia	23,122	4
Indonesia	23,122	4
Brazil	17,510	3
Saudi Arabia	12,439	2
Other	172,352	27
Total	629,684	100

Australia: Relative Size of International Students Program



Student Visas

Key requirements:

- Genuine intention to study
- Financial capacity to pay fees and living costs
- Proficiency in English language
- Likely to comply with conditions of the visa
- Good character and sound health
- Acceptable health insurance
- No outstanding debts to the Commonwealth of Australia.

Student Visas

Risk Assessment Levels:

Visa applicants are assessed using 5 “Risk Assessment Level” ratings based on the country from which the applicant comes and the level of study they propose to take in Australia.

134 countries are currently rated for risk, defined essentially as the risk that the student will overstay their visa.

Sample Risk Assessment levels

Visa Subclass/Education Sector							
Passport held	570 ELICOS	571 Schools	572 VET	573 Higher Ed	574 Postgraduate Research	575 Non-award	576 AusAID/Defence
Afganistan	3	2	3	3	2	3	2
Fiji	3	2	4	3	2	2	2
Canada	1	1	1	1	1	1	2
China	3	4	4	3	2	3	2
India	4	2	4	3	2	3	2
Japan	1	1	1	1	1	1	2
Nepal	3	2	4	3	2	3	2
N. Zealand	2	2	2	2	2	2	2
Turkey	3	3	3	2	1	1	2
Vietnam	3	2	3	3	1	3	2
USA	1	1	1	1	1	1	2
Zimbabwe	3	2	3	4	2	3	2

Living in Australia

Australian Values Statement:

- *Respect for the equal worth, dignity and freedom of the individual*
- *Freedom of speech*
- *Freedom of religion and secular government*
- *Freedom of association*
- *Support for parliamentary democracy and the rule of law*
- *Equality under the law*
- *Equality of men and women*
- *Equality of opportunity*
- *Peacefulness*
- *A spirit of egalitarianism that embraces tolerance, mutual respect and compassion for those in need.*
- *Source: "Life in Australia"*

www.immi.gov.au/living-in-australia/values/book/#

International Student Experience

Research findings:

- The vast majority of international students in Australia are satisfied with their living experience (86%), study experiences (84%), safety and security (86%) and student support services (84%)
- Students registered relatively lower levels of satisfaction with accommodation, cost of living, work experience and careers advice
- The most important factors influencing choice of study destination were country, quality of education, followed by the reputation of the qualification from the institution and reputation of the institution itself
- Most international graduates had achieved positive outcomes as a result of their Australian education
- Almost half of university graduates and two thirds of vocational education graduates were living in Australia, with most either already having been granted permanent residency or hoping to obtain permanent residency status

International Student Experience

Research findings (cont.):

- The majority of working graduates were in an occupation in the same field they had studied or in a related field, and most of these graduates reported a high level of satisfaction with their job
- Most employers surveyed, both in Australia and overseas, were interested in employing international graduates who had studied in Australia
- Most employers were facing skill shortages or were expecting shortages in the near future, and many were finding it difficult to recruit appropriately skilled graduates
- Employers in Australia and overseas were looking to Australian educated international graduates as one source to help fill these skill shortages, with nearly half expecting to increase the number of international graduates they employed in the short term
- The four most common attributes that employers nominated were English language competency, effective communication skills, the ability to work as part of a team, and effective problem solving skills.

Not Everything is Perfect



“In a study of international student security, consisting of 200 intensive interviews with students, resident onshore in Australia, it was found that two thirds of the group had experienced problems of loneliness and/or isolation, especially in the early months”

Erlenawati Sawir, et. al 2009

Attitudes of the Australian Public

- Generally positive
- Long-standing acceptance of multiculturalism
- In major cities difficult to tell who is an international student and who is an “Australian”
- Responses in smaller cities and towns very interesting and very supportive

Study Migration Pathways

More than 60% of international students desire permanent residency in Australia but only about 19% achieve it, compared with 21% in the UK and 24% in the US (IDP, 2011).

Students apply as either Sponsored or Independent Skilled Professionals. Most do so independently

Independent applicants must:

- Be under 50 years of age
- Have obtained an Australian qualification *in Australia* after at least two years study
- Have competent English language skills
- Pass a points test. The minimum number of points required is currently 65 (reduced in July 2011 from 100/120)

Migration Outcomes

- In 2010-11 Australia accepted 61,459 migrants under the General Skilled Migration program. 36,167 (approximately 60%) were in the Skilled Independent category. The majority of these were former international students
- International students make up 40-50% of the annual intake of migrants under the GSM program

Employment Outcomes



76% of international graduates who successfully obtain permanent residency are employed in a full time job. 56% are employed in a skilled job (DIAC, 2010)

Employer Perceptions



- 35% of Australian employers recruit international student graduates (Graduate Careers Australia, 2010)
- 83% of employers of former international students in Australia expressed satisfaction with their experience of them (AEI, 2010)

Recent Student Visa Reforms

- Strengthen the integrity of the student visa system
- Increase Australia's competitiveness to attract high quality international students
- Facilitate the transition of selected qualified graduates to Australian Permanent Residency and to the Australian workforce
- New streamlined visa processing arrangements for entry to Australian universities
- Reduce the financial requirements for higher risk Assessment Level 3 and Assessment Level 4 student visa applicants

Recent Student Visa Reforms

- Review of the Risk Assessment system overall
- Introduce a post-study work visa to provide an opportunity for graduates to gain a period of practical work experience in Australia after completing their studies
- More flexibility to study English
- Student Visa Consultative Committee

The Future?

- Less emphasis on growth in total numbers
- Greater focus on high quality students, including postgraduate research students, and students who can contribute to the development of the Australian economy and society
- Work to be done to better align Commonwealth (national) and State Government interests
- Work still to be done to further improve international student experience and engagement with the Australian community

Some Lessons from Australia

- Significant issues remain to be addressed
- Whole of Government approach
- Bring the community along
- Work with local communities
- A voice for international students

Summary and Conclusion

- Australia is facing a skills shortage
- Australia is in active competition with the rest of the world for skilled workers to build its economic development and long term prosperity
- Australia is using a range of strategies to meet its workforce needs
- Attracting skilled migrants is just one strategy, but a very important one

Summary and Conclusion

- International students are valued for the contribution they make to Australian education, culture and society but are also an important source of new skilled migrant workers
- The business community and the Australian Government generally agree about this, the difference is about how large the migrant intake should be
- The Australian Government is taking a very targeted approach to skilled
- Recent reforms to the student visa program will assist this.

Summary and Conclusion

- Parts of the Australian community are unsure about whether Australia should be accepting so many overseas migrants.
- Australia hasn't solved all the problems.
- Crucial to convince Australian community and to bring them along to support these developments.
- Controversy is normal within an open democracy.

Thank you





オーストラリア国際教育協会

オーストラリア国際教育協会（International Education Association of Australia: IEAA）は、オーストラリアの国際教育にかかわる職員による国内有数の専門家組織です。オーストラリアおよび海外170超の機関から、1100名を超える職員が在籍しています。

IEAAの使命は、オーストラリア国内外において専門家のニーズに応え、職員の利益に貢献することによって、また国際教育を推進することによって、オーストラリア人の国際教育の質及び水準を向上させることにあります。

IDP Education とともに、IEAA は毎年アジア太平洋地域における同種会議としては最大のオーストラリア国際教育会議（Australian International Education Conference: AIEC）に提言を行なっています。（www.aiec.idp.com）。

IEAA は、ワークショップ、セミナー、シンポジウムを通して ネットワークの構築や 専門的能力の開発を行う機会を提供しています。また、積極的な研究プログラムや公共政策アジェンダを有しています。IEAA は、他の教育最高機関や各国の政府など幅広い業界の利害関係者と密接に協力しながら、オーストラリア人の国際教育の拡充・強化を図っています。

IEAA は、世界に広がる国際教育協会ネットワーク（Network of International Education Associations: NIEA）のメンバーとして、世界中の同種組織と緊密に連携しています。

詳細についてはこちらをご覧ください。www.ieaa.org.au



THE INTERNATIONAL EDUCATION ASSOCIATION OF AUSTRALIA

The International Education Association of Australia (IEAA) is Australia's leading international education professional organization. It has over 1100 members from more than 170 Australian and international institutions.

IEAA's mission is to enhance the quality and standing of Australian international education by serving the professional needs and interests of its members and by promoting international education within Australia and internationally.

Together with IDP Education, IEAA jointly presents the annual Australian International Education Conference (AIEC), the largest conference of its kind in the Asia-Pacific region. (www.aiec.idp.com).

IEAA offers networking and professional development opportunities through workshops, seminars and symposia. It also has an active research program and public policy agenda. IEAA works in close collaboration with a wide range of industry stakeholders including other education peak bodies, as well as with governments to enhance and strengthen Australian international education.

IEAA cooperates closely with counterpart organizations around the world and is a member of the global Network of International Education Associations (NIEA).

Further information: www.ieaa.org.au

【東日本大震災時の在留外国人への支援】報告アウトライン

財団法人宮城県国際交流協会

企画事業課 大村 昌枝(mail/mail@mia-miyagi.jp)

- 1 宮城県全体、そして津波被災地域の外国人登録者の状況（2010.12 現在）
 - ・外国人登録総数 16,101人（県総人口の約0.7%）とその特徴

- 2 発災直後からの当協会の動き

巨大津波、原発事故など想定外の展開に、局面ごとの臨機な対応を迫られた。

第Ⅰ期 3月11日～3月19日 多言語による問い合わせ、相談対応

第Ⅱ期 3月20日～4月7日 緊急車両による津波被災地巡回調査と個別支援

第Ⅲ期 5月17日～6月23日 「ふりかえりの会」による心のケア
（10月1日「海外出身ママたちのための子どもの心のケア」学習会）

第Ⅳ期 8月30日～9月13日 自治体と日本語教室の再巡回

第Ⅴ期 6月29日～来年2月 非被災地での情報発信と共有

第Ⅵ期 10月31日～ 在住外国人による被災地復興支援

- 3 在住外国人および在京大使館への情報提供
 - ・発信ではなく受信による情報提供
 - ・多言語相談電話番号一覧の作成
 - ・災害支援制度、心のケア、法律相談に関する多言語情報誌の編集と配布
 - ・外国人相談員と大使館とのパイプ

- 4 公的機関、NGO、企業等との連携

外務省、県主幹課、宮城県警、弁護士・行政書士、県外NGO、企業、地域の日本語教室

- 5 支援者としての在住外国人の力

在住外国人との協働なくして乗り切れなかった局面

- 6 外国人コミュニティの変化

フィリピン人、中国人・韓国人、それぞれの現状

- 7 阪神淡路大震災、中越地震、そして東日本大震災

大きな犠牲の代償として、私たちは何を為すべきか。

財団法人宮城県国際交流協会

■東日本大震災被災外国人支援事業一覧

- 1 県警との連携による安否確認対応、県外退避相談、各種支援申し出対応、メディア対応
- 2 津波被災地の行政窓口及び避難所巡回と被災外国人個別支援態勢の整備
- 3 被災地6ヵ所での「外国人の立場から東日本大震災をふりかえる会」実施
- 4 「外国人の立場から東日本大震災をふりかえる会」総括専門家会議実施
- 5 市町村日本語教室及び行政窓口巡回訪問
- 6 多言語情報誌 KAWARABAN 震災復興支援特別号発行
- 7 地域日本語講座再建支援事業実施
- 8 被災外国人の MIA 日本語講座受講料の免除
- 9 外国人母親対象 子どもの心のケア研修会実施
- 10 「続・トモダチ作戦」英語お見舞いメッセージ ボランティア翻訳
- 11 外国人県民による観光地インバウンド支援プログラム実施
- 12 「世界からのお見舞いメッセージ展 in 七ヶ浜国際村」実施
- 13 津波被災地と隣接する地域の在住外国人を結ぶシンポジウム
- 14 在札幌米国総領事館共催 被災地支援「トモダチ・コンサート」
- 15 留学生等による津波被災地の幼稚園、小中学校応援教室の実施

■支援事業に関わった職員・ボランティア体制

企画事業課	課長	※総括
	主任主査	※英語要員
	主事	※中国語要員
	嘱託職員	※韓国語要員
	〃	※英語要員
	〃	※災害関連情報収集・整理
	インターン	※臨床心理専攻
	外国人相談員	フィリピン人、ブラジル人
		※中国人相談員は、子どものために青森県へ避難
		※韓国人相談員は、津波被災地在住のため孤立

外部ボランティア

- 1) 事務室内での通訳補助
中国人2名 ※いずれも当協会の医療通訳・生活相談通訳サポーター登録者
JOCA 中国語スタッフ1名
- 2) 各分野の専門家
宮城県警
弁護士有志グループ
行政書士有志グループ
臨床心理士
資生堂サポートチーム
- 3) ふりかえりの会等被災地でのプログラム通訳
3言語延べ21名
- 4) お見舞いメッセージ翻訳ボランティア
英語ボランティア登録者延べ100名
- 5) 災害ボランティア
※米軍設置銭湯のアテンド 延べ11名
※台湾からの団体の言語サポート 延べ7名

PANEL 1 – Assistance to foreign nationals in the areas hit by the Great East Japan Earthquake



IOM's response...

1st Phase

Assistance: compiling disaster-related information and disseminating online in various languages

Period: right after disaster (regularly updated for the next five months)

In coordination with: *(unilateral immediate response; there were more multilingual info available online both from govt and non-govt sources)*

Results: information and links online in 10 languages

2nd Phase

Assistance: humanitarian return assistance to affected foreign nationals

Period: April to September 2011

In coordination with: Immigration Bureau (MOJ); MOFA; concerned Embassies

Results: 106 persons returned to Brazil, Colombia, China, Pakistan, Peru, and Philippines

3rd (last) Phase

Assistance: onsite psychosocial support - to build resilience in individuals and communities through peer support

Period: October to December 2011

In coordination with: local migrant groups; international exchange associations; faith-based groups and institutions

Results: outreach to 456 migrants and to 13 local helping organizations

PANEL 1 – Assistance to foreign nationals in the areas hit by the Great East Japan Earthquake



IOM Office in Japan

Challenges...

1. Foreign nationals were unprepared
2. Language / cultural barrier hampered information and assistance
3. Economic and psychosocial impact of loss of work / livelihood
4. Less concentration of foreign nationals, less organized, less experienced

PANEL 1 – Assistance to foreign nationals in the areas hit by the Great East Japan Earthquake



IOM Office in Japan

Good practices...

1. Immediate action by MOJ
2. Immediate action by MOFA
3. Immediate action by IEA
4. Immediate action by foreign nationals

...and action by the local governments

PANEL 1 – Assistance to foreign nationals in the areas hit by the Great East Japan Earthquake



IOM Office in Japan

Suggestions...

1. Mobilize embassies and migrants' associations
2. Centralized information management at national government level
3. Decentralized action at local government level
4. Restore quickly capacity of local market; protect employment; keep people employed

パネル・ディスカッション「東日本大震災時の在留外国人への支援」

外務省領事局外国人課首席事務官 高橋政司

東日本大震災時の外務省による在留外国人への支援 外務省領事局外国人課	
I 外務省による主な取組と関係機関等との連携	
<p>1 情報提供</p> <p>(1) ウェブサイトによる情報提供 3月11日～（日本語・英語） 15日～（中国語・韓国語） ※在外公館ホームページでは、英語及び39言語でも震災関連情報を発信。</p> <p>(2) 在京外交団向け説明会 3月13日～（以後4月末まで毎日） ・原発事故に係る情報を中心 ・内閣府、総務省、厚労省等との連携</p> <p>(3) NHKワールドラジオ日本の活用 ・タイ語、ベンガル語等17言語</p> <p>(4) 外資系企業向け説明会 3月31日～（以降計4回） ・経産省及び日本貿易振興機構（JETRO）と連携</p>	<p>2 各種支援</p> <p>(1) 安否確認作業の支援 警察庁、地方自治体、在京外交団と連携し安否確認リストの取りまとめ。</p> <p>(2) 外務省員の被災地への派遣 中国語の専門家を含む外務省員6名を岩手県・宮城県へ派遣</p> <p>(3) 在京外交団の自国民支援への協力 在京外交団と連絡し、特別機等での当該国民の出国や在京外交団の被災地での活動に関し、国土交通省や警察庁と調整。</p> <p>(4) 日本への出入国に係る支援 法務省入国管理局と連携しながら、査証の早期発給等の支援措置を実施（詳細は次頁）</p>

I 外務省による主な取組と関係機関等との連携
<p>2 (4) 日本への出入国に係る支援 法務省入国管理局と連携し、以下の支援措置を実施。支援措置については、外務省ホームページでも広報。</p> <p>ア 在日外国人家族の安否確認や支援のため訪日する場合の早期査証発給（3月11日～）</p> <p>イ 単純出国した研修技能実習生に対する査証発給特別措置（4月14日～） 新たな在留資格認定証明書の取得を不要として、査証申請を受付。</p> <p>ウ 再入国許可の有効期間延長申請の取扱いの柔軟化（3月15日～8月31日）</p> <p>エ 査証の有効期間を超えて渡航する者に対する特別措置（3月26日～8月31日） 当該時点で有効であれば1回更新可能、有効期間切れであれば発給日から5か月以内であれば新規発給。</p> <p>オ 在留資格認定証明書の有効期間が切れる場合の取扱いと査証申請 （3月31日～8月31日） 在留資格の継続性が確認される場合、8月31日まで有効なものとして認め、査証申請を受付。</p> <p>カ 単純出国した留学生に対する査証発給特別措置（3月31日～8月31日） 新たな在留資格認定証明書の取得を不要として、査証申請を受付。</p>
2 / 8

II 問題点と成果

<問題点>

- 震災発生直後から、省内及び関係省庁、在京外交団、地方自治体との連絡体制が確立されるまでに一定の時間を要した。
- 関係省庁、在京外交団、地方自治体がそれぞれ支援を実施。相互の支援状況に関し情報が十分共有されず。（例：在京各国大使館の自国民支援について、地方自治体は十分に把握できず。）

<一定の成果>

大震災発生後の省内、関係機関（警察庁、在京外交団等）との試行錯誤の結果、平時の領事通報（警察庁↔在京外交団）の枠組み以外に、大規模災害時に外務省が各機関の間で調整役となる枠組み（例：在留外国人の安否確認プロセス）を形成。

- 今後の大規模災害時における在留外国人支援のためのモデルケースとなり得る



III 今後の課題

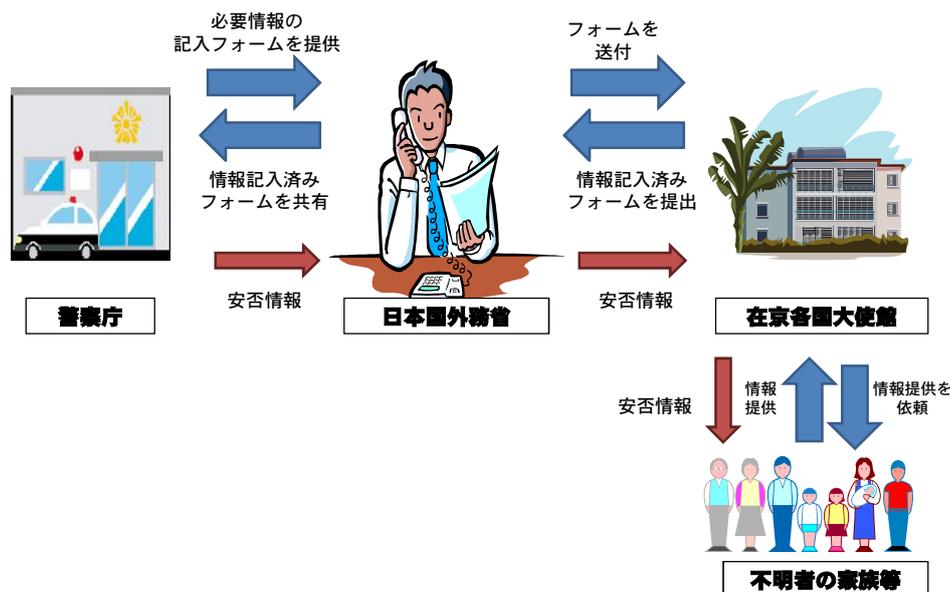
- ◎ 大規模震災等の発生に備え、平時から在京大使館及び外国人集住都市等の地方自治体との情報交換を含めたネットワークを構築しておくことが重要。

なお、2011年11月の外国人集住都市会議での自治体の要望を踏まえ、以下についても大規模震災時に行う予定。

- 在京大使館の自国民支援等について公表された情報が地方自治体へ周知されるよう配慮する。
- 各地方自治体からの問い合わせに対応する。

3 / 8

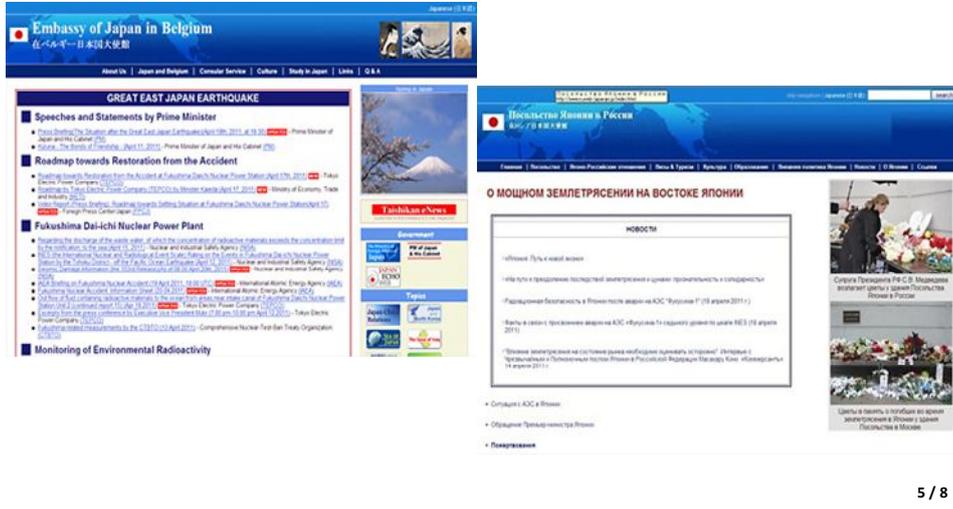
在留外国人の安否確認作業



4 / 8

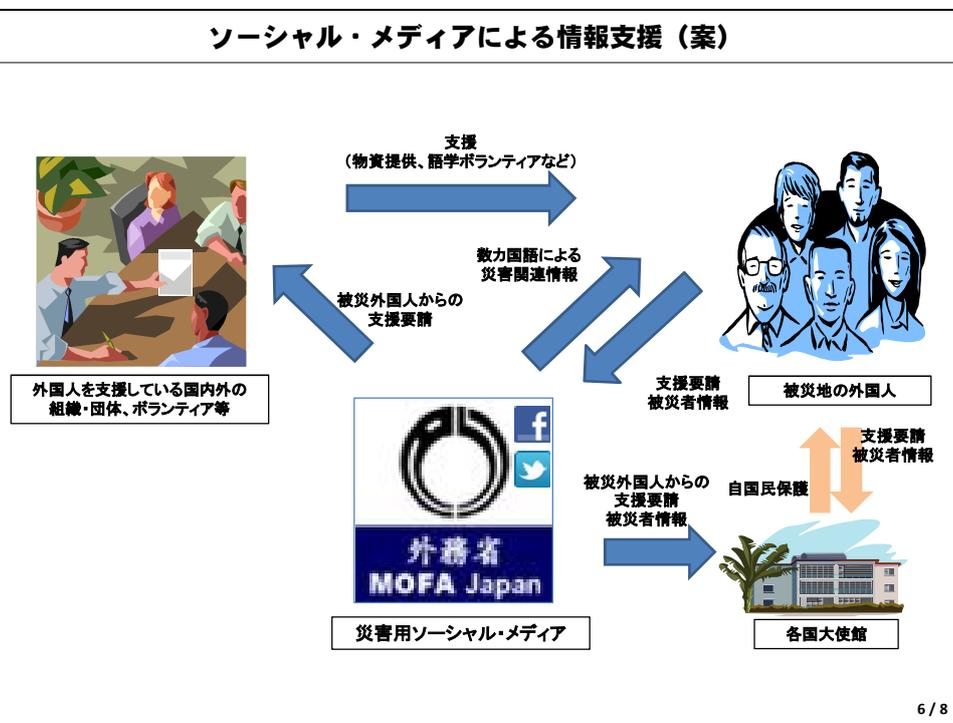
外務省ホームページ・在外公館ホームページを通じた情報提供

- 1 外務省ホームページでは震災関連の特設ページを作成し、常時最新の情報を掲載（日本語、英語、中国語、韓国語の4言語）。
- 2 在外公館ホームページでは、英語及び39言語でも震災関連情報を発信。
（※写真は在ベルギー日本国大使館及び在ロシア日本国大使館の例）



5 / 8

ソーシャル・メディアによる情報支援（案）



6 / 8

災害発生時のソーシャル・メディアの活用（イメージ）



被災された外国籍の方は、各国の大使館へ連絡してください。（→各大使館のアドレスヘリンク）
周囲に支援を必要としている外国人がいる場合にはこちらへコメントしてください。



被災地の日本人

〇〇県〇〇市の〇〇体育館に避難しています。中国人と思われる人々が約20人いますが、言葉が通じず困っている様子です。



被災地の外国人

△△人です。××町で被災しました。大使館に電話しましたが通じません。どうすれば良いですか？



外国人支援団体

〇〇語の通訳ボランティアが可能です。必要な方はご連絡ください。

7 / 8

災害時情報共有用facebook公式アカウント

外務省は、大規模災害の発生時に、外国人が必要とする情報の提供及び関連団体等との情報共有を行うことを目的として、facebook公式アカウント「[外務省外国人課（災害時情報共有用）](#)」を立ち上げました。

（※このアカウントは、大規模災害の発生時などに限って、情報共有のために使用されるものです。）

<http://www.facebook.com/mofa.saigai>



8 / 8

(資料) 東日本大震災後の政府の主な動きと外務省による在留外国人支援への支援				
政府の主な動き (首相官邸ホームページ 平成24年1月10日付け 緊急災害対策本部資料より抜粋)		外務省による主な取組		
3月	14:46	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)発生		
	14:50	官邸対策室設置、緊急参集チーム招集	<各種支援> <安否確認作業への支援> <職員の派遣> <在京外交団の自国民支援への協力> <外国人の出入国に係る支援>	
	15:14	緊急災害対策本部設置 (本部長・内閣総理大臣)	(震災直後～) ・外務省に対し在京外交団及び個人から多数の安否照会 ・安否照会情報を関係課で情報共有し、安否不明者をリスト化 ・取りまとめた安否照会リストは、随時更新して警察庁に送付(安否照会リストは、最大600名以上)	・在京外交団と連携しながら、外交団職員が車両で被災地に入る際の諸手続の円滑化や自国民を出国させるための特別機の空港発着許可の取付けに係る国交省・警察庁との調整を実施 ・在日外国人の安否確認や支援のために訪日する本国家族への早期査証発給
	15:37	第1回緊急災害対策本部開催 「災害応急対策に関する基本方針」策定 (以後、9月11日までに合計19回開催)	・外務省ホームページに本地震に関する特設サイト(日本語、英語)を立ち上げ。 ・全ての在外公館に対し、震災関連の情報発信を強化するよう指示(在外公館からの情報発信、働きかけ等は震災後2か月間で述べ約1500件)	
	12日	「東北地方太平洋沖地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定		・支援のために入国する海外NGO等に対する早期査証発給
	13日		・在京外交団・外国メディアに対し、原発事故を巡る状況等を中心に説明会を実施(以後4月末までほぼ毎日実施。その後もほぼ週2回実施)	・JICA事業関係招聘者の安否確認終了 ・国際交流基金により訪日中の中国人高校生及び外国人研修生の安否確認終了 ・日本赤十字と赤十字国際委員会(ICRC)が日本在住の外国人を主な対象として安否確認サイトを立ち上げ
	15日		・外務省ホームページにて中国語、韓国語による情報発信を開始	・再入国許可の有効期間延長申請の取扱い柔軟化
	17日	第12回緊急災害対策本部会議 緊急災害現地対策本部の体制強化 被災者生活支援特別対策本部の設置 (本部長:防災担当大臣)		・在日外国人対応のため岩手県へ中国語の専門家を含む外務省員(3名)を派遣(～3月23日)。
	22日			・警察庁と連携し、在日外国人の安否確認作業について在京外交団への説明会を実施。在京外交団へ所定の方法での情報提供を要請(24日にも実施)。
	25日			・在日外国人対応のため宮城県へ外務省員(3名)を派遣(～3月31日)
	26日			・査証の有効期限を越えて渡航する者に対する特別措置
	31日		・経産省、日本貿易振興機構(ジェトロ)と連携し、国内の外資系企業向け説明会を実施(以後計4回実施)。原子力発電所事故に対する政府の対応のほか、復興政策について情報提供。	・在留資格認定証明書の有効期間が切れる場合の取扱い(在留資格の有効性が確認できる場合、8月31日まで有効と認める) ・単純出国した留學生に対する査証発給特別措置(～8月31日まで)
	4月	1日	東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害について、今後、「東日本大震災」と呼称することを閣議了解。	
11日		東日本大震災復興構想会議の開催を閣議了解。		
14日		東日本大震災復興構想会議		・研修技能実習生に対する査証発給特別措置(～8月31日)
22日			・在京外交団向け説明会において、総務省と連携して全国避難者情報システムについて情報提供	
27日			・大阪府において領事団に対する説明会を実施	
28日		・国内の外資系企業向け説明会を実施(2回目)		
5月	11日		・警察庁と連携し、安否不明者家族からのDNA資料の提供要請等に関する説明会を実施	
	13日		・在京外交団向け説明会において、厚労省と連携して災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金について情報提供	
	20日	第17回緊急災害対策本部会議 東日本大震災に係る被災地における生活の正常化に向けた当面の取組方針を決定		
6月	15日		・在京外交団向け説明会において、内閣府と連携して被災者生活再建支援制度について情報提供	
	24日	東日本大震災復興基本法施行 東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島現地対策本部設置		
	21日	復興対策本部が「東日本大震災からの復興の基本方針骨子」を発表		
	29日	復興対策本部が「東日本大震災からの復興の基本方針」を発表		

国際ワークショップにおける報告骨子

経団連産業政策本部副本部長 川口 晶

1. 外国人材受入れ促進に関する基本的考え

- (1) 産業競争力の源泉はイノベーションを生み出す人材
- (2) 外国人の持つ多様なノウハウ・経験・価値観、斬新な発想の活用
- (3) 専門的・技術的分野に加え一定の資格や技能を有する人材など幅広い人材やその家族の円滑な入国・在留が可能となるよう制度・環境の構築

2. 外国人材受入れ促進のための具体的施策

(1) 専門的・技術的分野の人材の一層積極的な受入れ

- ①高度外国人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入と魅力向上
 - ・永住許可要件の緩和、配偶者の就労、親の帯同、家事使用人の帯同等
- ②経済社会状況の変化に対応した在留資格要件等の見直し
 - ・「総合職」に適した在留資格（上記優遇措置に「複合的在留活動」あり）
 - ・中小企業に就職する留学生の在留資格変更の柔軟化
- ③留学生の戦略的受入れ促進（専攻分野、国籍の多様化等）

(2) 一定の資格や技能を有する人材の幅広い受入れ

- ①専門的・技術的分野の範囲の見直し
 - ・国家資格等の取得者、技能検定合格者等、「入国型」ポイント制の導入
- ②EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者に対する国家試験への配慮
 - ・難解用語への英語併記の拡大、試験回数が増大等
- ③外国人技能実習制度の期間延長
 - ・3年から5年へ、アジア全体での人材の育成の視点等

(3) 社会保障制度の充実、外国人の生活環境の改善

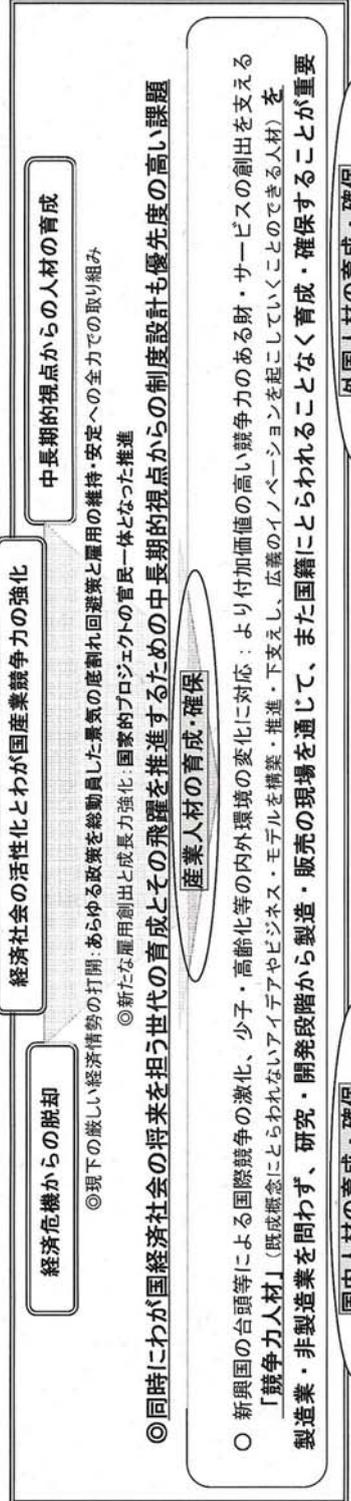
- ・国民年金・厚生年金の脱退一時金の支給額の上限（現在36カ月）の伸長
- ・生活インフラの多言語化、日本語習得環境の整備等

3. 政府一体となった外国人受入れ施策の展開とその基盤整備

- ・多文化共生社会推進基本法の制定、司令塔の設置
- ・国内外企業に選択される魅力ある事業環境の整備 等

以上

競争力人材の育成と確保に向けて <概要>



国内人材の育成・確保

教育基盤の充実による将来を担う人材の育成

◎ 就労分野、技能、年齢、学歴、性別などを勘案したきめ細かな施策
◎ 経済社会の活力維持のための国内の潜在的労働力の活用

特に中長期的な人材育成という視点から
将来を担う若者に対する学校教育を中心とした教育基盤の充実が必要

人材育成の場としての大学の重要性

- ◎ 教養教育の充実 (学)
 - ・ 外国語能力 (特に英語力)、国際化対応能力を含めた教養教育の充実
- ◎ 実践教育の充実と産学連携の強化 (学、産)
 - ・ 産学連携での企業の人材ニーズの伝達
 - ・ 「産学人材育成パートナーシップ」の充実 (「産学共同による人材育成プログラム」等の開発) 等)
- ◎ 学生の質の担保と受益者評価の導入 (学、産、関)
 - ・ 定期的な成績評価に基づく学生指導による学生の質の担保
 - ・ 大学が卒業後一定期間を経た卒業生や就職先へのアンケートを毎年実施
- ◎ 大学機能の多様化 (学)
 - ・ 大学の教育内容・目的の機能等の多様化

初等から高等教育への一貫した人材育成

- ◎ 教育投資の重要性と初等・中等教育の質的向上
- ◎ 様々な事象に関心を持つことのできる人材の育成 (学、産、関)
 - ・ 初等・中等段階での基礎学力の習得
- ◎ 理工系学生と技能人材の確保 (学、産、関)
 - ・ 理工系学問への関心向上
 - ・ 国内での高度な生産の現場を担う技能人材の確保 (自ら考え工夫することのできる自立した技能人材の育成)
 - ・ 小中学校などから子どもがものづくりや創意工夫の魅力に触れる教育の充実
 - ・ 学習指導要領で示された生産活動など体験活動の充実・カリキュラム具体化

教育機関における企業OB・OG人材の活用 (学、産、関)
(例: 「新現役チャレンジ支援事業」の活用)

- ◎ 大学でのキャリア教育の充実
 - ・ 学生への就職支援の際の企業のOB・OG人材のキャリア・アドバイザーとしての活用
- ◎ 小中高生の実社会との接点の確保
 - ・ 企業人による出前授業の講師として、企業で様々な活動やものづくりに携わった退職者の知見の活用

定住化の3つの理念による多文化共生社会の形成

- ◎ 外国人が定住したいと思う魅力ある国づくり
- ◎ 実際に外国人の定住を可能とする受け入れ態勢の整備
 - 定住要件の透明化と安定的な運用

日本の文化を基本としつつも、外国人の持つ多様性を日本社会の中に取り入れ、経済社会の活性化に繋げていく多文化共生社会の形成が必要

政府の推進体制の整備

- ◎ 総合的・一体的な推進体制の整備
- ・ 「多文化共生社会推進基本法」を制定
- ・ 「多文化共生社会推進本部」(本部長: 内閣総理大臣、本部長代理: 多文化共生社会担当大臣、本部長: 全閣僚) を内閣に設置
- ・ 多文化共生社会推進本部の事務を担当する部局等を内閣府に設置 (必要な企画・立案、総合調整を実施)
- ・ 上記基本法を検討する有識者会議を設け議論を推進

競争力人材の源となる留学生の受け入れ

有為な学生の戦略的受け入れ

- ・ 政府関係機関連携で日本の魅力発信
- ・ 現地の校の訪問・積極的リクルーティング
- ・ 大学での日本語・日本文化教育の充実
- ・ TA、RA として大学内で留学生を雇用
- ・ 専攻分野のパラダンス確保 (技術系留學生を7万人に; 財政支援等の傾斜配分、国費奨学金・学習奨励費での支援等)

必要な環境整備と主な施策

- ◎ 在留資格制度の見直しと公正・透明性の確保
 - ・ 在留資格要件等の明確化と公表
- ◎ 高度な技能人材の受け入れ
 - ・ 技能水準評価の確立
 - ・ 労働市場テストの導入
 - ・ 二国間協定での受入れ
- ◎ 在留管理・就労管理の徹底
- ◎ 社会保険制度の充実
- ◎ 生活環境の改善 (日本語教育の充実)
- ◎ 永住許可要件の緩和・透明化
 - ・ 「引き続き10年以上」の要件の緩和

「留学生30万人計画」の推進

- ・ 数値目標にとらわれないことなく質の向上
- ・ 留学生受け入れの効果を教育、研究、社会、経済的側面から客観的に検証するための産学官による評価体制整備
- ・ 留学生の質のモニタリング (単位・進級・卒業認定等の厳格性をチェック)

競争力人材の育成と確保に向けて

2009年4月14日
(社)日本経済団体連合会

はじめに

わが国の経済情勢は現在、極めて厳しい状況にある。こうした状況を打開するためには、日本経団連の提言「日本版ニューディールの推進を求める」(2009年2月9日)や「経済危機からの脱却に向けた緊急提言」(2009年3月9日)などで指摘したとおり、まずは、考えられる政策を総動員し景気の底割れを回避するとともに、雇用の維持・安定に向け、官民を挙げて全力で取り組むことが重要である。同時に将来を見通し、新たな雇用の創出と成長力の強化につながる国家的プロジェクトを立ち上げ、官民一体となって強力に推進していくことが強く求められる。

加えて、わが国経済社会の将来を考え、その発展に向けた制度設計に取り組むことも重要であり、とりわけ日本の将来を担う世代を育み、その飛躍を後押ししていくことが優先度の高い課題であることを忘れてはならない。その中でも、わが国の産業競争力を支え、経済社会の活性化に貢献する人材の育成・確保を中長期的な視点で戦略的に進めていくことが肝要である。こうした認識を産業界、教育界、行政が共有し、連携・協力して必要な取り組みを進めていくことが何よりも重要である。

1. 「競争力人材」の育成・確保の重要性

新興国の台頭による国際競争の激化や少子化・高齢化の進展など、わが国企業をとりまく環境は激変している。企業が急激な変化に対応し、より付加価値の高い競争力のある財・サービスの創出を可能とするためには、これまでの既成概念にとらわれないアイデアやビジネス・モデルを構築し、それを推進・下支えることで、広義のイノベーションを起こしていくことのできる人材、つまり競争力強化に資する人材を育成・確保することが不可欠である。

こうした企業の競争力の源泉となる「競争力人材」は、革新的な技術やアイデアの創出、確立のみならず、実際に財・サービスを市場に供給する現場に至るまで、また、製造業・非製造業を問わずあまねく必要とされる。同時に、企業活動に国境がなくなり世界規模で迅速な市場ニーズへの対応が求められている

ることや、事業分野、場所を問わず多様な価値観や発想が求められていることを考えると、今後わが国として「競争力人材」を国籍にとらわれないことなく育成・確保していくことも必要となる。

わが国の産業競争力は、こうした「競争力人材」をいかに育成・確保できるかにかかっている。そこで、「競争力人材」を育成・確保するための方策について、国内人材と外国人材の双方について具体的に提言する¹⁾。

2. 国内人材の育成と確保

国内における人材の育成・確保に関しては、就労分野、技能、年齢、学歴、性別など様々な要因を勘案した上で、きめ細かな施策を練っていく必要がある。特に、わが国の生産年齢人口が減少していく中、活力ある経済社会を維持していくためには、女性、若年者、高齢者等、国内に存在する潜在的な労働力が、実際に社会で活かされる必要がある。このため、日本経団連提言「人口減少に対応した経済社会のあり方」(2008年10月14日)で指摘した女性の社会進出促進や高齢者活躍のための環境整備などを着実に進めるとともに、特に、本提言が目的とする中長期的な人材育成という視点から、将来を担う若者に対する学校教育を中心とした教育基盤をこれまで以上に充実したものにしてい

(1) 人材育成の場としての大学の重要性

「競争力人材」の育成のため、企業は様々な人材育成プログラムを整備し、社内教育の充実を努めているが、これらの社内教育によって産業人材としての能力を開花させるためには、学校教育段階において、有為な人材を育むことが重要となる。とりわけ大学進学率が50%を超えている現在、人材育成において、大学等の高等教育機関の果たす役割は極めて大きい。

① 教養教育の充実 ^(学)

採用を担当する企業関係者によると、企業が求める「人材像」の要素は、(i) 自主性・積極性、(ii) 進取の精神、(iii) 柔軟な発想と深い考察力、(iv) コミュニケーション力、(v) 国際的な視野と多様性の受容などである。また、学生時代に若者が身につけておくことが望ましい資質としては、外国語能力(特に

¹⁾ 以下において、「学」「産」と表示されている項目は、それぞれ「教育機関に求める施策」、「政府に求める施策」、「産業界に求める施策」を意味する。

英語力)を含む国際的な視野、物事を考察する際の基礎となる思考力、それを支える深い教養、自主性・積極性を促す多様な知識・経験などが挙げられる。これららを考慮すると、国際化対応能力を含めた教養教育の充実が、これから社会に出る若者を教育する上で重要な柱とすべきである。また国際性の涵養という点では、海外留学も有効である。海外からの留学生受け入れが進む中、国内と海外の大学の連携・提携が増えいくものと予想され、こうした提携の枠組みを活用しつつ日本人学生の留学機会の拡充を図るべきである。

② 実践教育の充実と産学連携の強化 **学、産**

経済のグローバル化により競争が激化する中、高等教育機関におけるより実践的な産業人材育成のための教育を期待する声も強く、そのための産学連携の充実が求められている。すでに各企業や団体等において、様々な取り組みがなされているが、これらの中で、企業も人材育成のニーズを伝えるとともに、そこで育成された有為な学生を積極的に採用、登用していくことが必要である。また、2007年10月に設置された大学と産業界の連携・協力のための会議である「産学人材育成パートナーシップ」では、化学、機械、材料、資源、情報処理、電機・電子、原子力、経営・管理人材、バイオの9分野で分科会を設け、具体的な課題について中間取りまとめを明らかにしている。そこで示されている「産学共同による人材育成プログラム等の開発」などの課題を解決し、具体的なアクションに結び付けていくことが重要である。

③ キャリア教育の充実 **学、産**

学生の勤労観、職業観を育みつつ、それぞれの希望するキャリア形成に必要な一般教養や専門科目等を指導、選択させるとともに、就職のための適切な支援を行うキャリア教育の充実も重要である。すべての学生を対象に指導教官を配置したり、キャリア・アドバイザーなどによる有効な就職支援を実施している大学もあから、今後はこのような取り組みの普及、促進を図るとともに、企業OB・OG人材等をキャリア・アドバイザーで活用するなど、産業界との連携も強化していくことが重要である。

④ 学生の質の担保と優れた取り組みの大学を評価するための受益者評価の導入 **学、産**

教育再生懇談会の「第三次報告」(2009年2月9日)では、現在の大学教育における危惧として、「大学教育の名に相応しい学生及び教育の質を確保できているか」をあげている。大学によっては、一般教養、専門科目に関する卒業試験や定期的な成績評価に基づき除籍勧告を行うなど、学生の質の確保を図るべく努力しており、今後は各大学がこうした取り組みをより積極的に進め、学生の成績を適確に評価し、その質をさらに高めていくことが求められる。

こうした観点から、日本経団連の教育問題委員会では大学の機関評価だけで

なく、教育活動等の分野別評価を行うことが必要であると指摘してきた。すでに、学校教育法第109条に基づいて大学評価・学位授与機構による大学評価が導入されているが、大学の魅力をより高めるとともに、上記で述べた教養・実践・キャリア教育の充実を図っていくためには、この評価の枠組みに、卒業生や卒業生の就職先が大学を評価する「受益者評価」の仕組みをこれまで以上に積極的に採用すべきである。具体的には、大学評価における教育成果の基準として、大学は毎年、卒業後一定期間を経た卒業生やその就職先等にアンケート調査を実施し、その結果を公表することを定めることが考えられる。また、その際には、大学間等の定量的な比較も行えるよう、基本的な質問項目などの標準化工夫なども行うべきである。なお、大学制度の発展に資するような受益者評価を確立するためには、企業等卒業生の就職先が、優れた取り組みで実績をあげている大学を評価し支援していくことも必要となろう。

⑤ 大学の機能の多様化 **産**

日本経団連「自立した広域経済圏の形成に向けた提言」(2008年5月20日)で指摘した、道州制の導入を踏まえた地域内の大学の再編や世界トップレベルの研究教育拠点の形成等を進めるに当たり、政府は各大学の強みを活かしつつ、求められる役割、機能を詳細に再検討する必要がある。

大学進学率が50%を超え、高等教育がより幅広い層にも行われるようになる中、政府としてもこれまでの大学政策を見直し、国内に700以上ある大学の教育内容、目的などの機能の多様化を進め、それぞれの特徴にあった各種支援を行っていくことが必要となる。例えば、(i)世界のトップ水準の研究・教育者の育成を行う先端的研究・高度教育型、(ii)医療関係者や法律・会計等の資格者、技術者などの専門家を養成するプロフェッショナル養成型、(iii)公務・民間も含む総合職を養成するジェネラリスト養成型、(iv)地域産業振興や生涯学習の推進も念頭に置いた地域密着型、などに大学を類型化すべきである。また、高校卒業時点では未熟でも時間をかけて学力のキャッチアップを図ることができ、制度を設けるなど、学習到達度別の配慮も行っていく必要がある。

(2) 初等・中等教育から高等教育への一貫した人材の育成

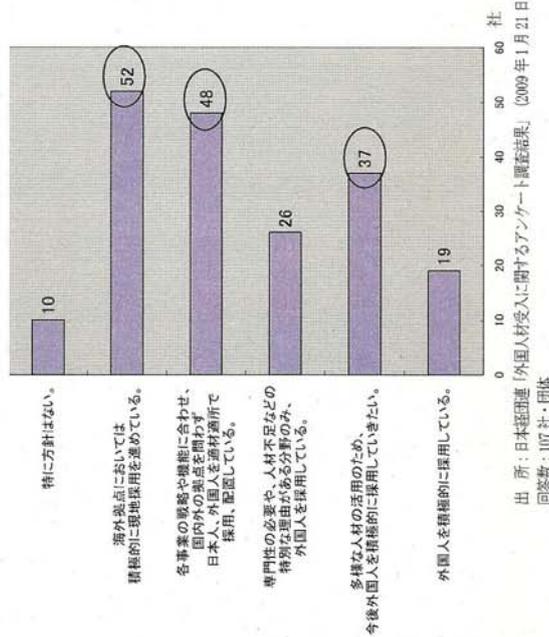
初等・中等教育については、政府として教育投資の重要性を認識し、学校の統廃合や事務の外注化による経営の効率化を通して教員の適正配置を進めつつ、学校選択制の拡大、学校評価システムの充実、学校選択の結果を反映した学校への予算配分の実現により教育の質的向上を図っていくことが求められる。

3. 外国人材の育成と確保

(1) 多文化共生社会の形成－「競争力人材」の定住化

国際競争が激化する中、わが国の経済社会においてもダイバーシティを推進し、多様なノウハウ・価値観、斬新な発想を取り入れることが不可欠となっている。企業は厳しい国際競争を勝ち抜くためにも、能力本位で採用・登用を行っている、国籍を問わず「競争力人材」を育成、確保する必要性に迫られている。実際、わが国のグローバル企業ではすでに、外国人材の採用・登用が進んでいる。

図表 1 企業における外国人材活用の基本方針（複数回答可）



世界に目を転じると、高度人材の獲得競争はますます激化している。OECDの調査によれば、大卒以上の人材の純流入（大卒以上人口に占める純流入の割合）は日本では-0.4%と流出超過となっているのに対し、OECD平均では3.6%の流入超過となっている。

① 様々な事象に関心を持つことのできる人材の育成 **学**、**官**

高等教育段階での職業教育や実践教育など、大学本来の学問の履修が適切に行われるためには、初等・中等教育段階での基礎学力の修得が重要である。

とりわけ、児童・生徒が社会、経済、産業の仕組みや科学全般の様々な事象に関心を持ち、考察していく思考力を養うには、自己学習の環境作りとして、初等教育段階から読書の習慣を身につけさせることが必要であり、今後のカリキュラム作成に反映させていくべきである。

② 理工系学問への関心の向上 **学**、**官**、**産**

近年の大学学部別志願者数を見ると、工学部離れの傾向が見られる。一方、専攻分野別学生数と専攻別の求人倍率を比較すると、文系と理工系で逆転現象が生じている。こうしたミスマッチを改善しわが国産業の競争力を高め、いくためには、理工系学問の魅力向上を図り、高度な技術開発などを担う優秀な技術人材の育成を図っていく必要がある。

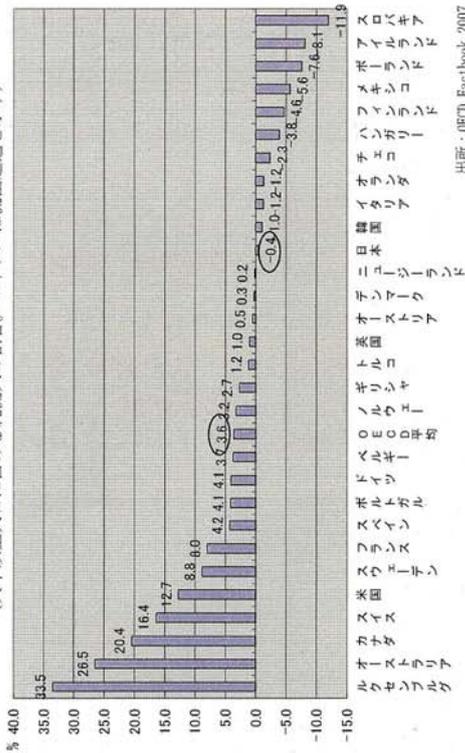
また、産業競争力の強化のためには、実際に生産の現場を担う技能人材を確保していくことも同時に進めていくべきである。特に、国内に高付加価値な生産基盤を残すためには、自ら考え工夫することのできる自立した技能人材を育成し、生産現場においてもイノベーションを起こすことで、諸外国との激しい競争に打ち勝てる環境をつくりだすことが必要である。

理工系学問への関心を高めるとともに、有為な技能人材を育成するためには、小学校、中学校などの早い段階から子どもたちがものづくりや創意工夫の魅力に触れることが必要である。昨年3月の小中学校の学習指導要領の改訂では、総合的な学習の時間を通じて、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に進めることが明記されている。実験、実習の楽しさを感じてもらえるよう、学習指導要領に則し、効果的なカリキュラムを具体化していくことが求められる。

③ 企業OB・OG人材の活用 **学**、**官**、**産**

児童・生徒が現実社会との接点を持ち、社会、科学に対し幅広い関心を持つためには、企業人による出前授業などが有効であり、各社・団体による取り組みに加え、企業OB・OG人材を活用することも一案である。この点で、定年退職者をはじめとする企業のOB・OG人材活用の政府施策である「新現役チャレンジャー支援事業」が2008年度より拡充実施され、すでに人材登録数は約8,000人にのぼる。一方、教育機関等からの講師ニーズも多数寄せられていることから、当該事業を積極的に活用し、企業で様々な活動やものづくりに携わってきた退職者の知見を進路指導も含め教育現場に活かすことも、体験学習を有用に進めていく一つの方策となろう。

図表 2 OECD諸国における大卒以上の人材の純流入(2000年)
(大卒以上人口に占める純流入の割合。マイナスは流出超過を示す)



欧米のみならず、アジア諸国でも送り出し国から受け入れ国に転換している国がある現実を踏まえれば、日本としても早急に、中長期的視野に基づいた「競争力人材」の受け入れ体制を構築していく必要がある。

① 定住化の促進

前述の提言「人口減少に対応した経済社会のあり方」において日本経団連は、50年後のわが国の経済・社会の状況を分析し、人口減少下においても中長期的に経済社会の活力を維持していくための施策を提言した。具体的には、イノベーションなどの推進を通じた成長力の強化、少子化対策への真剣な取り組み、教育の再生を通じた未来世代の育成がまず必要であるとした上で、経済社会システムの維持に必要な人材の確保・活用に向けた施策の一つとして、わが国と必要とされる外国人材の受け入れを挙げている。特に、現在いわゆる専門的・技術的分野と看做されている人材に加えて、一定の資格や技能を持つ人材を受け入れ、その定住化²⁾を図っていくことが必要であるとして、「日本型移民政策」の検討を提言している。

²⁾ ここで言う「定住」とは、外国人が日本国内で安定的な生活基盤を築き、将来世代に渡って日本国内に定着し、日本社会を支える構成員の一員となる状態を示すものであり、現行の在留資格で言えば永住に近い概念である。

② 理念の確立

日本経団連では、「外国人受け入れ問題に関する提言」(2004年4月20日)において、多文化共生社会の形成に向けた外国人受け入れの原則として、「質と量の両面で十分にコントロールされた受け入れ」、「外国人の人権と尊厳が擁護された受け入れ」、「受け入れ側、送り出し側双方にとつてメリットのある受け入れ」の3つを提言した。

今後、「競争力人材」の定住化を進めていくに当たっては、こうした人材を惹きつけていくために、これら3つの原則に加え、定住を進めるための3つの理念として、第一に「外国人が定住したいと思う魅力ある国づくり」、第二に「実際に外国人の定住を可能とする受け入れ態勢の整備」、第三に「定住要件の透明化と安定的な運用」を確立する必要がある。

③ 多文化共生社会の形成

こうした理念に基づき「競争力人材」の定住化を進めて行くには、欧州などで重要視されている言語教育の充実など、多様な価値観や文化的背景を持つ外国人が社会に根付いていくための環境整備を進めることで、日本の文化を基本としつつも外国人の持つ多様性を適切かつ効果的に日本社会の中に取り入れ、経済・社会の活性化に繋げていく「多文化共生社会」の形成に向けた取り組みが必要となる。

その際、特に国内産業の高付加価値化を促す人材については、彼らの活躍が日本全体の雇用の維持・拡大に貢献しうることから、思い切った受け入れ拡大策を実施する必要がある。日本経団連が昨年行ったドイツでの移民政策に関する調査においても、1人の高度人材の受け入れが5人の新規雇用を生み出すとの分析も紹介されている。

同時に、国内労働市場への影響を理由に、外国人材受け入れには慎重を期すべきとの意見も聞かれることから、諸外国の経験も踏まえつつ秩序のある受け入れ制度を整備することで、雇用情勢への影響など負の側面を最小化していくことが不可欠である。

(2) 外国人材受け入れのための環境整備

ローテーション型から定住を前提とした受け入れを進めるに当たっては、3つの理念に基づいた施策を総合的に実施していく必要がある。当面は、専門的・技術的分野の人材の受け入れ拡大・定住化を目標とした戦略を練るべきであるが、同時に、高度人材の範囲の議論を進めつつ、幅広い人材の在留・定住を促す制度を整備していくことが求められる。

① 在留資格のあり方

(1) 在留政策

外国人の円滑な受け入れと定住促進に向けて、在留資格制度の見直しと公正、透明性の確保、向上を図る必要がある。例えば、「各地方入管によって在留許可の対応が異なる」、「在留資格変更が認められるかよく判らない」、「海外大学の新卒者を雇用する場合、卒業見込み証明書では在留資格認定証明書が取得できない」などの問題が指摘されている。これに対しては、各地方入管の対応の統一化や基準、事例の公表などとともに、在留資格認定証明書の取得手続きの見直しを進めていくことが不可欠である。

(2) 高度な技能人材の受け入れ

今後、新たに専門的・技術的分野として高度な技能を持つ人材を受け入れていくためには、技能の水準を評価する仕組みが必要となる。例えば、英国では学歴、年取、年齢、資格、適性、語学などの客観的基準にポイントを与え判断する制度(いわゆるポイント制)を導入している。また、ベルギーやオランダ、ドイツなどでは労働者の賃金とその人材の市場での評価を示すという考えをもとに、一定の所得以上の人材を高度人材として定義し受け入れる制度を採用している。

わが国において、外国人の技能人材を受け入れていく際には、当面、国家資格や技能検定等の技能評価制度を活用しつつ、こうした海外の事例を参考にし、一定の所得以上の高度技能人材の受け入れを進めるなど、わが国に相応しい制度を構築していくべきである。これに関連し、日本経団連「外国人研修・技能実習制度の見直しに関する提言」(2007年9月18日)でも指摘しているとおり、外国人研修・技能実習制度に再技能実習制度を導入し、これを通じて高度な技能を取得した者(技能検定合格者)も高度技能人材の受け入れ対象にすべきである。

なお、技能人材の受け入れに伴う国内労働市場への影響が懸念されていることから、新たに高度な技能人材を受け入れていく際には、労働市場テスト³⁾の導

³⁾ 一定期間求人を出すことで、国内では人材が充足されないことを確認する仕組み。

入を本格的に検討する必要がある。また、質・量を適切にコントロールする観点からは、経済連携協定(EPA)による外国人材受け入れ制度も参考にし、二国間協定での受け入れを積極的に検討するとともに、ODA等を活用し送り出し国での日本語や技能の研修・習得を支援していくことも有効であろう。

② 在留管理・就労管理の徹底

家族も含めた在留外国人への各種支援を充実していくためには、外国人の在留情報を一元的、継続的に把握する制度的基盤が不可欠である。現在政府では外国人登録制度に代わり、外国人住民に係る台帳制度を整備しているが、新たな在留管理制度が、日本人と適正に在留する外国人双方にとって互恵的なものとなることが強く求められる。

また、2007年10月に施行された改正雇用対策法に基づき、外国人雇用状況の届出制度が導入されているが、その適切な運用により雇用の改善に向けた事業主への助言、指導や外国人への教育訓練等の就労支援が充実されるよう期待したい。

③ 社会保障制度の充実

健康保険、年金保険、雇用保険等の社会保障については、制度上、原則として在留外国人に対しても等しく適用されていることから、雇用主に対する適切な指導や新たな住民台帳制度の適確な運用、さらには在留期間更新時における確認等を通じて、その加入の促進を図っていくべきである。

一方、高度人材定着の障害として、年金の脱退一時金制度の上限が3年と短いことが指摘されている。こうした問題を解決するには、まずは多くの国と社会保障協定の締結を進めることが不可欠である。しかし、制度の不一致などで社会保障協定の結ばれない国の出身者に対しては、脱退一時金制度の上限延長など、わが国の年金制度に加入するメリットを高める措置を導入する必要がある。具体的には、下記⑤の緩和措置を進めつつ、定住要件の期間にあわせる形で脱退一時金の上限を上げるべきである。

④ 外国人の生活環境の改善

まずは、行政サービス、公共交通網を始め生活インフラの多言語化を進めるとともに、外国人が日本で生活する上で必要となる日本語の習得環境の整備を図るべきである。現在、わが国では、外国人への日本語学習機会の提供は主に地方自治体や地方自治体の設立した国際交流協会等が担っているが、外国人の定住化を進めていく上では、諸外国でも見られるように国として日本語の教育体制やその基本方針を定め、地方自治体等の協力も得ながら環境を整備していく必要がある。そのためにまず、外国人の日本語教育を所管する部署や責任を明確にするとともに、地方自治体等が外国人住民に日本語教育の機会を適切に

提供できるよう、日本語教育に係る経費を国が支援すべきである。

また、外国人は賃貸住宅の契約が依然として困難であるとされており、これを解決するためには、例えば地方自治体が保証会社に支援を行ったり、保証人を用意しない不動産会社の情報提供を行うなども一案である。

加えて、英語等の外国語が通じる医療機関を整備するため、拠点病院における常勤の医療通訳者配置に対する国の支援や、外国人の子弟の教育環境を整えるため、日本語教育の実施や財務状況、教育課程の開示等を前提として、国・地方自治体によるインタナーナショナル・スクール等への助成、各種学校要件の弾力化、大検免除資格の付与等を行うことも検討に値しよう。また、外国人が将来世代に渡ってわが国に定住していくことを前提にすれば、インタナーナショナル・スクール等のみならず、国公立学校でも外国人を受け入れていくことが必要になる。外国人子弟が日本の教育課程で学ぶ環境を整えるためにも、国公立学校の帰国子女学級等を充実させることが求められる。

⑤ 永住許可要件の緩和・透明化と秩序ある受け入れ

永住許可要件の緩和・透明化については、現行の要件（永住許可に関するガイドライン）をまず見直す必要がある。具体的には、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」という要件に関し、「引き続き」や「10年以上」の要件を他の先進国の状況も踏まえながら見直すことにより、定住を希望する有為な外国人材の定住化を進めるべきである。また、こうして定住した有為な外国人の能力を日本国内で活かしていくためには、職種の特性を十分に鑑みながらも、当該外国人が活躍できる公的な職務の拡充も検討していくことが求められる。

なお、秩序ある受け入れという点では、在留資格の更新時に、納税、社会保険料納付の状況、子弟に対する適正な教育などを要件化する一方で、一定の日本語能力や職務能力などを持つ場合には、何らかの優遇措置を付与することも検討されてよい。

(3) 政府における司令塔の設置、基本法の制定

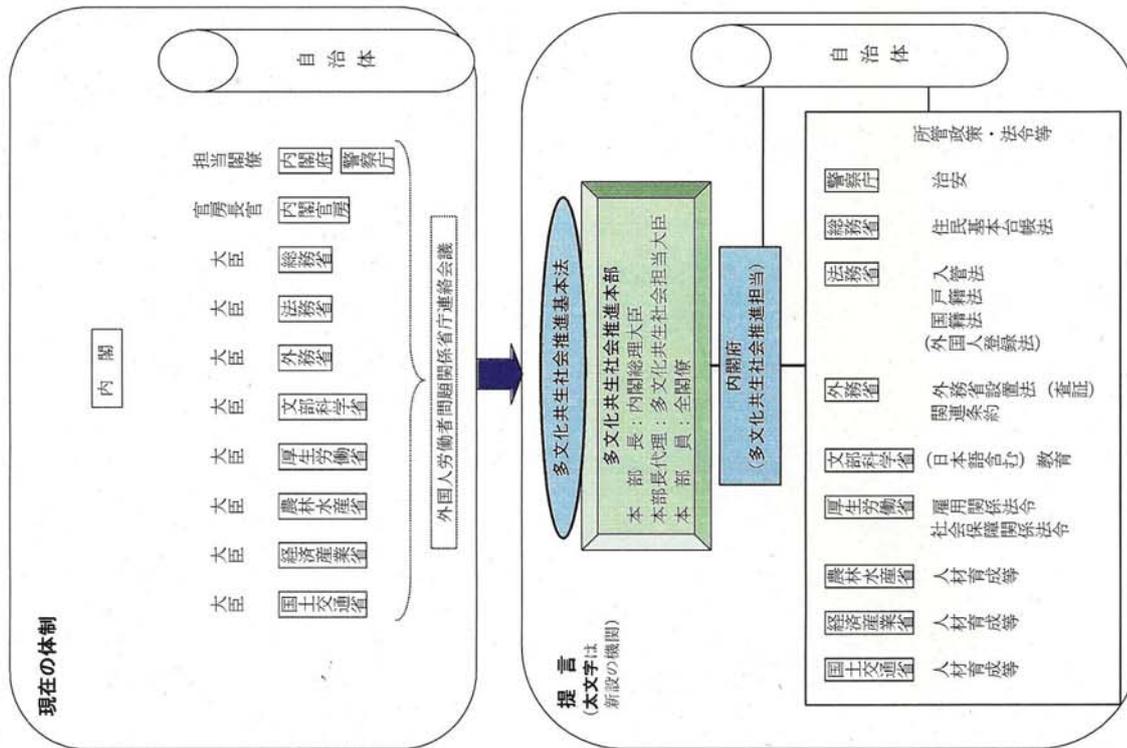
定住化を前提とした受け入れ制度を進めるには、上述のような理念を確立するとともに、国と地方自治体が一体となった施策の展開が必要である。そのためには、政治的リーダーシップと国民的な議論の喚起が欠かせない。

わが国全体として外国人受け入れの一体的、統合的な体制を整備するためにも、「多文化共生社会推進基本法」を制定し、総理を本部長、外国人施策の担当大臣を本部長代理、全閣僚を本部長とする「多文化共生社会推進本部」を内閣に設置するとともに、内閣府にその事務を担当する部局等を置き、多文化共生社会を実現するための関連法令の一括整備をはじめ関係省庁が一体となって施策に取り組み体制を整えるべきである。

当面は、「多文化共生社会推進基本法」を検討する有識者会議を設け、こうした体制の構築に向けた議論を進めていくべきである。

4 現在、わが国の政府種別的機関としては、外国人労働者問題関係省庁連絡会議があるものの、実際には課長級会議が年に2、3度開かれ連絡が行われているのみである。一方、韓国ではすでに、国務総理が委員長を務める閣僚級の「外国人政策委員会」が設置され、「在韓外国人処遇基本法」が制定されている。

図表4 政府の推進体制のあり方

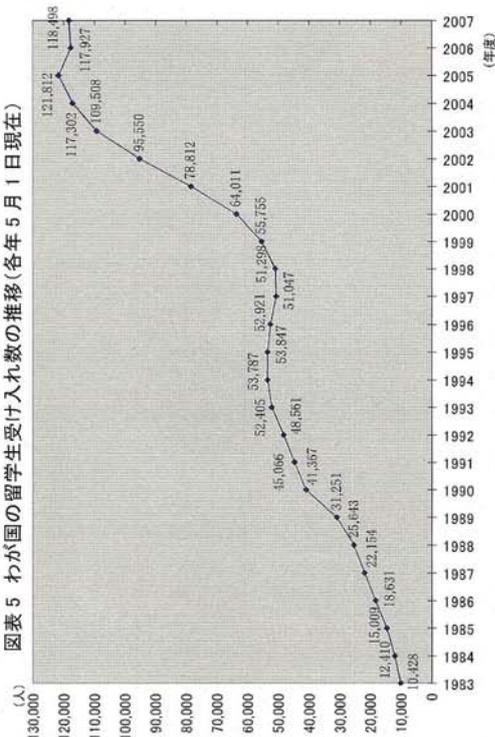


(4) 留学生の受け入れ

① 「留学生30万人計画」の推進 [学、官、産]

現在、2020年を目標に留学生受け入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」が進められている。わが国では、1983年に「留学生10万人計画」が打ち出され、2003年にその目標を達成し、この数年、約12万人前後で推移している。

図表5 わが国の留学生受け入れ数の推移(各年5月1日現在)



海外の優秀な人材を国内の大学等で受け入れることは、「競争力人材」の育成、確保の上でも、また大学の国際化、活性化の上でも重要であり、日本人学生にも良い影響を及ぼす。言うまでもなく、こうした理念を実現するためには単に「30万人」という数的な目標にとらわれることなく、留学生の質をこれまでに以上に高め、留学生受け入れの効果を教育、研究、社会、経済的側面から客観的に検証していくことが求められる。

このためには、「留学生30万人計画」に係わる関係6省に加え、産学の有識者も参加する常設の推進機関を設け、これを通じて受け入れた留学生の質などをモニタリングしつつ、常に問題点の洗い出しや課題の解決を図っていくことが欠かせない。とりわけ、留学生の質を向上させさせる観点から、単位・進級・卒業認定等を中心とした在籍管理の徹底が必要であり、モニタリングの際には、大学においてこうした質の確保、向上の機能が果たされているかを適確にチェ

ックしていくことが重要である。

また、留学生の立場にたつて、外国人が魅力を感じる教育・研究環境を整えていくことも強く求められる。国際社会から日本の学位を持っているれば高く評価されるという信用・信頼が得られれば、日本への留学を希望する有為な若者も増えていく。この点で、既述のとおり大学改革を進め、その魅力を一層高めていくことが不可欠であろう。

② 留学生の戦略的受け入れ **学、国**

すでに諸外国では国をあげて留学生の戦略的獲得に取り組んでいるが、わが国でも「留学生 30 万人計画」に沿い、在外公館が中心となつて、日本の大学を売り込む「ブランド戦略」を展開する必要がある。そのためには、同計画の骨子でも示されているように、関係機関が連携して留学に係る各種情報を提供するなど、わが国の魅力発信を戦略的かつ一体的に行う体制を早期に整備するべきである。重要なのは、これまで分散して行われてきた広報・語学研修・情報提供・支援体制の仕組みを、拠点を設けることで一元化し、そこに行けば日本に関する情報が一括して入手できるようにすることである。その観点から、現地の在外公館領事部、国際交流基金、JETRO、JICAなどが一元的な運営の下で活動することが望ましい。

また、留学情報の発信だけでなく、日本政府および大学関係者が連携して海外の優秀な高校、大学を継続的に訪問して留学生のリクルーティングを行うとともに、それを国費留学選抜の仕組みとリンク付けることが有効であろう。すでに実際、海外の優秀校を独自に訪問、開拓し、有為な留学生をリクルーティングしている日本の大学も複数存在する。

現在わが国で受け入れられている留学生の出身国・地域を見ると、中国、韓国、台湾が全体の 78.7% を占めている。近隣国から有為な人材が留学することは歓迎すべきことであるが、これは、日本留学の情報や魅力などが一部の国、地域にしか広がっていないことを示すものでもあり、今後は出身国・地域に大きな偏りが生じることのないよう、日本への留学生が少ない国・地域に重点を置いて広報・リクルーティング活動を展開すべきである。同時に、こうした重点国・地域における日本語教育の普及を戦略的に進めることも肝要である。出身国・地域の多様性を確保することは、留学生、日本人学生双方にとって良い刺激をもたらすのみならず、日本の大学等が真に世界に開かれ、国際的な魅力を持つことを示すことにもなる。

政府の「留学生 30 万人計画」で掲げている国際化の拠点となる 30 大学の選定（「グローバル 30」）と英語の授業で学位が取得できる課程の増加は、これまで日本語がネックとなり留学を考えて来なかった潜在的な外国人学生をわが

国に惹きつけるという点で有意義な取り組みである。ただし、留学生政策は、外国人学生に日本語を学び、また日本文化にも触れてもらうことで日本の良き理解者を増やすことも重要な目的であることから、「グローバル 30」の大学では留学生に対する日本語等の教育をこれまで以上に充実させ、その成果を「グローバル 30」事業の評価対象に加えることが必要である。

③ 留学生の受け入れ環境の整備 **学、国**

「留学生 30 万人計画」を円滑に実施するためには、各大学が留学生の在籍管理を徹底して行うことが不可欠である。米国では在籍管理の徹底を図るため、専門スタッフを常駐させるなどの体制をとっている大学が多いが、わが国の大学がこうした適正な在籍管理を行うためには相当程度の事務処理能力を向上させることが必要である。その際、大学が外国人雇用に関わってきた企業の人事部局の退職者を採用し、民間企業の在留管理のノウハウを導入するのも一案である。前述の「新現役チャレンジャー支援事業」を通して、こうした人材と大学間のマッチングを図るものも有効であろう。

多くの私費留学生は本国との経済格差等から、仕送りに加えアルバイトにより学費や生活費を補填しているのが実情である。こうした私費留学生の生活環境を改善するためにも、留学生が勉学と両立できようなかたちで、大学内の業務に従事し収入を得られる仕組みを構築することが望まれる。例えば、法務省の「第五次出入国管理政策懇談会」の提言（2009 年 1 月）では、学業と両立する TA（ティーチング・アシスタント）、RA（リサーチ・アシスタント）としての活動などについては大学の責任で行われることを条件に資格外活動許可を必要としないことも検討すべきとしており、評価できる。その実効をあげるためにも、留学生への奨学金等の充実などとともに、TA・RA や大学図書館の補助など学業との両立が可能と思われ分野で留学生を雇用する大学への助成を拡充することも有益と考えられる。

また、留学生の受け入れ環境の整備という観点から、宿舍不足の解消策を進めていくことが必要となろう。大学等が留学生寮を運営する際に、国・地方自治体双方が財政上の支援措置を講ずることも検討に値しよう。

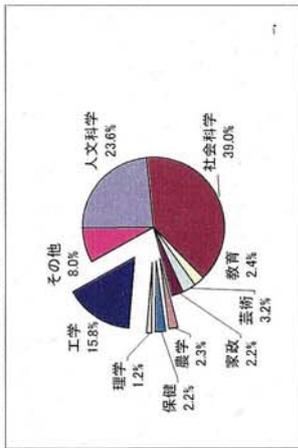
④ 有為な留学生の日本国内での就職促進 **学、国、産**

(1) 専攻分野のバランス

「留学生 30 万人計画」の実現に当たつて、これまで以上に留学生が卒業後も国内で活躍できる環境を整備することが必要となる。企業への就職を念頭に置くのであれば、企業ニーズを踏まえた留学生の受け入れ、教育が必要となる。

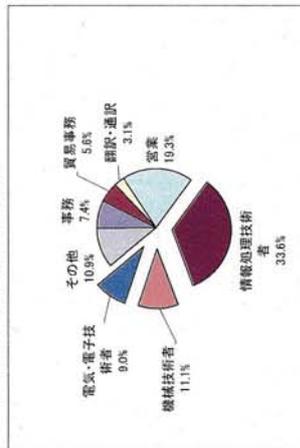
例えば、留学生の専攻分野を見ると理工系が 2 割となつているものの、求人については理工系が 5 割を占めている。

図表 6 留学生の専攻分野(平成 20 年 5 月 1 日現在)



出所：平成 20 年度外国人留学生在籍状況調査結果(独立行政法人日本学生支援機構)

図表 7 平成 19 年度留学生求人職業別状況



出所：平成 20 年 12 月 24 日高度人材受入推進会議実務作業部会厚生労働省提出資料

これに鑑み、日本経団連の産業技術委員会・産学官連携推進部会がとりまとめた「技術系留学生の質・量面の向上に関する報告書」(2009 年 2 月 17 日)では、留学生を 30 万人に増やす場合、大学・大学院での技術系留学生を約 7 万人(現在 2.1 万人)程度としてはどうかと提案している。その際、私立大学では一般的に理工系の学費が相対的に高くなることを考慮し、「留学生 30 万人計画」で掲げる国費留学生等の優先配置、財政支援の傾斜配分、私費留学生向けの学習奨励費の配分などを、有為な理工系留学生を増やすための重点化策として活用することが求められよう。

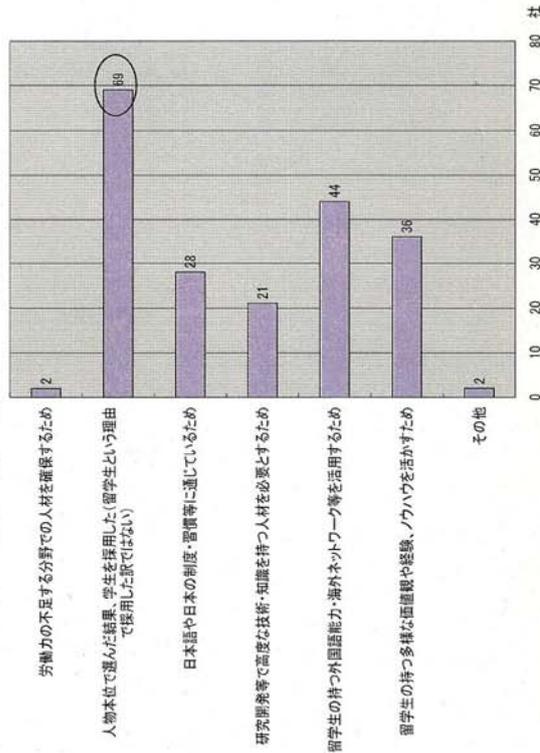
また、理工系留学生の戦略的受け入れという点から、理工系学問の中でもわが国がトップ水準にある、あるいはあるべき学問分野を戦略的に選びだし、留学生がその学問を学ぶために来日したいと願うような教育・研究基盤を整備す

るという観点も欠かさない。

(ii) 日本語や日本文化に関する教育の充実

日本経団連の実施したアンケートを見ても、企業は国籍を問わない採用を行う傾向にあり、採用試験では日本人、留学生を区別せず人物本位で選考を行う場合が多い。留学生の就職、定着を促進するためには、日本語能力の向上に加え、日本の企業文化や雇用制度に対する深い理解が必要となっている。

図表 8 企業が留学生を採用した理由(複数回答可)



出所：日本経団連「外国人材受入に関するアンケート調査結果」(2009 年 1 月 21 日) 回答数：84 社・団体(留学生を採用したことがある企業・団体のみの回答)

政府の「アジア人財資金構想」は、日本語教育や日本文化の学習を通じ、卒業後も日本で活躍できる人材を育成することを目的としたプログラムであり、上記の観点からもさらに充実が図られるべきである。今後、同構想を有効に進めていくためには、地元の中企業等との連携を深めた、より地域密着型のプログラムとして、地域の活性化に資するような枠組みにしていくことが望ましい。

(iii) 在留資格変更要件の周知・徹底

留学生の専攻科目と採用職種に関連性がない場合、在留資格変更が認められず就職できないという事例が過去に見られたが、それを理由に、留学生の採用に二の足を踏む企業があるのも事実である。そのため、法務省が現在行っている柔軟な取り扱いをホームページ上などで公開するなど、在留資格変更要件の周知を図ることが重要である。

4. 企業の取り組みの充実

「競争力人材」を確保するため、経済界としても主体的に人材を育成していただくことが重要である。この一環として、別表『「競争力人材」の育成と確保に向けた企業の取り組み事例』にあるとおり、企業では講師派遣など教育機関への支援、インターンシップの受け入れなどを行っている。また、留学生の受け入れに関しては、大学の教育プログラムへの協力、海外現地における日本語教育・文化交流活動、採用情報の発信、外国籍社員を対象としたキャリア開発の支援、異文化理解促進のための研修等の実施、生活サポートなど、様々な取り組みを行っている。これらを参考として、より多くの企業が自社に合った様々な取り組みを行うよう期待したい。

なお、現在、日本人、外国人を問わず雇用情勢が悪化しているが、安心して働くことのできる環境を整備するためにも、前述の提言「日本版ニューディーラの推進を求める」の参考資料「雇用の維持・安定への取り組み」でも示した取り組みを継続的かつ積極的に推し進めるなど、企業は雇用の維持に向け最大限の努力をしなければならぬ。

また、学生が大学時代に勉学や社会活動に励むためには、企業としても採用活動の早期化を是正していく必要がある。こうした考えに基づき、日本経団連では「大学卒業予定者・大学院修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」を公表し、広く関係者の理解と実践を訴えている。今後も倫理憲章の遵守を働きかけていくとともに、勉学環境等に配慮しながら採用活動を行っていくよう努めていきたい。

以上

【別表】
「競争力人材」の育成と確保に向けた
企業の取り組み事例

課 題	取組み
さらなる教養教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な教養人を社内でも育成するため、ビジネス・スキルの研修のみならず、「リベラル・アーツ教育」を実施し、文学、芸術、社会などの一般教養研修を行うことで、国際的に活躍できる人材を育成
実践教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 最先端の金融知識を大学、大学院生等に学んでもらうため、企業人を講師として派遣するとともに、特別講座を寄付 企業の研究所と大学の研究機関等で研究者・技術者を相互派遣、交流を拡大 インターンシップの受け入れ
理工系学問への関心の向上	<ul style="list-style-type: none"> 土日近隣の小中学生を工場・研究所に招き、技術者が講師となって科学実験教室を開催 NPO団体と協働し、社員がボランティア講師となって全国の小学校や科学館の理科室などを回り、科学の面白さを伝える 「理科支援員等配置事業」の特別講師として企業の研究者・技術者、そのOB・OGが登録。学校や教育委員会が登録者に理科授業の実施を依頼
技能人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 自立した技能人材を育成するため、高度な技能を修得した者を選抜し、特別研修を実施。作業や危機管理対応のマニュアルを現場の技能者が作成するなど、技能者に創意工夫や活躍の場を提供することで、製造現場にもイノベーションを導入
就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 部下の有給休暇取得状況、定着状況を、管理職や役員の仕事評価に反映 就労環境の意識調査（働きやすい職場であるかをアンケート）を全社で定期的に行い、管理職や役員の仕事評価に反映
人材の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> 全世界のグループ会社を対象に公募制を導入。職員が自身のキャリアや能力に基づき、新しい仕事に挑戦できる環境を整備 全世界のグループ会社で人事評価、人事制度を統一化することで、処遇の透明性、異動の柔軟化を実現 人事評価システムをオンライン化することで、自分に対する過去の人事評価やキャリア形成上の課題を常時把握できるとともに、勤務地（国）が変更であっても安定的な人事評価が可能に

国内人材

外国での日本語・日本文化の広報 インタナーシップ の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教師資格を持つOVB社員による日本語教室の開講、伝統文化の紹介 政府、各種機関の実施するインタナーシップ・プログラムの協力し、留学生、外国人を受け入れ 英語で採用情報を積極的に発信 英語でも筆記試験が受験可能 (日本語のハンデ等も考慮し)筆記試験の前に応募者全員を面接 外国籍社員に日本語研修、ビジネスマナー研修を実施 就業後、社員食堂で日本語教室を開設。日本人職員もボランティアとして参加 社内インフラ（イントラネット、就業規則、各種広報・資料）の多言語化 外国籍社員向けのコミュニティ・サイトを外国語で開設 外国籍社員間でのネットワーク形成を支援 外国籍社員の良好な就労環境を整えるためのガイドラインを作成（日本語を理解しない社員が1人でも参加する会議は英語を使用などのルールを決める） 相談窓口を開設 サポーター人材の任命 母国に帰国するための長期休暇の付与 宗教上必要となる礼拝場所の提供、社員食堂で宗教上の食事制限に対応
就職活動	
日本語・企業文化等の理解	
就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ごみの出し方など日本社会で生活するために必要な知識を研修 社宅を提供 企業が保証人・契約者となり住宅を賃貸 旅券・査証・外国人登録などの手続費用を負担 外国籍社員の語下を持つ管理職員向けに研修・意見交換会を実施 日本人社員向けに外国語や外国の文化・習慣・宗教などの知識を研修
生活環境の整備	
日本人社員の意識改革	
人事制度	<ul style="list-style-type: none"> 長期雇用を前提としない柔軟な人事制度（長期雇用への変更や出身国の現地法人への転籍も可能）を整備。複数の人事制度から最適なものを選択可能な功序列的な賃金では雇用できない高度外国人人材に対し、特別な給与制度を用意 評価制度の透明化

外国人材

以上

留学生の受入れ促進と国際人材育成のための抜本的な提案

横田 雅弘 (明治大学)

1. 震災後の留学生受入れと受入れ理念の再確認

震災と原発は短期的には留学生受入れを減少させるが、減少の根本的な原因ではない。しかし、もともと留学生の受入れに本心から積極的ではなかった(実は多くの)大学教職員や政府は、留学生の受入れを増やすのは当分難しいので、日本人学生の送出しに力を入れるべきだと主張し始めた。

しかし、高度人材のモビリティは、世界(特にアジア)でますます高まっており、むしろ加速している。日本人学生の送出しはもちろん積極的に推進すべきであるが、この機会を大義名分として留学生受入れに消極的になれば、将来原発問題が収束したとしても、すでに他の諸国に行くようになってしまった留学生を日本に呼び戻すことは難しくなる。過去のように、日本が門戸を開けばいくらでも留学生が押し寄せる時代ではない。

ただし、ただ門戸を開くというのではなく、積極的に海外から直接学力の高い学生をリクルートしてくる活動を戦略的に行えば、まだまだ日本に行きたいという留学生はたくさんいる。日本に留学生が来ないというのは、日本に魅力がないからではなく、日本の大学が世界から留学生を直接リクルートしてこなかったからである。すなわち、これまでは日本語学校に頼ってすでにある程度日本に慣れて日本語も使える留学生しか相手にしてこなかった。そこから脱皮しなければ留学生受入れの将来はない。

調査によれば、留学を決める最初の意味決定は、まず行く国を決める、すなわち初めから何々大学に行こうと決めるのではなく、まず日本に行こうと決めるところから始まる。従って、個々の大学の努力だけでなく、オールジャパンでとりかからねばならない大きな政策課題なのである。

その前提として、今こそ、なぜ留学生を受入れるのかという理念に立ち戻る必要がある。留学生の受入れを途上国援助のような一方的な枠組みで捉えるのではなく、日本が長期的に世界との人的つながりを強固なものにする上で不可欠であり、留学生自身が国際人材であると同時に、日本人学生のグローバル化に資する貴重な人的資源なのだという点を再確認すべきである。

ここでは、留学生受入れと国際人材育成の観点から、抜本的な改革の案を提示する。

2. 移民政策、外国人労働者政策、留学生政策の3つを柱として、国際人材育成庁など政府の方針を統括的に扱うオールジャパンの政策決定機関とその下で情報収集と政策提言を行う機関(局)が必要である (図)

留学生政策を例として以下の具体的な提案を行う。

(1) 国際人材育成庁を創設する

留学前、在学中、卒業後の就職と家族生活、永住や移民といったプロセスの全体は、縦割りの行政では対応できない。また、留学生、外国人労働者、移民などに一貫した理念に基づく政策が必要であり、この点からも国際人材育成庁など政府の方針を統括的に扱うオールジャパンの政策決定機関が必要である。

(2) 省庁の連携を留学交流政策局で実現する

留学生30万人政策は6省庁の連携で提案されたが、連携を具体化する機関がなく、依然として縦割り行政の中で行われている。そこで、各省庁からの出向等で組織する留学交流政策局を設置してはどうか。国際人材育成庁の下に設置されれば、上記3つの柱の相互連携もとりやすい。なお、留学生の受入れと送出しは相互関係にあり、これを包括的に扱う必要があるため、留学生政策局とせずに留学交流政策局とする。

(3) 留学生(政策)に関する情報を一元的に集約し、留学交流政策局に政策提言する研究調査機能を備えたシンクタンク(国際人材育成機構)が必要である

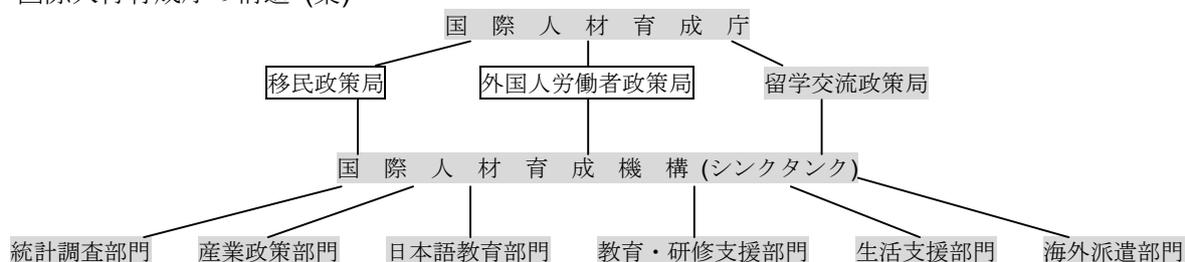
以前は独立した専門機関であった(財)日本国際教育協会(AIEJ)は、2004年に日本学生支援機構(JASSO)に統合されて、その機能は大幅に低下した。世界で高度人材獲得競争が始まったその当時、AIEJの機能をより強化し、専門化させて、世界の留学の潮流を常時ウォッチして大学等に情報やアドバイスを提供する必要があったにも関わらず、それに逆行する最悪のタイミングの組織再編であったと言わざるを得ない。

このため、それぞれの大学は個別に情報収集し、国際化という未知の領域で試行錯誤しなければならない状況がいまだに続いている。グローバル30(G30)に選定された13大学も、オールジャパンの基盤を底上げさせるといっても、基本的には自分の大学の国際化に精一杯であり、互いにライバル関係にあるという国内競争の意識から抜け出せていない。

ここに提案する国際人材育成機構は、AIEJのように留学生の受入れ・送出しだけでなく、国際人材としての労働者、移民、留学生、海外派遣学生等を一括して扱う情報収集と調査分析のシンクタンクである。留学生政策に関して言えば、この機構がG30大学等との職員交換や研究者の受入れなどを実施し、留学生政策と国際人材育成政策に必要な国内外の情報やノウハウ、あるいは提言を上部組織の留学交流政策局ならびに広く一般の大学等に提供し、オールジャパンで世界に広報する日本の顔となればよい。本日のシンポジウムにおけるオーストラリアの例、特にIDPやAEIの機能から学ぶものがたくさんある。

また、2018年から長年にわたって18歳人口の減少と若手労働人口の減少が確実に訪れる。この問題と外国人の受け入れをどう捉えるのかについては、いつまでも曖昧なままにできない。教育学や社会学の立場からだけでなく、労働経済学、教育経済学、経営学などをしっかり組み込んで、データをもとにした説得力のある政策を打ち立てられるような陣容をこの機構の統計調査部門に配置しなければならない。

図1 国際人材育成庁の構造 (案)



3. マクロな観点 (国の経済・外交・教育・社会ならびに大学等の教育・経営の政策的な観点) とミクロな観点 (生活上の具体的実践の観点) の両視点から制度の整備をしなければならない

留学生の抱える問題が、大学の中だけでは解決できない生活上の問題を含んでいるということだけでなく、留学生を単に大学在籍期間のみ日本に在留させるのではなく、卒業後も社会人として受入れていくことを視野に入れるならば、永住の問題や家族の問題など、生活にかかわる多様な現場の課題が生じるのは当然である。したがって、受入れの促進には現場で課題に対応する社会システムを整えるということが必須である。この社会システムには、子どもや配偶者ための地域日本語教育、ビジネス日本語教育、文化・社会適応のためのアドバイザー育成、ホストの日本側の多文化共生・異文化間教育などさまざまな分野が含まれよう。現状では社会システムとしての構築はなされておらず、ボランティアに依存したり、必要に応じて各地域で点として実施されているにすぎない。日本語学校などとも積極的に連携して、これらの基盤整備を行うべきである。

海外での人材リクルートや入り口の整備、大学での教育・研究の整備、企業への就職に関する法的・制度的な整備といったいわば正面の留学生政策と同時に、その背後にある生活を支える地域社会のシステム構築を同時に進めねばならない。国際人材育成機構にはこのような地域社会のシステムに対応する部門を設けてこれにあたる。

平成23年度 外務省主催
「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」

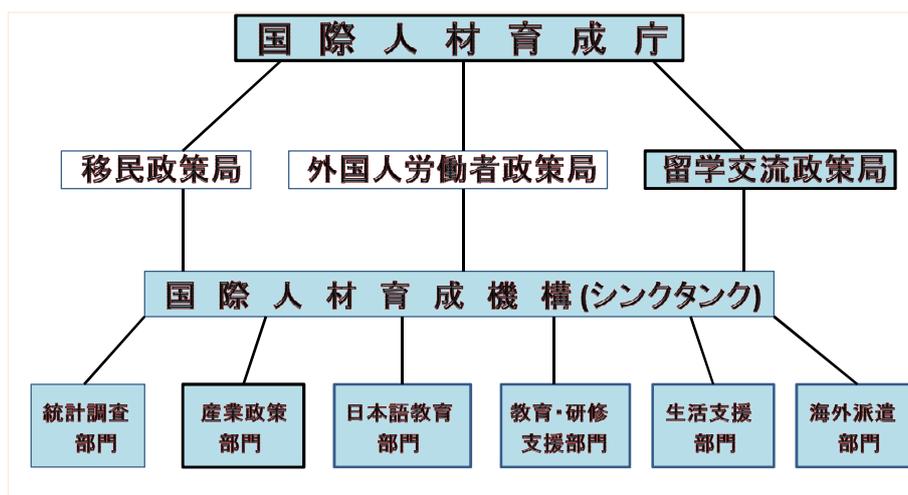
留学生の受入れ促進と国際人材育成 のための抜本的な提案

明治大学国際教育センター長
横田 雅弘 (明治大学国際日本学部)

本日の話の流れ

1. 震災後の留学生受入れと受入れ理念の再確認
2. オールジャパンの政策決定機関とシンクタンクの必要性～国際人材育成庁の提案～
3. マクロな戦略的政策の観点とミクロな生活実践上の観点をともに踏まえた制度整備

国際人材育成庁の構造(案)



国際ワークショップにおける報告要旨

移民情報機構・石原 進

3・11の震災・原発事故を機に、外国人の帰国ラッシュが起きるなどして日本に在住する外国人の数が急激に減少した。2010年12月末に213万4千人だった外国人登録者数は、2011年9月末現在で208万9千人と、4万5千人も減っている。

しかし、震災・原発事故が起きる前から、すでに在日外国人は減少していた。外国人登録者数は、リーマンショックが日本経済を直撃した2008年の221万7千人をピークに翌年から減り始めている。3・11は減少傾向を加速させたのだ。だとすると、震災から復興し、原発事故のショックが癒えたとしても、外国人の数が回復する保証はないわけだ。

外国人受け入れで、日本政府は留学生について唯一数値目標を掲げている。2008年6月、当時の福田内閣は2020年を目標に「留学生30万人計画」を策定した。ところが、留学生の方も3・11以前に減り始めている。日本語学校への外国人学生の応募は2010年秋から減少し、3・11のショックで一気に入学辞退や退学者が相次いだ。

2010年に約18万5千人いた留学生は、2011年の3・11後には約17万1千人と約1万4千人減少する。減少分の4分の3は日本語学校の留学生だ。日本語学校の留学生が減少すれば、大学や専門学校に進学する留学生が減る。日本語学校の2012年の募集も減少が続いている。減少傾向に歯止めがかからなければ、留学生30万人計画どころか、中曽根政権時代の留学生10万人計画に逆戻りしかねない。

なぜ、留学生が減っているのか。外国人留学生の過半数を占める中国、2番目に多い韓国の留学生が米国など英語圏に目を向け始めているのが大きな原因だ。韓国の高校では日本語を第二外国語として選択する学生が激減している。経済のグローバル化が進む中で、東アジアでは日本語より英語を勉強した方が有利だと考える学生が増え始めたのだ。日本の経済の停滞、円高、それに安全神話の崩壊が悪影響を及ぼしている。

といって、日本留学の魅力がなくなったわけではない。優秀な外国人材を採用したい日本企業は増えている。留学生には一定時間のアルバイトも認めている。日本は治安がいいし、安全である。日本はまだまだ恵まれた「留学環境」を提供できる。ところが、「日本留学の良さ」が外国に十分伝わっていない。日本語学校、大学・専門学校の連携もほとんどない。就職に対するケアも十分でない。こうした課題の解決が急務なのだ。

日本の外国人受け入れは、総合的な政策がないため在日外国人の増加とともに「ほころび」が目立つようになった。ネックになっているのは、政府が1988年に閣議決定している第六次雇用対策基本計画にあると私は考える。「専門的・技術的分野の外国人労働者」は積極的に受け入れるが、「いわゆる単純労働者」は事実上、受け入れないという。その閣議決定がいまなお引き継がれている。

1989年の入管法改正で設けた日系人向けの「定住者」という在留資格や、安価な労働力を受入れるため「研修・技能実習制度」は、閣議決定に反しない形で「単純労働者」を受入れるための抜け道のように見える。日本人の雇用に悪影響を及ぼさないための措置だろうが、そもそも、仕事の選別に「単純労働」などという言葉を使うことに違和感を覚える。その理屈を詰めると、農業など一次産業はまさに単純労働だということになる。

人口推計によれば、2060年には日本の人口は現在の3分の2の8000万人台にまで落ち込むという。人口が減るだけでなく、生産年齢人口が半減し超高齢化社会が訪れる。在日外国人は、いずれ社会の構成員として不可欠な存在になるはずだ。

当面は、在日外国人の減少傾向をどう食い止めるかが課題だ。先に3・11直後の外国人の出国ラッシュを指摘したが、困難な状況にも関わらず日本にとどまることを選択した外国人が少なくないことにも目を向けるべきだ。一時は30万人を超えた在日の日系人ブラジル人のうち、3分の1が帰国したが、20万人余りが日本にとどまった。その多くが定住志向だという。

200万人を超える在日外国人のうち、日系ブラジル人など定住者や長期滞在の永住者など、日本に生活基盤を築こうとする外国人が100万人をゆうに超える。彼らは事実上の移民だ。

従来の外国人登録制度の廃止されるのに伴い、7月から在留カードが交付され、外国人が住民基本台帳の掲載されるようになる。この結果、市町村は「住民」としての外国人に向き合うこととなる。彼らが日本人のよりよき隣人として暮らせるよう、キメの細かな社会統合政策が必要だ。

以上

平成24年2月22日
法務省入国管理局

平成23年末現在における外国人登録者数について（速報値）

・外国人登録者数は、前年末比約5万6千人の減少

平成23年末現在における外国人登録者数は、207万8,480人であり、前年に比べ、5万5,671人減少し、3年連続の減少。

・東日本大震災被災3県の外国人登録者数は、大幅減の後、横ばい

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）は、前年末比14.3%減と大きく減少。

震災直後には、前年末比10.5%もの減少が見られたが、その後の3か月ごとの集計では、徐々に減少傾向は少なくなり、平成23年12月末の数値は、平成23年9月末の数値とほぼ同水準。

1 外国人登録者総数 — 第1表, 第1図 —

平成23年末現在における外国人登録者数は、207万8,480人であり、前年に比べ、5万5,671人（2.6%）減少した。

平成20年末をピークに3年連続で微減傾向が続いており、平成23年末は、5年前の平成18年末（208万4,919人）をわずかに下回った。

外国人登録者の我が国総人口1億2,773万人（総務省統計局発表の平成24年1月1日現在概算値による。）に占める割合は、前年に比べ0.04ポイント減少し、1.63%となった。

男女別では、女性が113万3,345人（全体の54.5%）、男性が94万5,135人（全体の45.5%）であった。

2 国籍（出身地）別 — 第1表 —

外国人登録者の国籍（出身地）の数は190（無国籍を除く。）であり、123の国籍（出身地）で前年を下回るか、同数値であった。

国籍別では、中国（注1）が67万4,871人で全体の32.5パーセントを占め、以下、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国と続いている。

前年と比較したところ、中国1万2,285人（1.8%）、韓国・朝鮮2万5,922人（3.6%）、ブラジル2万5,200人（8.9%）、フィリピン8,080人（0.4%）、ペルー1,794人（3.3%）、米国8,522人（1.7%）それぞれ減少した。

（注1）中国には、中国（台湾）、中国（香港）を含む。

3 在留資格別 — 第2表, 第2図 —

在留資格別では、前年に比べ、「技能実習（注2）」（42.0%）、「投資・経営」（8.0%）、「永住者の配偶者等」（6.9%）、「永住者（一般永住）」（5.9%）及び「技能」（5.3%）などの在留資格が増加した一方で、「研修」（63.7%）、「企業内転勤」（9.3%）、「定住者」（8.5%）、「技術」（8.5%）、「日本人の配偶者等」（7.5%）及び「留学」（6.4%）などの在留資格は減少した。

（注2）「技能実習」については、技能実習1号イ、ロ及び2号イ、ロの全てを含む。

4 都道府県別 — 第3表, 第3図 —

都道府県別では、47都道府県中、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県を除く44の都道府県で前年の数を下回った。

外国人登録者が最も多いのは東京都（40万5,689人）で全国の19.5%を占め、以下、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県と続いている。

5 東日本大震災後の短期的推移

（1）外国人登録者総数の傾向 — 第4表, 第5表及び第6表, 第4図 —

東日本大震災後における外国人登録者数の短期的推移については、東日本大震災直後の3月末に大きく減少した後、6月末には一旦増加に転じたが、その後微減が続いており、平成23年9月末の数から同年12月末への変化は、1万392人（0.5%）の減少となっている。

平成22年12月末：213万4,151人

平成23年3月末：209万2,944人（対平成22年12月末比1.9%減）

平成23年6月末：209万3,938人（対平成23年3月末比0.0%増）

平成23年9月末：208万8,872人（同6月末比0.2%減）

平成23年12月末：207万8,480人（同9月末比0.5%減）

（2）被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）の傾向

— 第7表, 第8表及び第9表, 第5図 —

東日本大震災の被災地域の内、岩手県、宮城県及び福島県の3県における平成23年末の外国人登録者数は、前年に比べ、岩手県15.5%減、宮城県13.2%減、福島県15.1%減（3県の平均は14.3%減）と、いずれもその減少率は全国平均（2.6%減）を大きく上回った。

しかしながら、平成23年末の数を同年9月末の数と比較したところ、震災以降、全国平均よりも高い減少率が見られた上記被災3県の平均減少率は、0.1%と全国平均（0.5%減）を下回り、減少傾向はほぼ横ばいになっている。中でも、岩手県については、1.3%増となっており、震災後の調査で初めて増加に転じた。

主な在留資格別では、ほとんどの在留資格が前年よりも減少したものの、「永住者（一般永住）」については、上記被災3県全てで前年よりも増加した。

上記被災3県における主な市・区別の外国人登録者数を前年と比較したところ、岩手県北上市及び宮城県白石市以外の市区全てで前年を下回った。

なお、減少率が最も大きかった市は、大船渡市（63.0%減）であり、以下、釜石市（59.8%減）、陸前高田市（50.0%減）、気仙沼市（41.4%減）、石巻市（40.1%減）と続いている。

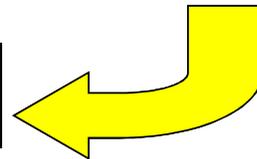
【第1表】 国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

国籍（出身地）	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
	(2001)	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)		
総 数	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,480	100.0	-2.6
中 国	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741	606,889	655,377	680,518	687,156	674,871	32.5	-1.8
韓国・朝鮮	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219	593,489	589,239	578,495	565,989	545,397	26.2	-3.6
ブラジル	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979	316,967	312,582	267,456	230,552	210,032	10.1	-8.9
フィリピン	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488	202,592	210,617	211,716	210,181	209,373	10.1	-0.4
ペル ー	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721	59,696	59,723	57,464	54,636	52,842	2.5	-3.3
米 国	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321	51,851	52,683	52,149	50,667	49,815	2.4	-1.7
そ の 他	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450	321,489	337,205	338,323	334,970	336,150	16.2	0.4

(人)

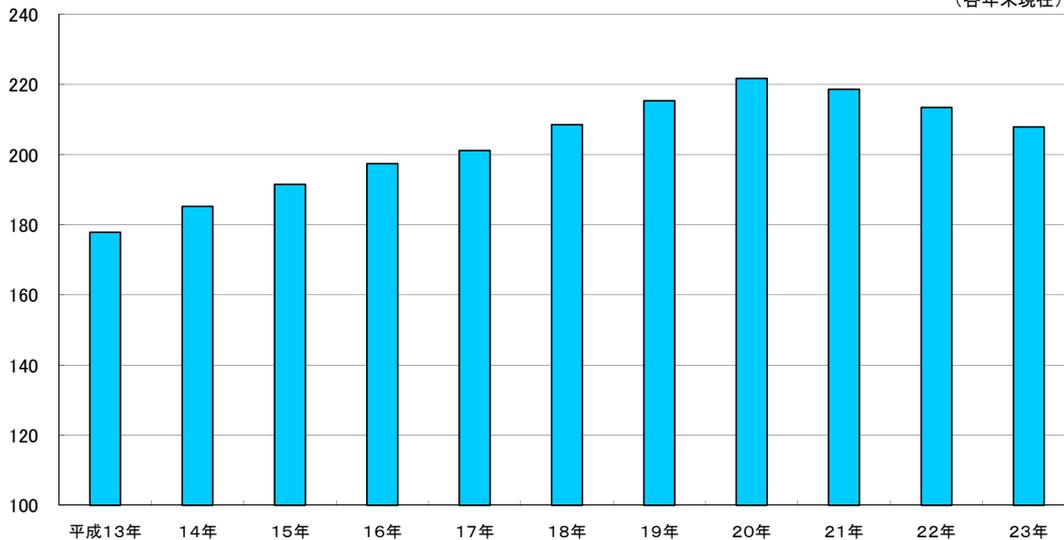
総 数	男 性	構 成 比 (%)	女 性	構 成 比 (%)
2,078,480	945,135	45.5	1,133,345	54.5



【第1図】 外国人登録者数の推移

(万人)

(各年末現在)



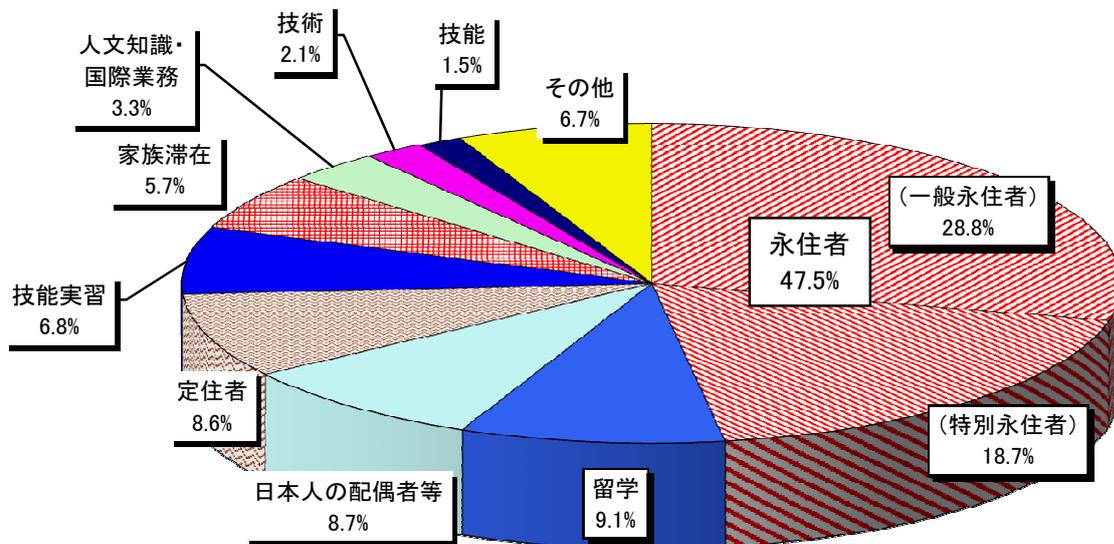
【第2表】 在留資格別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

在留資格	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
総数	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,480	100.0	-2.6
永住者	869,986	912,361	943,037	964,195	987,519	47.5	2.4
うち一般永住者	439,757	492,056	533,472	565,089	598,436	28.8	5.9
特別永住者	430,229	420,305	409,565	399,106	389,083	18.7	-2.5
非永住者	1,282,987	1,305,065	1,243,084	1,169,956	1,090,961	52.5	-6.8
うち留學	170,590	179,827	192,668	201,511	188,604	9.1	-6.4
日本人の配偶者等	256,980	245,497	221,923	196,248	181,616	8.7	-7.5
定住者	268,604	258,498	221,771	194,602	177,981	8.6	-8.5
技能実習				100,008	141,994	6.8	42.0
家族滞在	98,167	107,641	115,081	118,865	119,358	5.7	0.4
人文知識・国際業務	61,763	67,291	69,395	68,467	67,854	3.3	-0.9
技術	44,684	52,273	50,493	46,592	42,634	2.1	-8.5
技能	21,261	25,863	29,030	30,142	31,751	1.5	5.3
永住者の配偶者等	15,365	17,839	19,570	20,251	21,646	1.0	6.9
企業内転勤	16,111	17,798	16,786	16,140	14,636	0.7	-9.3
投資・経営	7,916	8,895	9,840	10,908	11,778	0.6	8.0
教育	9,832	10,070	10,129	10,012	10,106	0.5	0.9
研修	88,086	86,826	65,209	9,343	3,388	0.2	-63.7
その他	223,628	226,747	221,189	146,867	77,615	3.7	-47.2

(注) 留學は、「留學」と「就學」の合算数、技能実習は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」の合算数である。

【第2図】 平成23年末現在における在留資格別の割合

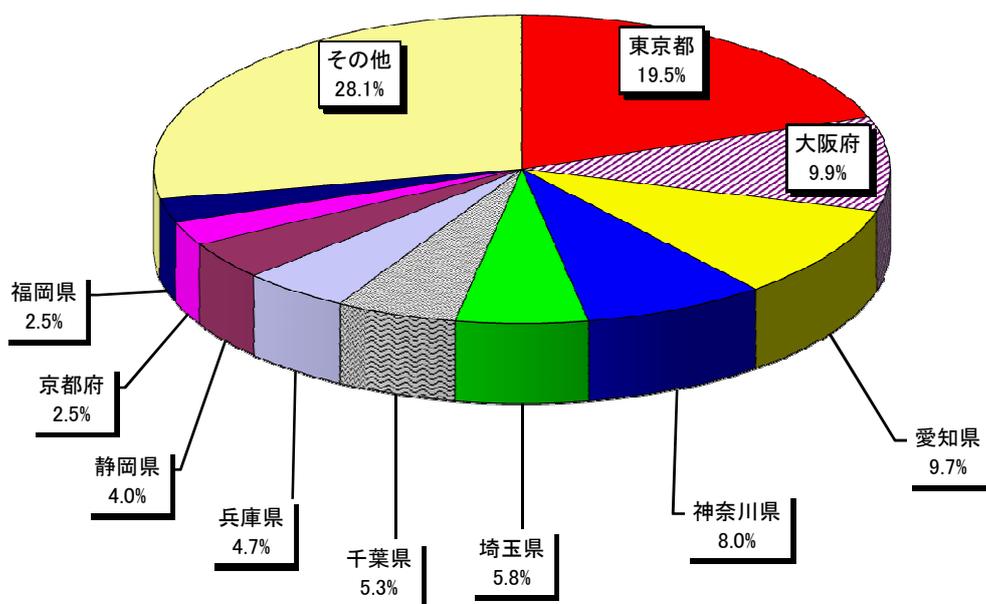


【第3表】 都道府県別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

都道府県	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総数	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,480	100.0	-2.6
東京都	382,153	402,432	415,098	418,012	405,689	19.5	-2.9
大阪府	211,758	211,782	209,935	206,951	206,321	9.9	-0.3
愛知県	222,184	228,432	214,816	204,836	200,693	9.7	-2.0
神奈川県	163,947	171,889	173,039	169,405	166,153	8.0	-1.9
埼玉県	115,098	121,515	123,600	123,137	119,725	5.8	-2.8
千葉県	104,692	111,228	115,791	114,254	110,233	5.3	-3.5
兵庫県	101,527	102,522	102,059	100,387	98,515	4.7	-1.9
静岡県	101,316	103,279	93,499	86,158	82,183	4.0	-4.6
京都府	53,295	53,163	52,998	52,742	52,563	2.5	-0.3
福岡県	48,635	50,963	52,172	52,750	52,554	2.5	-0.4
その他	648,368	660,221	633,114	605,519	583,851	28.1	-3.6

【第3図】 平成23年末現在における都道府県別の割合

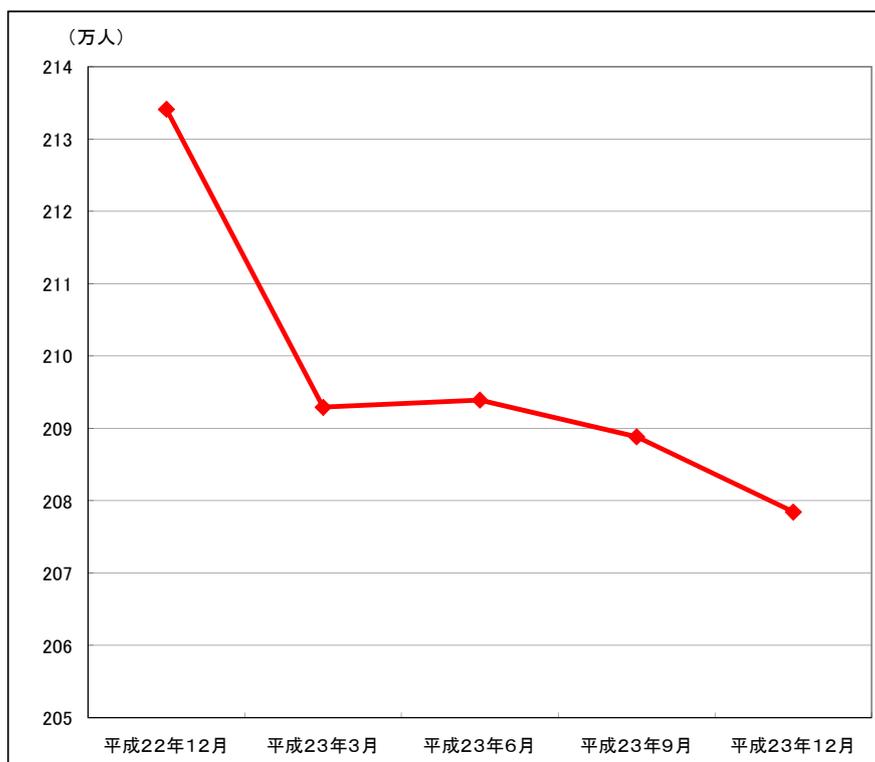


【第4表】 国籍（出身地）別外国人登録者数の推移（平成22年末から3か月毎）

（各月末現在）

国籍 (出身地)	平成22年	平成23年		平成23年			平成23年			平成23年		
	12月	3月	対前年末 増減率(%)	6月	対3月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)	9月	対6月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)	12月	対9月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)
総数	2,134,151	2,092,944	-1.9	2,093,938	0.0	-1.9	2,088,872	-0.2	-2.1	2,078,480	-0.5	-2.6
中国	687,156	672,106	-2.2	674,772	0.4	-1.8	675,724	0.1	-1.7	674,871	-0.1	-1.8
韓国・朝鮮	565,989	556,514	-1.7	554,813	-0.3	-2.0	550,531	-0.8	-2.7	545,397	-0.9	-3.6
ブラジル	230,552	225,049	-2.4	221,217	-1.7	-4.0	215,134	-2.7	-6.7	210,032	-2.4	-8.9
フィリピン	210,181	207,507	-1.3	208,884	0.7	-0.6	209,824	0.5	-0.2	209,373	-0.2	-0.4
ペルー	54,636	54,143	-0.9	53,822	-0.6	-1.5	53,300	-1.0	-2.4	52,842	-0.9	-3.3
米国	50,667	49,905	-1.5	49,637	-0.5	-2.0	51,063	2.9	0.8	49,815	-2.4	-1.7
その他	334,970	327,720	-2.2	330,793	0.9	-1.2	333,296	0.8	-0.5	336,150	0.9	0.4

【第4図】 外国人登録者数の推移



【第5表】 在留資格別外国人登録者数の推移（平成22年末から3か月毎）

（各月末現在）

在留資格	平成22年	平成23年	対前年末 増減率(%)	平成23年	平成23年	対前年末 増減率(%)	平成23年	平成23年	対前年末 増減率(%)	平成23年	平成23年	対前年末 増減率(%)
	12月	3月		6月	対3月末 増減率(%)		9月	対6月末 増減率(%)		12月	対9月末 増減率(%)	
総数	2,134,151	2,092,944	-1.9	2,093,938	0.0	-1.9	2,088,872	-0.2	-2.1	2,078,480	-0.5	-2.6
永住者	964,195	970,845	0.7	975,675	0.5	1.2	982,908	0.7	1.9	987,519	0.5	2.4
うち一般永住者	565,089	574,145	1.6	580,748	1.2	2.8	590,077	1.6	4.4	598,436	1.4	5.9
特別永住者	399,106	396,700	-0.6	394,927	-0.4	-1.0	392,831	-0.5	-1.6	389,083	-1.0	-2.5
非永住者	1,169,956	1,122,099	-4.1	1,118,263	-0.3	-4.4	1,105,964	-1.1	-5.5	1,090,961	-1.4	-6.8
うち留学	201,511	181,442	-10.0	185,298	2.1	-8.0	186,272	0.5	-7.6	188,604	1.3	-6.4
日本人の配偶者等	196,248	192,800	-1.8	190,478	-1.2	-2.9	185,495	-2.6	-5.5	181,616	-2.1	-7.5
定住者	194,602	189,811	-2.5	186,486	-1.8	-4.2	181,528	-2.7	-6.7	177,981	-2.0	-8.5
技能実習	100,008	123,082	23.1	142,505	15.8	42.5	144,718	1.6	44.7	141,994	-1.9	42.0
家族滞在	118,865	119,508	0.5	120,633	0.9	1.5	120,032	-0.5	1.0	119,358	-0.6	0.4
人文知識・国際業務	68,467	70,129	2.4	70,589	0.7	3.1	68,926	-2.4	0.7	67,854	-1.6	-0.9
技術	46,592	46,419	-0.4	45,544	-1.9	-2.2	43,870	-3.7	-5.8	42,634	-2.8	-8.5
技能	30,142	30,386	0.8	30,908	1.7	2.5	31,397	1.6	4.2	31,751	1.1	5.3
永住者の配偶者等	20,251	20,662	2.0	20,981	1.5	3.6	21,291	1.5	5.1	21,646	1.7	6.9
企業内転勤	16,140	15,822	-2.0	15,779	-0.3	-2.2	15,344	-2.8	-4.9	14,636	-4.6	-9.3
投資・経営	10,908	11,293	3.5	11,591	2.6	6.3	11,701	0.9	7.3	11,778	0.7	8.0
教育	10,012	9,959	-0.5	9,841	-1.2	-1.7	10,321	4.9	3.1	10,106	-2.1	0.9
研修	9,343	4,207	-55.0	3,378	-19.7	-63.8	3,770	11.6	-59.6	3,388	-10.1	-63.7
その他	146,867	106,579	-27.4	84,252	-20.9	-42.6	81,299	-3.5	-44.6	77,615	-4.5	-47.2

（注）留学は、「留学」と「就学」の合算数。技能実習は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」の合算数である。

【第6表】 都道府県別外国人登録者数（平成22年末から3か月毎）

（各月末現在）

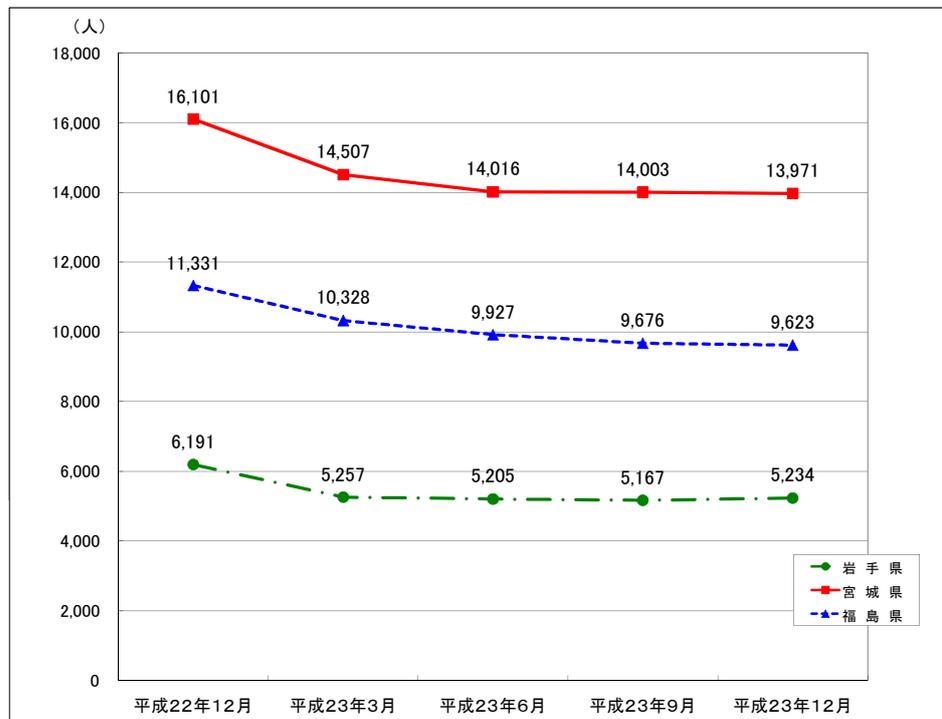
都道府県	平成22年	平成23年	平成23年		平成23年	平成23年		平成23年	平成23年		
	12月	3月	6月	対前年末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)	9月	対6月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)	12月	対9月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)
総数	2,134,151	2,092,944 -1.9	2,093,938 0.0 -1.9			2,088,872 -0.2 -2.1			2,078,480 -0.5 -2.6		
東京都	418,012	408,103 -2.4	409,583 0.4 -2.0			407,624 -0.5 -2.5			405,689 -0.5 -2.9		
大阪府	206,951	205,526 -0.7	206,063 0.3 -0.4			206,783 0.3 -0.1			206,321 -0.2 -0.3		
愛知県	204,836	201,717 -1.5	201,402 -0.2 -1.7			201,414 0.0 -1.7			200,693 -0.4 -2.0		
神奈川県	169,405	166,229 -1.9	166,860 0.4 -1.5			166,938 0.0 -1.5			166,153 -0.5 -1.9		
埼玉県	123,137	121,061 -1.7	120,906 -0.1 -1.8			120,348 -0.5 -2.3			119,725 -0.5 -2.8		
千葉県	114,254	111,313 -2.6	111,836 0.5 -2.1			110,818 -0.9 -3.0			110,233 -0.5 -3.5		
兵庫県	100,387	99,749 -0.6	99,570 -0.2 -0.8			99,336 -0.2 -1.0			98,515 -0.8 -1.9		
静岡県	86,158	84,557 -1.9	83,941 -0.7 -2.6			83,177 -0.9 -3.5			82,183 -1.2 -4.6		
京都府	52,742	52,138 -1.1	51,941 -0.4 -1.5			52,239 0.6 -1.0			52,563 0.6 -0.3		
福岡県	52,750	51,741 -1.9	51,935 0.4 -1.5			52,352 0.8 -0.8			52,554 0.4 -0.4		
茨城県	54,439	51,012 -6.3	51,260 0.5 -5.8			51,624 0.7 -5.2			51,596 -0.1 -5.2		
岐阜県	48,461	48,306 -0.3	47,819 -1.0 -1.3			47,590 -0.5 -1.8			47,375 -0.5 -2.2		
三重県	46,475	45,976 -1.1	45,540 -0.9 -2.0			45,343 -0.4 -2.4			45,312 -0.1 -2.5		
群馬県	43,082	42,483 -1.4	42,236 -0.6 -2.0			42,123 -0.3 -2.2			41,963 -0.4 -2.6		
広島県	39,657	39,429 -0.6	39,499 0.2 -0.4			39,235 -0.7 -1.1			39,261 0.1 -1.0		
長野県	35,186	34,391 -2.3	35,459 3.1 0.8			35,327 -0.4 0.4			33,717 -4.6 -4.2		
栃木県	32,607	31,571 -3.2	31,232 -1.1 -4.2			31,013 -0.7 -4.9			31,097 0.3 -4.6		
滋賀県	26,417	26,020 -1.5	26,120 0.4 -1.1			25,942 -0.7 -1.8			25,436 -2.0 -3.7		
北海道	22,239	22,160 -0.4	22,602 2.0 1.6			22,768 0.7 2.4			22,029 -3.2 -0.9		
岡山県	22,394	22,142 -1.1	21,668 -2.1 -3.2			21,491 -0.8 -4.0			21,488 0.0 -4.0		
山梨県	15,732	15,317 -2.6	15,344 0.2 -2.5			15,191 -1.0 -3.4			15,101 -0.6 -4.0		
宮城県	16,101	14,507 -9.9	14,016 -3.4 -12.9			14,003 -0.1 -13.0			13,971 -0.2 -13.2		
山口県	14,324	14,051 -1.9	13,993 -0.4 -2.3			13,953 -0.3 -2.6			13,825 -0.9 -3.5		
富山県	13,857	13,802 -0.4	13,750 -0.4 -0.8			13,722 -0.2 -1.0			13,729 0.1 -0.9		
新潟県	13,831	13,364 -3.4	13,305 -0.4 -3.8			13,458 1.1 -2.7			13,374 -0.6 -3.3		
福井県	12,418	12,354 -0.5	12,411 0.5 -0.1			12,207 -1.6 -1.7			12,175 -0.3 -2.0		
奈良県	11,304	11,273 -0.3	11,373 0.9 0.6			11,397 0.2 0.8			11,194 -1.8 -1.0		
石川県	11,286	11,152 -1.2	11,066 -0.8 -1.9			10,849 -2.0 -3.9			10,783 -0.6 -4.5		
大分県	10,649	10,223 -4.0	10,377 1.5 -2.6			10,108 -2.6 -5.1			10,118 0.1 -5.0		
福島県	11,331	10,328 -8.9	9,927 -3.9 -12.4			9,676 -2.5 -14.6			9,623 -0.5 -15.1		
沖縄県	8,933	8,992 0.7	9,030 0.4 1.1			9,173 1.6 2.7			9,276 1.1 3.8		
熊本県	9,004	8,773 -2.6	8,782 0.1 -2.5			8,923 1.6 -0.9			8,944 0.2 -0.7		
愛媛県	8,986	8,891 -1.1	8,868 -0.3 -1.3			8,960 1.0 -0.3			8,856 -1.2 -1.4		
香川県	8,389	8,367 -0.3	8,336 -0.4 -0.6			8,324 -0.1 -0.8			8,315 -0.1 -0.9		
長崎県	7,698	7,361 -4.4	7,395 0.5 -3.9			7,325 -0.9 -4.8			7,350 0.3 -4.5		
鹿児島県	6,193	6,142 -0.8	6,180 0.6 -0.2			6,212 0.5 0.3			6,284 1.2 1.5		
山形県	6,591	6,400 -2.9	6,324 -1.2 -4.1			6,372 0.8 -3.3			6,246 -2.0 -5.2		
和歌山県	6,152	6,015 -2.2	6,038 0.4 -1.9			5,945 -1.5 -3.4			5,945 0.0 -3.4		
島根県	5,695	5,639 -1.0	5,684 0.8 -0.2			5,525 -2.8 -3.0			5,458 -1.2 -4.2		
岩手県	6,191	5,257 -15.1	5,205 -1.0 -15.9			5,167 -0.7 -16.5			5,234 1.3 -15.5		
徳島県	5,157	5,091 -1.3	5,008 -1.6 -2.9			4,918 -1.8 -4.6			4,956 0.8 -3.9		
宮崎県	4,279	4,181 -2.3	4,257 1.8 -0.5			4,259 0.0 -0.5			4,311 1.2 0.7		
佐賀県	4,310	4,217 -2.2	4,230 0.3 -1.9			4,240 0.2 -1.6			4,259 0.4 -1.2		
鳥取県	4,173	4,168 -0.1	4,071 -2.3 -2.4			4,047 -0.6 -3.0			4,041 -0.1 -3.2		
青森県	4,457	4,214 -5.5	4,218 0.1 -5.4			4,182 -0.9 -6.2			3,986 -4.7 -10.6		
秋田県	4,061	3,893 -4.1	3,883 -0.3 -4.4			3,868 -0.4 -4.8			3,794 -1.9 -6.6		
高知県	3,460	3,348 -3.2	3,395 1.4 -1.9			3,383 -0.4 -2.2			3,429 1.4 -0.9		

【第7表】 東日本大震災の被災地3県における外国人登録者数

(各月末現在)

	平成22年	平成23年		平成23年			平成23年			平成23年		
	12月	3月	対前年末 増減率(%)	6月	対3月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)	9月	対6月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)	12月	対9月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)
総 数	2,134,151	2,092,944	-1.9	2,093,938	0.0	-1.9	2,088,872	-0.2	-2.1	2,078,480	-0.5	-2.6
被災地3県の計	33,623	30,092	-10.5	29,148	-3.1	-13.3	28,846	-1.0	-14.2	28,828	-0.1	-14.3
岩手県	6,191	5,257	-15.1	5,205	-1.0	-15.9	5,167	-0.7	-16.5	5,234	1.3	-15.5
宮城県	16,101	14,507	-9.9	14,016	-3.4	-12.9	14,003	-0.1	-13.0	13,971	-0.2	-13.2
福島県	11,331	10,328	-8.9	9,927	-3.9	-12.4	9,676	-2.5	-14.6	9,623	-0.5	-15.1

【第5図】 被災地3県における外国人登録者数の推移



【第8表】 東日本大震災の被災地3県における主な在留資格別外国人登録者数

(各月末現在)

		平成22年			平成23年			平成23年			平成23年					
		12月			3月			6月			9月			12月		
				対前年末 増減率(%)			対3月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)			対6月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)			対9月末 増減率(%)	対前年末 増減率(%)
総 数	外国人登録者数	2,134,151	2,092,944	-1.9	2,093,938	0.0	-1.9	2,088,872	-0.2	-2.1	2,078,480	-0.5	-2.6			
	うち 永住者	565,089	574,145	1.6	580,748	1.2	2.8	590,077	1.6	4.4	598,436	1.4	5.9			
	日本人の 配偶者等	196,248	192,800	-1.8	190,478	-1.2	-2.9	185,495	-2.6	-5.5	181,616	-2.1	-7.5			
	定住者	194,602	189,811	-2.5	186,486	-1.8	-4.2	181,528	-2.7	-6.7	177,981	-2.0	-8.5			
	留学	201,511	161,317	-19.9	185,298	14.9	-8.0	186,272	0.5	-7.6	188,604	1.3	-6.4			
	技能実習	100,008	123,082	23.1	142,505	15.8	42.5	144,718	1.6	44.7	141,994	-1.9	42.0			
	家族滞在	118,865	119,508	0.5	120,633	0.9	1.5	120,032	-0.5	1.0	119,358	-0.6	0.4			
	人文知識・ 国際業務 その他	68,467	70,129	2.4	70,589	0.7	3.1	68,926	-2.4	0.7	67,854	-1.6	-0.9			
	689,361	662,152	-3.9	617,201	-6.8	-10.5	611,824	-0.9	-11.2	602,637	-1.5	-12.6				
岩 手 県	外国人登録者数	6,191	5,257	-15.1	5,205	-1.0	-15.9	5,167	-0.7	-16.5	5,234	1.3	-15.5			
	うち 永住者	1,561	1,587	1.7	1,601	0.9	2.6	1,629	1.7	4.4	1,659	1.8	6.3			
	日本人の 配偶者等	778	736	-5.4	715	-2.9	-8.1	681	-4.8	-12.5	658	-3.4	-15.4			
	定住者	256	240	-6.3	232	-3.3	-9.4	220	-5.2	-14.1	212	-3.6	-17.2			
	留学	425	339	-20.2	358	5.6	-15.8	356	-0.6	-16.2	365	2.5	-14.1			
	技能実習	1,124	696	-38.1	916	31.6	-18.5	999	9.1	-11.1	1,060	6.1	-5.7			
	家族滞在	129	136	5.4	132	-2.9	2.3	131	-0.8	1.6	135	3.1	4.7			
	人文知識・ 国際業務 その他	72	71	-1.4	72	1.4	0.0	70	-2.8	-2.8	71	1.4	-1.4			
	1,846	1,452	-21.3	1,179	-18.8	-36.1	1,081	-8.3	-41.4	1,074	-0.6	-41.8				
宮 城 県	外国人登録者数	16,101	14,507	-9.9	14,016	-3.4	-12.9	14,003	-0.1	-13.0	13,971	-0.2	-13.2			
	うち 永住者	3,983	4,060	1.9	4,066	0.1	2.1	4,137	1.7	3.9	4,219	2.0	5.9			
	日本人の 配偶者等	1,507	1,450	-3.8	1,411	-2.7	-6.4	1,337	-5.2	-11.3	1,283	-4.0	-14.9			
	定住者	413	399	-3.4	390	-2.3	-5.6	388	-0.5	-6.1	386	-0.5	-6.5			
	留学	3,376	2,611	-22.7	2,720	4.2	-19.4	2,697	-0.8	-20.1	2,668	-1.1	-21.0			
	技能実習	865	347	-59.9	278	-19.9	-67.9	341	22.7	-60.6	380	11.4	-56.1			
	家族滞在	1,183	1,097	-7.3	1,089	-0.7	-7.9	1,060	-2.7	-10.4	1,034	-2.5	-12.6			
	人文知識・ 国際業務 その他	360	377	4.7	363	-3.7	0.8	362	-0.3	0.6	365	0.8	1.4			
	4,414	4,166	-5.6	3,699	-11.2	-16.2	3,681	-0.5	-16.6	3,636	-1.2	-17.6				
福 島 県	外国人登録者数	11,331	10,328	-8.9	9,927	-3.9	-12.4	9,676	-2.5	-14.6	9,623	-0.5	-15.1			
	うち 永住者	3,889	3,952	1.6	3,880	-1.8	-0.2	3,888	0.2	0.0	3,906	0.5	0.4			
	日本人の 配偶者等	1,662	1,580	-4.9	1,508	-4.6	-9.3	1,396	-7.4	-16.0	1,336	-4.3	-19.6			
	定住者	703	664	-5.5	647	-2.6	-8.0	595	-8.0	-15.4	584	-1.8	-16.9			
	留学	583	491	-15.8	467	-4.9	-19.9	421	-9.9	-27.8	416	-1.2	-28.6			
	技能実習	1,072	847	-21.0	866	2.2	-19.2	909	5.0	-15.2	900	-1.0	-16.0			
	家族滞在	270	264	-2.2	260	-1.5	-3.7	245	-5.8	-9.3	234	-4.5	-13.3			
	人文知識・ 国際業務 その他	221	220	-0.5	201	-8.6	-9.0	185	-8.0	-16.3	184	-0.5	-16.7			
	2,931	2,310	-21.2	2,098	-9.2	-28.4	2,037	-2.9	-30.5	2,063	1.3	-29.6				

(注) 留学は、「留学」と「就学」の合算数。技能実習は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」の合算数である。

【第9表】 東日本大震災の被災地3県における市・区別外国人登録者数

(各月末現在)

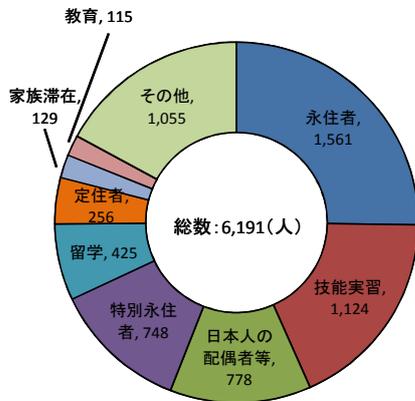
		平成22年 12月	平成23年 12月	対前年末 増減率(%)
岩手県	盛岡市	1,507	1,293	-14.2
	宮古市	166	125	-24.7
	大船渡市	324	120	-63.0
	花巻市	393	346	-12.0
	北上市	417	450	7.9
	久慈市	228	205	-10.1
	遠野市	78	59	-24.4
	一関市	785	783	-0.3
	陸前高田市	116	58	-50.0
	釜石市	132	53	-59.8
	二戸市	160	157	-1.9
	八幡平市	166	137	-17.5
奥州市	494	490	-0.8	
宮城県	仙台市	10,284	9,286	-9.7
	青葉区	5,368	4,982	-7.2
	宮城野区	1,423	1,186	-16.7
	若林区	963	818	-15.1
	太白区	1,672	1,485	-11.2
	泉区	858	815	-5.0
	石巻市	793	475	-40.1
	塩竈市	356	245	-31.2
	気仙沼市	461	270	-41.4
	白石市	150	151	0.7
	名取市	284	274	-3.5
	角田市	172	151	-12.2
	多賀城市	346	302	-12.7
	岩沼市	122	114	-6.6
	登米市	357	342	-4.2
	栗原市	298	261	-12.4
	東松島市	126	78	-38.1
大崎市	637	580	-8.9	
福島県	福島市	1,737	1,462	-15.8
	会津若松市	764	754	-1.3
	郡山市	1,894	1,672	-11.7
	いわき市	1,840	1,523	-17.2
	白河市	687	553	-19.5
	須賀川市	303	252	-16.8
	喜多方市	217	188	-13.4
	相馬市	199	166	-16.6
	二本松市	317	295	-6.9
	田村市	371	263	-29.1
	南相馬市	224	144	-35.7
	伊達市	337	276	-18.1
本宮市	138	116	-15.9	

(注) 各市町村においても、その保管する登録原票を元に独自に登録者数を集計、公表しているところがあるところ、この統計は電算記録に基づき集計したものであり、登録及び閉鎖のタイミングの違い等により本表の数字と相違するところがある。

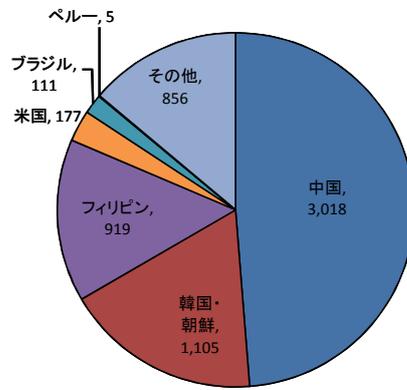
2 被災3県における外国人登録者の内訳

(1) 被災3県における在留資格別・国籍別外国人登録者数 (2010年末現在, 法務省登録外国人統計より)

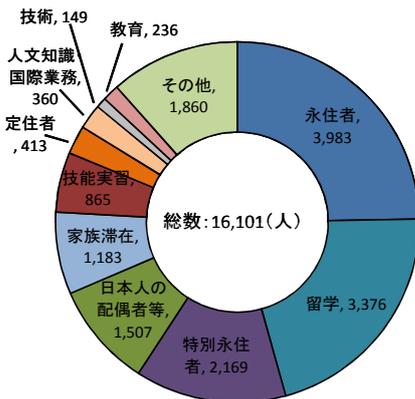
岩手県(在留資格別) (単位:人)



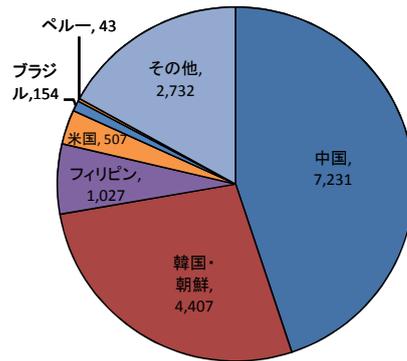
(国籍別) (単位:人)



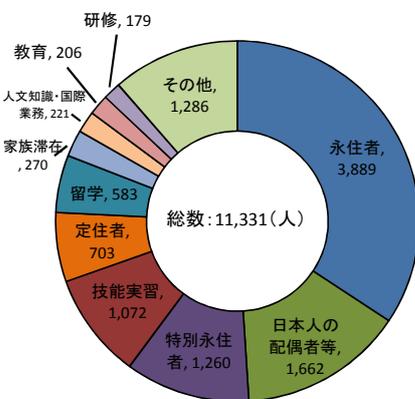
宮城県(在留資格別) (単位:人)



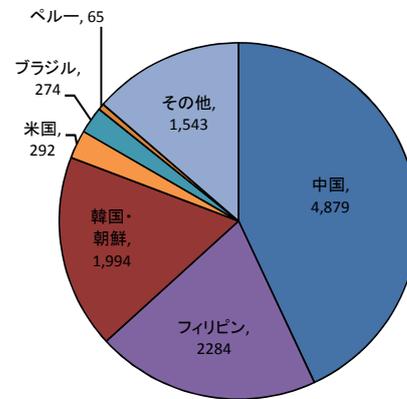
(国籍別) (単位:人)



福島県(在留資格別) (単位:人)



(国籍別) (単位:人)



(2) 国籍・在留資格クロス表 全国(2010年末)

(平成23年版法務省在留外国人統計より)

(単位:人)

順位	在留資格	国籍	人数	合計	構成比
1	永住者	中国	169,484	565,089	約26%
		ブラジル	117,760		
		フィリピン	92,754		
		韓国・朝鮮	58,082		
		その他	127,009		
2	特別永住者	韓国・朝鮮	395,234	399,106	約19%
		中国	2,668		
		米国	583		
		カナダ	87		
		その他	534		
3	留学	中国	134,483	201,511	約9%
		韓国・朝鮮	27,066		
		ベトナム	5,147		
		タイ	3,542		
		その他	31,273		
4	日本人の配偶者等	中国	53,697	196,248	約9%
		フィリピン	41,255		
		ブラジル	30,003		
		韓国・朝鮮	19,761		
		その他	51,532		
5	定住者	ブラジル	77,359	194,602	約9%
		フィリピン	37,870		
		中国	32,084		
		ペルー	14,849		
		その他	32,440		
6	家族滞在	中国	59,567	118,865	約6%
		韓国・朝鮮	18,026		
		インド	5,729		
		米国	4,948		
		その他	30,595		
7	技能実習	中国	78,324	100,008	約5%
		ベトナム	7,922		
		フィリピン	5,600		
		インドネシア	5,343		
		その他	2,819		
8	人文知識・国際業務	中国	34,433	68,467	約3%
		韓国・朝鮮	9,233		
		米国	6,313		
		英国	2,785		
		その他	15,703		
9	技術	中国	25,105	46,592	約2%
		韓国・朝鮮	7,050		
		インド	3,151		
		ベトナム	2,183		
		その他	9,103		
10	その他			243,663	約11%
			総数	2,134,151	

(3) 国籍・在留資格クロス表 被災3県(2010年末)
(平成23年版法務省在留外国人統計より) (単位:人)

岩手県					
順位	在留資格	国籍	人数	合計	構成比
1	永住者	中国	676	1,561	約25%
		韓国・朝鮮	157		
		ブラジル	38		
		その他	690		
2	技能実習	中国	1,040	1,124	約18%
		その他	84		
3	日本人の配偶者等	中国	318	778	約13%
		韓国・朝鮮	106		
		ブラジル	15		
		その他	339		
4	特別永住者	韓国・朝鮮	740	748	約12%
		中国	8		
5	留学	中国	219	425	約7%
		韓国・朝鮮	57		
		その他	149		
6	定住者	中国	118	256	約4%
		ブラジル	49		
		韓国・朝鮮	6		
		その他	83		
7	その他	中国	661	1,299	約21%
		韓国・朝鮮	39		
		ブラジル	9		
		その他	590		
			総数	6,191	

(平成23年版法務省在留外国人統計より)

(単位:人)

宮城県					
順位	在留資格	国籍	人数	合計	構成比
1	永住者	中国	1,741	3,983	約25%
		韓国・朝鮮	969		
		ブラジル	83		
		その他	1,190		
2	留学	中国	2,257	3,376	約21%
		韓国・朝鮮	313		
		ブラジル	12		
		その他	794		
3	特別永住者	韓国・朝鮮	2,156	2,169	約13%
		中国	10		
		その他	3		
4	日本人の配偶者等	中国	492	1,507	約9%
		韓国・朝鮮	422		
		ブラジル	29		
		その他	564		
5	家族滞在	中国	496	1,183	約7%
		韓国・朝鮮	222		
		ブラジル	8		
		その他	457		
6	技能実習	中国	789	865	約5%
		その他	76		
7	定住者	中国	181	413	約3%
		韓国・朝鮮	73		
		ブラジル	12		
		その他	147		
8	その他	中国	1,265	2,605	約16%
		韓国・朝鮮	252		
		ブラジル	10		
		その他	1,078		
			総数	16,101	

(平成23年版法務省在留外国人統計より)

(単位:人)

福島県					
順位	在留資格	国籍	人数	合計	構成比
1	永住者	中国	1,648	3,889	約34%
		韓国・朝鮮	345		
		ブラジル	172		
		その他	1,724		
2	日本人の配偶者等	中国	517	1,662	約15%
		韓国・朝鮮	224		
		ブラジル	56		
		その他	865		
3	特別永住者	韓国・朝鮮	1,259	1,260	約11%
		その他	1		
4	技能実習	中国	968	1,072	約9%
		その他	104		
5	定住者	中国	263	703	約6%
		韓国・朝鮮	38		
		ブラジル	36		
		その他	366		
6	留学	中国	384	583	約5%
		韓国・朝鮮	40		
		ブラジル	4		
		その他	155		
7	家族滞在	中国	145	270	約2%
		韓国・朝鮮	22		
		ブラジル	1		
		その他	102		
8	その他	中国	954	1,892	約17%
		韓国・朝鮮	66		
		ブラジル	5		
		その他	867		
			総数	11,331	

平成24年1月17日
法務省入国管理局

平成23年における外国人入国者数及び日本人出国者数について（速報値）

- ・ 外国人入国者数は約714万人で、前年比約231万人の大幅な減少
- ・ 日本人出国者数は約1,699万人で、前年比約36万人の増加

1 外国人入国者数

平成23年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は約714万人で、前年に比べ約231万人（約24.4パーセント）減少し、過去最高であった前年を大きく下回った。

そのうち、再入国者（注）を除いた新規入国者数については、約545万人で、前年に比べ約247万人（約31.2パーセント）減少した。

なお、外国人入国者数及び新規入国者数の減少幅は過去最大であった。

東日本大震災の影響に加え、過去最高水準の円高となったことなども要因として考えられる。

（注）「再入国者」とは、我が国に就労、勉強等で中長期にわたり在留している外国人で、里帰りや観光・商用で一時的に我が国を出国し、再び入国するものをいう。

2 日本人出国者数

平成23年における日本人出国者数は約1,699万人で、前年に比べ約36万人（約2.1パーセント）増加した。

東日本大震災後の一時期は、前年に比べ減少傾向にあったが、昨年7月以降、過去最高水準の円高も要因となって、海外旅行需要が盛り返したことなどによると考えられる。

○ 上記の数値は速報値であり、本年3月下旬頃に公表予定の確定値と若干異なる場合がある。

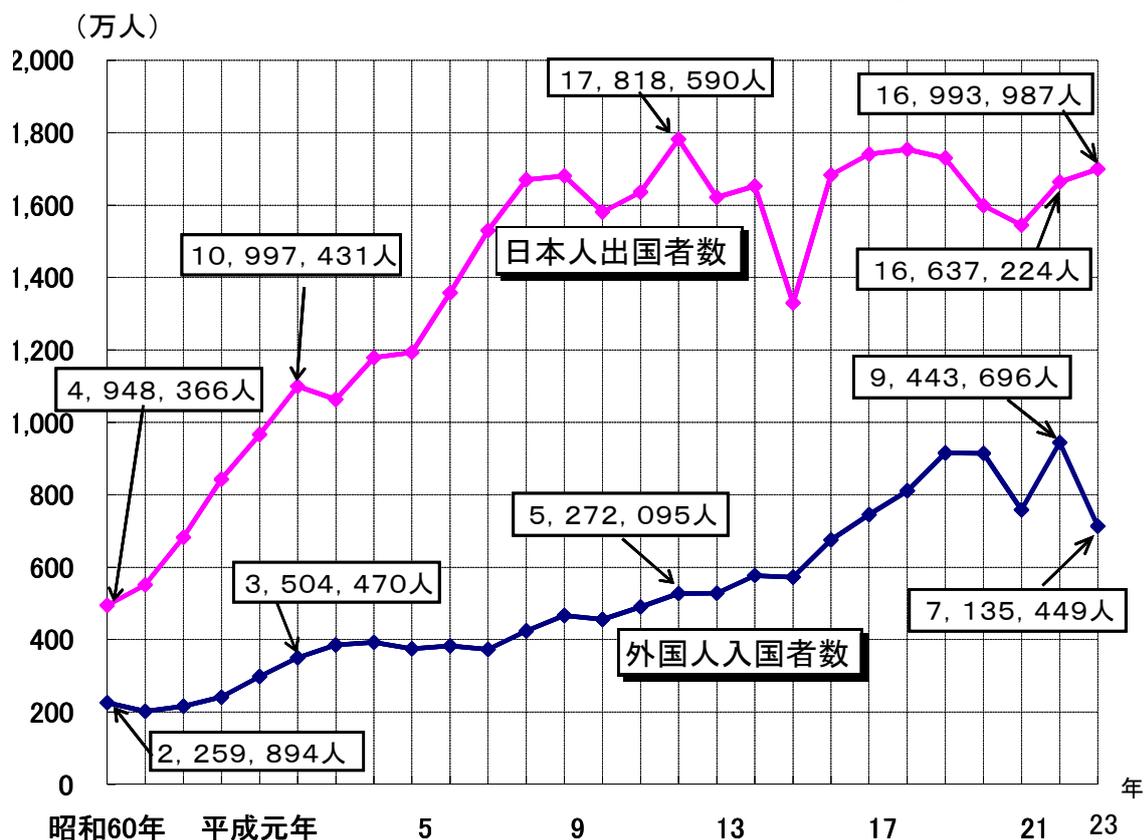
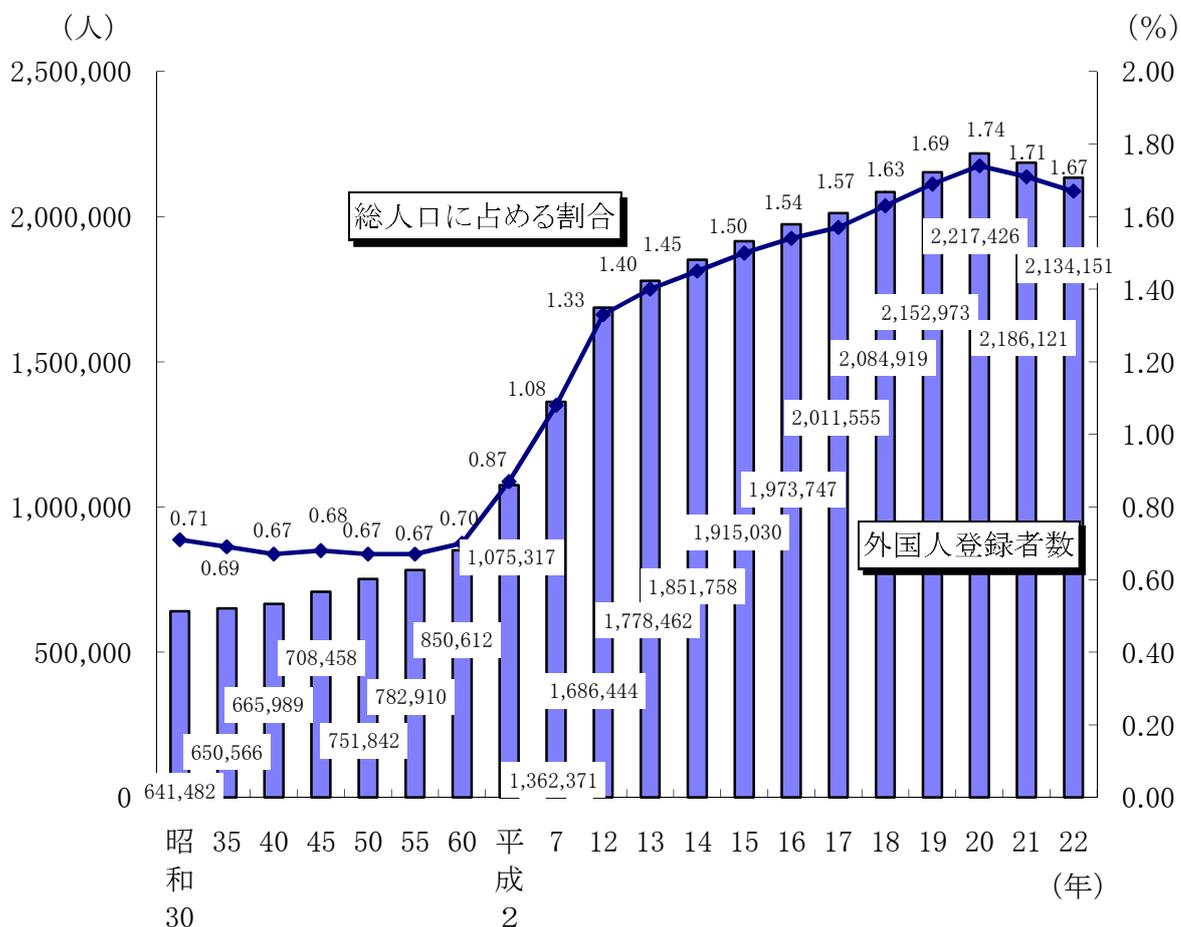


表 外国人入国者数・日本人出国者数の推移

	外国人入国者数			指数	対前年 増減率 (%)	日本人 出国者数		指数	対前年 増減率 (%)
	外国人 入国者数	うち 新規入国者数	うち 再入国者数			日本人 出国者数	指数		
昭和60年	2,259,894	1,987,905	271,989	100	-	4,948,366	100	-	
61	2,021,450	1,710,450	311,000	89	-10.6	5,516,193	111	11.5	
62	2,161,275	1,787,074	374,201	96	6.9	6,829,338	138	23.8	
63	2,414,447	1,960,320	454,127	107	11.7	8,426,867	170	23.4	
平成元年	2,985,764	2,455,776	529,988	132	23.7	9,662,752	195	14.7	
2	3,504,470	2,927,578	576,892	155	17.4	10,997,431	222	13.8	
3	3,855,952	3,237,874	618,078	171	10.0	10,633,777	215	-3.3	
4	3,926,347	3,251,753	674,594	174	1.8	11,790,699	238	10.9	
5	3,747,157	3,040,719	706,438	166	-4.6	11,933,620	241	1.2	
6	3,831,367	3,091,581	739,786	170	2.2	13,578,934	274	13.8	
7	3,732,450	2,934,428	798,022	165	-2.6	15,298,125	309	12.7	
8	4,244,529	3,410,026	834,503	188	13.7	16,694,769	337	9.1	
9	4,669,514	3,809,679	859,835	207	10.0	16,802,750	340	0.6	
10	4,556,845	3,667,813	889,032	202	-2.4	15,806,218	319	-5.9	
11	4,901,317	3,959,621	941,696	217	7.6	16,357,572	331	3.5	
12	5,272,095	4,256,403	1,015,692	233	7.6	17,818,590	360	8.9	
13	5,286,310	4,229,257	1,057,053	234	0.3	16,215,657	328	-9.0	
14	5,771,975	4,646,240	1,125,735	255	9.2	16,522,804	334	1.9	
15	5,727,240	4,633,892	1,093,348	253	-0.8	13,296,330	269	-19.5	
16	6,756,830	5,508,926	1,247,904	299	18.0	16,831,112	340	26.6	
17	7,450,103	6,120,709	1,329,394	330	10.3	17,403,565	352	3.4	
18	8,107,963	6,733,585	1,374,378	359	8.8	17,534,565	354	0.8	
19	9,152,186	7,721,258	1,430,928	405	12.9	17,294,935	350	-1.4	
20	9,146,108	7,711,828	1,434,280	405	-0.1	15,987,250	323	-7.6	
21	7,581,330	6,119,394	1,461,936	335	-17.1	15,445,684	312	-3.4	
22	9,443,696	7,919,726	1,523,970	418	24.6	16,637,224	336	7.7	
23	7,135,449	5,448,050	1,687,399	316	-24.4	16,993,987	343	2.1	

2 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

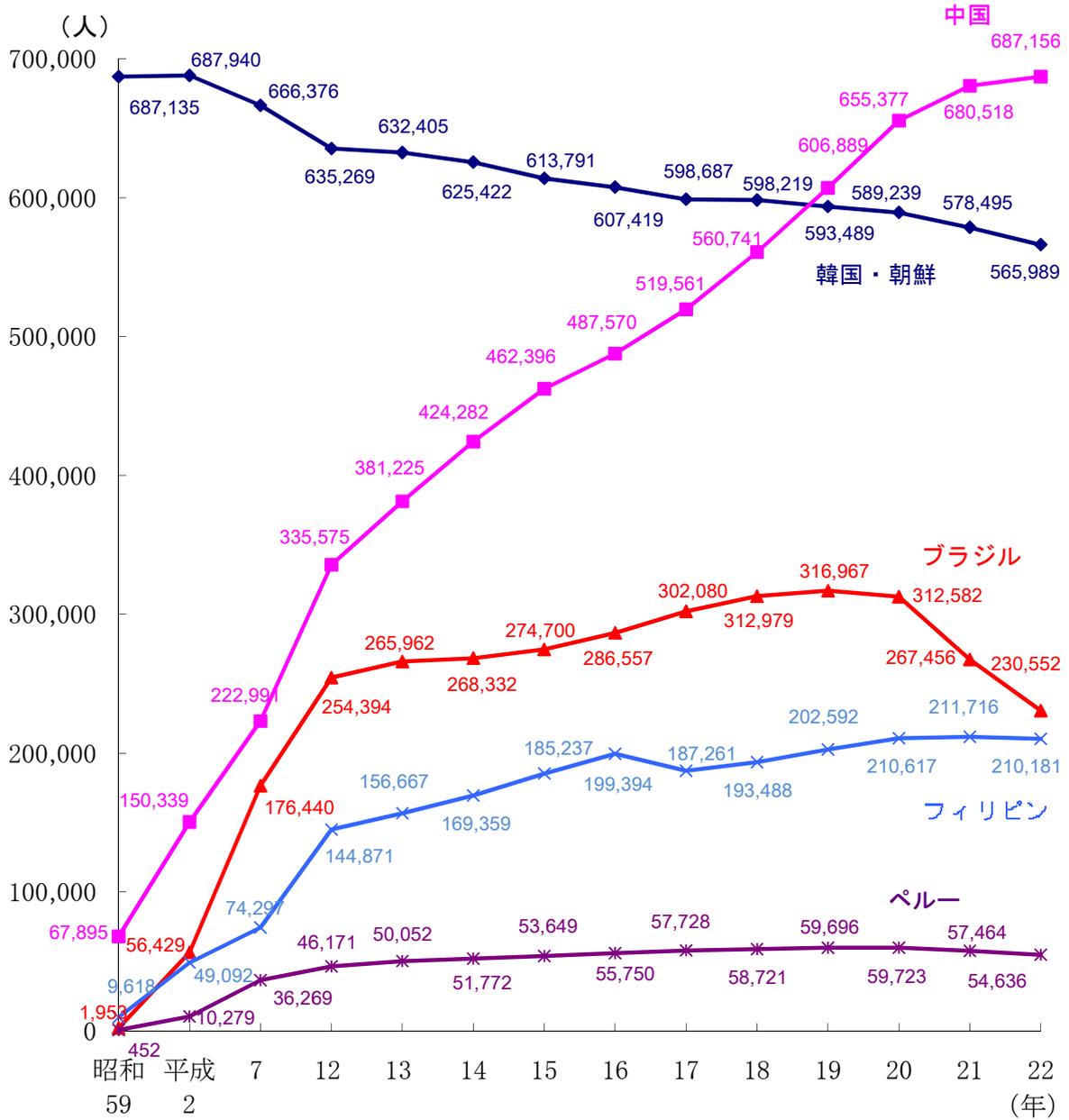


(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

(出典：平成23年度版出入国管理（法務省入国管理局編）)

3 主な国籍(出身地)別外国人登録者数の推移



(出典：平成 23 年度版出入国管理（法務省入国管理局編）)

4 留学生関係

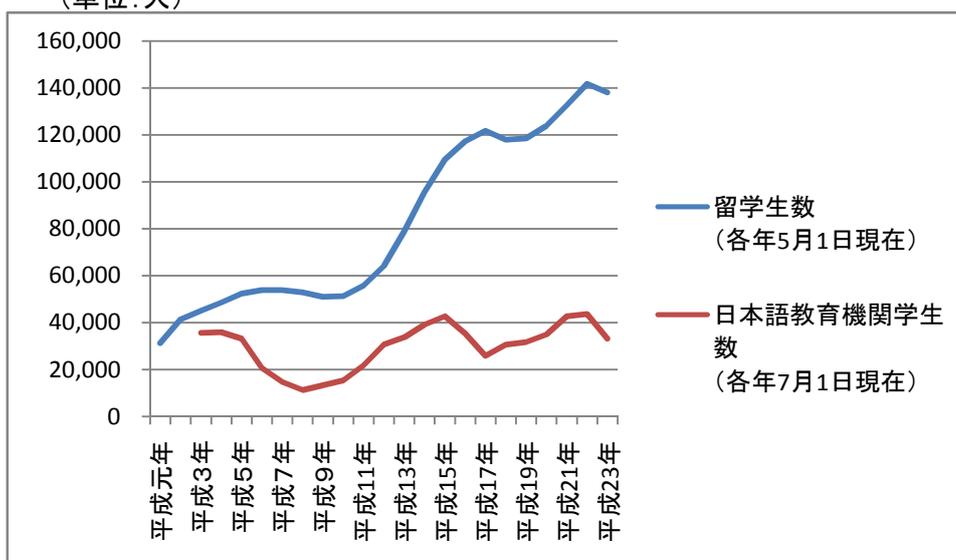
(1)留学生数・日本語教育機関学生数の推移

(単位:人)

	留学生数 (各年5月1日現在)	日本語教育機関学生数 (各年7月1日現在)
平成元年	31,251	
平成2年	41,347	
平成3年	45,066	35,576
平成4年	48,561	35,953
平成5年	52,405	33,107
平成6年	53,787	20,580
平成7年	53,847	14,585
平成8年	52,921	11,224
平成9年	51,047	13,234
平成10年	51,298	15,269
平成11年	55,755	21,787
平成12年	64,011	30,631
平成13年	78,812	33,757
平成14年	95,550	39,205
平成15年	109,508	42,729
平成16年	117,302	35,379
平成17年	121,812	25,860
平成18年	117,927	30,607
平成19年	118,498	31,663
平成20年	123,829	34,937
平成21年	132,720	42,651
平成22年	141,774	43,669
平成23年	138,075	33,122
前年比	-2.6%	-24.2%

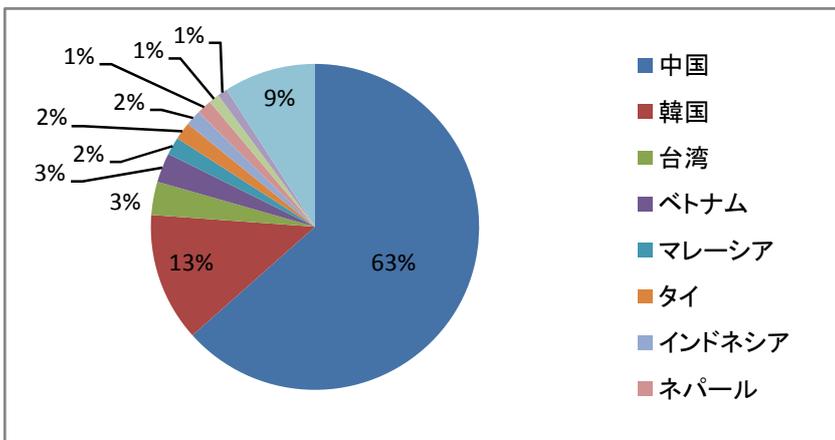
(出典:「平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果」(日本学生支援機構)及び「日本語教育機関の概況」(日本語教育振興協会))

(単位:人)



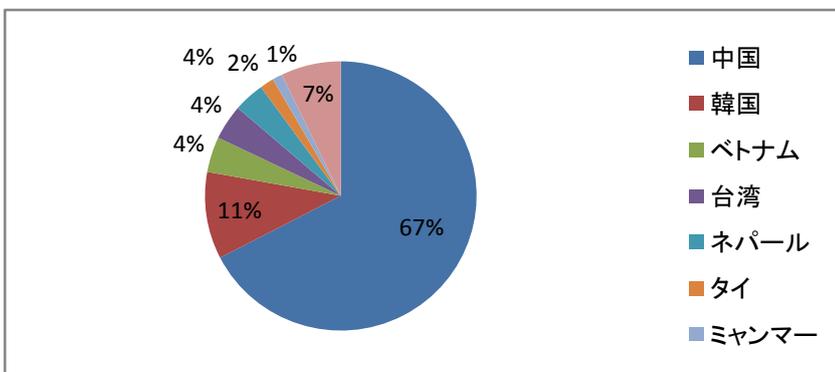
(2)国籍(地域)別留学生数(平成23年5月1日現在)

		留学生数(人)	構成比(%)
1	中国	87,533	63.4
2	韓国	17,640	12.8
3	台湾	4,571	3.3
4	ベトナム	4,033	2.9
5	マレーシア	2,417	1.8
6	タイ	2,396	1.7
7	インドネシア	2,162	1.6
8	ネパール	2,016	1.5
9	アメリカ	1,456	1.1
10	バングラデシュ	1,322	1.0
	その他	12,529	8.9
	合計	138,075	100.0



(3)国籍(地域)別日本語教育機関学生数(平成23年7月1日現在)

		学生数(人)	構成比(%)
1	中国	22,324	67.4
2	韓国	3,467	10.5
3	ベトナム	1,404	4.2
4	台湾	1,390	4.2
5	ネパール	1,219	3.7
6	タイ	558	1.7
7	ミャンマー	391	1.2
	その他	2,369	7.1
	合計	33,122	100.0



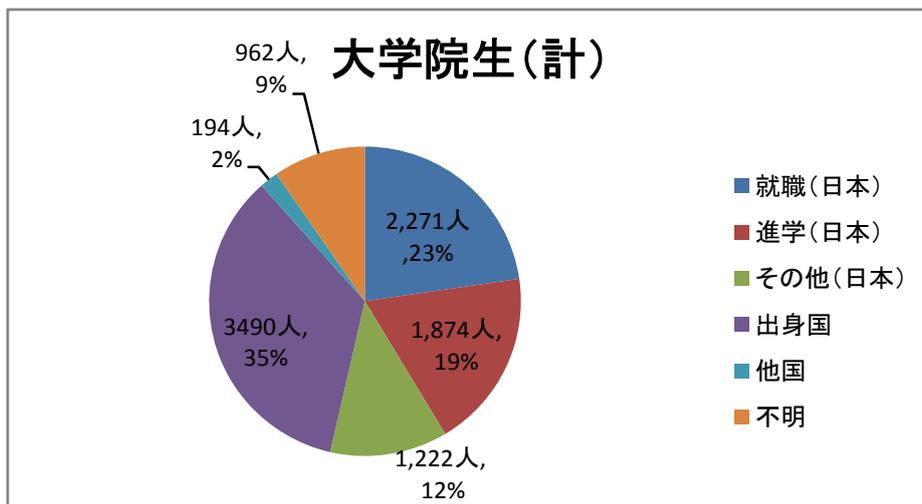
(出典:「平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果」(日本学生支援機構)及び「日本語教育機関の概況」(日本語教育振興協会))

(4)外国人留学生進路状況調査結果

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

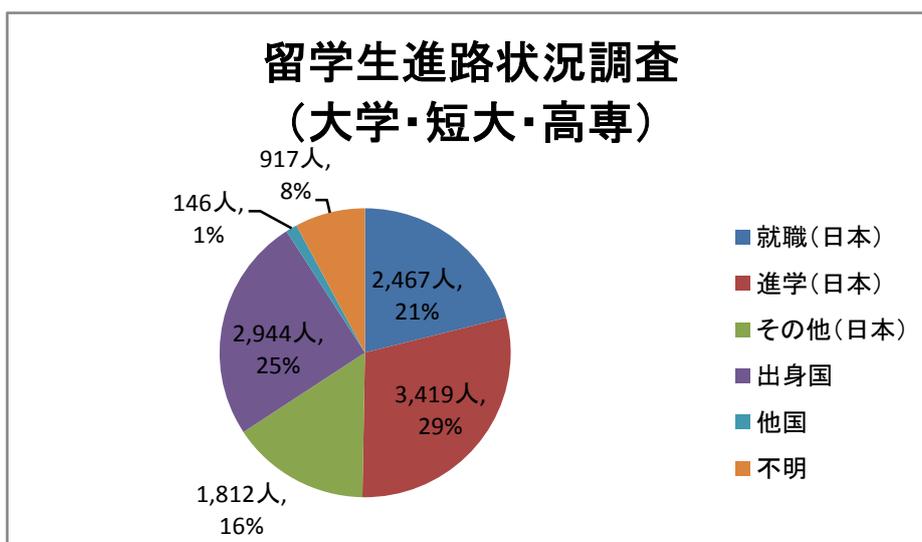
(単位:人)

	就職(日本)	進学(日本)	その他(日本)	出身国	他国	不明	計
大学院生(計)	2,271	1,874	1,222	3,490	194	962	10,013
博士課程	716	90	351	1,135	87	229	2,608
修士課程	1,555	1,784	871	2,355	107	733	7,405
比率(%)	22.7%	18.7%	12.2%	34.9%	1.9%	9.6%	100.0%



(単位:人)

	就職(日本)	進学(日本)	その他(日本)	出身国	他国	不明	計
大学生(計)	2,467	3,419	1,812	2,944	146	917	11,705
大学	2,374	2,792	1,715	2,763	144	912	10,700
短大	90	481	97	176	2	5	851
高専	3	146	0	5	0	0	154
比率(%)	21.1%	29.2%	15.5%	25.2%	1.2%	7.8%	100.0%



(出典:「平成21年度外国人留学生進路状況調査」(日本学生支援機構))

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

平成23年12月
法務省入国管理局

制度の概要・目的

高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受入れを促進するため、高度人材に対し**ポイント制**を活用した**出入国管理上の優遇措置**を講ずる制度を導入。
高度人材の活動内容を**学術研究活動**、**高度専門・技術活動**、**経営・管理活動**の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、**ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えること**により、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。

※海外から入国する場合の手続の流れについては別紙1、ポイント計算表は別紙2

「高度人材」のイメージ

我が国が積極的に受け入れるべき高度人材とは…

「**国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材**」であり、「**我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との協働環境を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材**」
(平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書)

例えば…

- ①学術研究活動…基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ②高度専門・技術活動…専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者
- ③経営・管理活動…我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

優遇措置の内容

- ・ 複合的な在留活動の許容
- ・ 在留期間「5年」の付与
- ・ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ・ 入国・在留手続の優先処理
- ・ 配偶者の就労
- ・ 親の帯同
- ・ 高度人材に雇用される家事使用人の帯同

※優遇措置の詳細については別紙3

法令上の位置付け

- ・ 在留資格「特定活動」の一類型として整備
- ・ ポイント制における評価項目と配点は、告示で規定
- ・ 現在の在留資格に関する要件（在留資格該当性・上陸許可基準適合性）を満たす者の中から高度人材を認定する仕組みとする

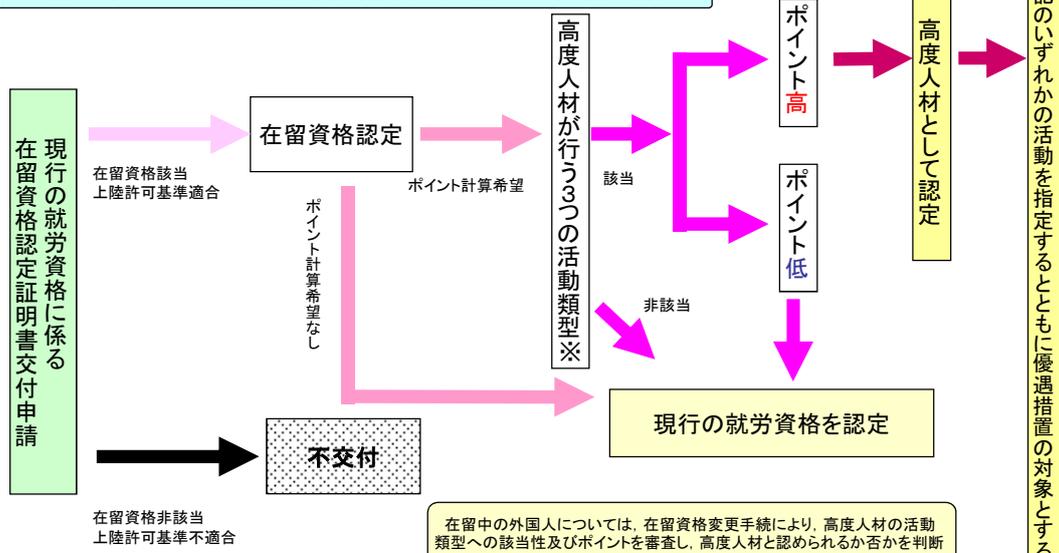
制度開始後のフォローアップ

法務省において制度開始後1年をメドに実施状況を分析し、その結果を踏まえ、関係省庁、経済界・労働界を交えて制度の見直し及び在留期間の更新の取扱いについて検討する。

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

別紙1

高度人材としての在留資格認定証明書を取得するまでの手続きの流れ



※学術研究活動……本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動
高度専門・技術活動……本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動
経営・管理活動……本邦の公私の機関の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

ポイント計算表

別紙2-①

学術研究分野		高度専門・技術分野		経営・管理分野											
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者 30 修士号(専門職に係る博士を含む)取得者 20	学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者 30 修士号(専門職に係る博士を含む)取得者 20 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く) 10	学 歴	博士号又は修士号取得者 20 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く) 10										
職 歴	7年～ 15 5年～ 10 3年～ 5	職 歴	10年～ 20 7年～ 15 5年～ 10 3年～ 5	職 歴	10年～ 25 7年～ 20 5年～ 15 3年～ 10										
年 収	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は別紙2-②。 40 ※主たる受入機関から受ける源泉徴収額の範囲の年収 10	年 収	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は別紙2-②。 40 ※主たる受入機関から受ける源泉徴収額の範囲の年収 10	年 収	3000万円～ 50 2500万円～ 40 2000万円～ 30 1500万円～ 20 1000万円～ 10										
年 齢	～29歳 15 ～34歳 10 ～39歳 5	年 齢	～29歳 15 ～34歳 10 ～39歳 5	ポ ー ナ ス ①	日本政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労 10										
ポ ー ナ ス ①	日本政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労 10	ポ ー ナ ス ①	日本政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労 10	ポ ー ナ ス ② [地 位]	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ 10 取締役、執行役ポストでの受入れ 5										
ポ ー ナ ス ② [研究実績]	詳細は別紙2-③参照 15	ポ ー ナ ス ②	本邦の高等教育機関において学位を取得 5	ポ ー ナ ス ③	本邦の高等教育機関において学位を取得 5										
ポ ー ナ ス ③	本邦の高等教育機関において学位を取得 5	ポ ー ナ ス ③	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 10	ポ ー ナ ス ④	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 10										
ポ ー ナ ス ④	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 10	ポ ー ナ ス ④ [資格]	職務に関連する資格の保有(一つにつき5点) 10	合 格 点 70											
合 格 点	70	合 格 点	70	年収は左欄の区分に応じ、右欄に掲げる金額以上であること <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>年収最低基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～30歳未満</td> <td>340万円</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td>440万円</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上</td> <td>600万円</td> </tr> </tbody> </table>		年齢区分	年収最低基準	～30歳未満	340万円	30歳以上35歳未満	440万円	35歳以上40歳未満	500万円	40歳以上	600万円
年齢区分	年収最低基準														
～30歳未満	340万円														
30歳以上35歳未満	440万円														
35歳以上40歳未満	500万円														
40歳以上	600万円														

(注)例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける550点以上の得点

別紙2-②

学術研究分野及び高度専門・技術分野の年収ポイント

年収	年齢	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円		40	40	40	40
900万円		35	35	35	35
800万円		30	30	30	30
700万円		25	25	25	—
600万円		20	20	20	—
500万円		15	15	—	—
400万円		10	—	—	—

研究実績に係るポイント評価

別紙2-③

研究実績 (15点まで)	特許の発明 1件～	15
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	15
	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申出人が責任著者であるものに限る。)が3本以上で15点を付与。	15
	上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(上記データベースで確認できない雑誌への論文掲載、著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイント付与の適否を判断。	15

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度における優遇措置

別紙3

